

ドイツの4都市における異文化共生への取り組みと問題状況

——異文化間教育・ユースワークに関する実地調査研究報告——

社会教育教室 生 田 周 二

Practices and Tasks of Intercultural Coexistence in 4 Cities in Germany

——A Report of the Research on Intercultural Education and Youth Work——

IKUTA Shuji

はじめに

本論文は、平成8年度文部省海外研究開発動向等に係る研究者派遣として、「ドイツ連邦共和国の4都市における異文化間教育・ユースワークの理論と実践に関する調査研究」のテーマの下に、1996年10月13日から12月12日までの2カ月間ドイツに滞在した報告書的性格を持つ。

4都市とは、トルコ人や旧ユーゴなどからの難民が多く、外国人比率の高い旧西独側のフランクフルトFrankfurt am Main (ヘッセン州)、フライブルクFreiburg im Breisgau (バーデン・ヴュルテンベルク州)、2～4%の外国人比率であるが却って外国人敵視の傾向が強いと言われる旧東独側の(東)ベルリンBerlin、ロストックRostock (メクレンブルク・フォアポメルン州)である。それぞれの都市の人口、面積、外国人比率、失業率は、以下の通りである。

表0-1：4都市の人口、面積、外国人比率、失業率(1995年12月31日現在)

	人口(人)	面積(km ²)	外国人比率(%)	失業率(%)
フランクフルト	653,241	248.3	28.8(内旧ユーゴ24.6)	8.0
フライブルク	185,294	153.0	11.5(内イタリア人13.0)	9.7
ベルリン	3,471,418	889.1	12.6(内トルコ人31.6)	14.2
ロストック	224,571	180.6	2.0(内ベトナム人20.3)	15.8

これら4つの地域のユースワークを下記のプロジェクを中心に比較検討し、異文化共生を目指し相互のコミュニケーションの確立を図る戦略、各都市の問題状況の違いと共通性を検討した。

1) フランクフルト：国際青少年センターの活動と外国出自の青少年との共生をはかるユース・コミュニティ活動

特に、トルコ人の多い地区での国際青少年センターにおける職業訓練と余暇提供、トルコ人団体の活動、及びアメリカ青年・ドイツ青年・トルコ青年によるプロジェクト「暴力を止めよう」を通じての共同活動

2) フライブルク：言語・職業訓練と地域施設での文化活動の実態

旧ソ連からのドイツ人二世の青年に対する言語・職業訓練、外国人自主団体Ausländerinitiative e.V.の活動、職業訓練促進援助 (ABH)、底辺層の外国人の多い地区での青少年施設の活動

3) ベルリン：外国人の相談援助組織RAAの活動と職業訓練並びにストリートワーク

東側でのRAAによる学校施設を活用した「生徒クラブ」、東側を中心とするストリートワーク団体「ギャングウェイ」、及び外国人代理人の事務局で実施する積極的トレーニングコース

4) ロストック：外国人への対応とドイツ系帰国移住者への対策

ロストック外国人評議会ABROの活動、外国人問題解決の地域活動団体 (RAA) による児童施設等での活動と民衆大学プロジェクト「東西統合OWI」

特に、次の点を参考にし、ユースワークと学校・職業訓練の関わりについて、比較的細かく検討している。

「これまで、異文化間教育を、一貫する行動原理として移し替える事はうまくいっていないが、学校と職業訓練は、しかしながら安定した社会的統合機関として示される。学校と職場において外国人児童・青年の統合のための特有の助成・支持措置が、第三世代にも必要である。とりわけ学校から職業への移行のような段階に。観点はしかしながら、外国人児童・青年の欠損にあってはならない。次の点が問題になるべきである。彼らが二言語・多言語そしてバイカルチャーな経験を通して獲得した、そしてこれまでほとんど用いられなかった社会的潜在力を表す強さを助成することである。目標は、異文化間教育・コミュニケーションを学校前段階、学校、職業訓練における自明の行動原理にすることである。」(Biamino: 3)

第1章から第3章までは、「外国人の置かれている状況と教育・職業的統合の必要性」「一般教育学校及び職業訓練における外国人・ドイツ系帰国移住者の助成」「ドイツ系帰国移住者への対応」について述べ、第4章から第7章まで各都市の異文化間教育・ユースワークの状況を叙述する。

第1章 外国人の置かれている状況と教育・職業的統合の必要性

フライブルク専門大学のMaierらは、外国人を社会的カテゴリーとして用いている。「他の文化と言葉の中で育ち、ないしはこれらによって多かれ少なかれ強く規定され、国内の住民によってよそ者と見なされ、取り扱われる人々」で、そこから「出自や社会化に基づいているだけではなく、その環境によってどう見られ取り扱われるかにもよる」ため、法的規定とは別に、ドイツ系帰国移住者やシンティ・ロマなども含まれる (Maier u.a.: 9)。

職業的統合は、本質的要素として、学校終了の成功、学校から職業訓練制度への移行、職業訓練の終了の成功、資格ある就業者として労働過程への組み込み、中・長期的な保障された資格ある職業活動を含んでいる (Maier u.a.: 9)。

さらに学校や職業訓練との関連で、外国人を4グループに分けている (Maier u.a.: 16-17)。

- a) ドイツに生まれ育ち、最初からドイツの学校に通った外国人：特にガストアルバイターの第 2, 3 世代
- b) 既に故国で学校に通い、ほんの数年しかドイツの学校に通っていない外国人：16歳の移住年齢制限の直前にドイツへ来たトルコ人
- c) 故国での学校教育修了後ドイツへ来たが、一部数年学校義務にある外国人：「新しい中途入学者 Seiteneinsteiger」としての難民と庇護権申請者、及びドイツ系帰国移住者
- d) 故国で学校を終了せずドイツでも全くかほんの一時期しか学校に通わなかった外国人。

1. 滞在承認 Aufenthaltsgenehmigung 規定

外国人青少年の生活現実の背景を大きく規定している1991年1月1日発効の新外国人法及び庇護権手続き法によれば、滞在権は、下記の通り細かく分岐している。

— 一期限付き滞在許可 befristete Aufenthaltserlaubnis (21条)

最初の申請の際に得るもので、2年毎の延長がある。また、連邦内で生まれた子どもにも与えられるが、その条件は、母親が滞在許可か滞在資格 Aufenthaltsberechtigung を有していることである。

— 無期限滞在許可 unbefristete Aufenthaltserlaubnis (26条)

16歳になった子どもに付与されるが、条件は8年前から期限付き滞在許可を持ち、十分なドイツ語能力があることである。

— 滞在資格 Aufenthaltsberechtigung (27条)

時間的・空間的に無制限の資格で、青少年は、8年の継続的・合法的な滞在后、最短は保障義務のある営利的活動 Erwerbstätigkeit の確保の後5年で得ることができる。

— 滞在付与 Aufenthaltbewilligung

外国人が一時的に、一定の目的のために連邦内に滞在する場合（例えば研究のため）に、最長2年間与えられる。

— 滞在権限 Aufenthaltbefugnis (30条)

外国人が、他の滞在承認を得られないが、国際法上あるいは緊急の人道的理由から連邦内での受け入れと滞在を認めるケースである。

— 黙認 Duldung (55, 56条)

国外退去の一時的な延期措置で、その条件は、帰国により危険が生じる、あるいは法的・事実上の理由があり退去が不可能などの場合である。

— 滞在認可 Aufenthaltsgestattung (庇護権手続き法 Asylverfahrensgesetz 55条)

庇護権の手続きをする外国人のための滞在許可である。

さらに、新外国人法では、帰還への権利 Recht auf Wiederkehr (16条) が規定され、「未成年の時、合法的に連邦内において普通の滞在进行していた外国人は、滞在許可 Aufenthaltserlaubnis 付与の権利主張を持つ」(Kämper: 49)。条件は、出国前に8年間合法的に滞在し6年間通学していたこと、生計を自己の営利的活動によりあるいは第三者の扶養義務により継続的に5年間保障されていること、満15歳から満21歳前及び出国後5年経過以前の3つである。

滞在権の具体例では、アラビア人青年の多くは、滞在権限 Aufenthaltbefugnis を持つが、市民権獲得 Einbürgerung²⁾ をする。滞在権限の場合、付与する理由が続いていれば、2年ごとに更新でき、8年後に生計の維持が自己の経済活動で行われていれば無期限の滞在許可 Aufenthaltserlaubnis が

付与される。

トルコ青少年はたいがい、家族構成員として滞在許可か滞在資格Aufenthaltsberechtigungを持っている。しかし、様々な種類の滞在資格の存在が、社会的緊張を拡大していると言われている。また、次に見る労働促進法AFGに関連する規定が、かえって外国人への労働許可との関連で、状況の悪化に貢献している (Gangway, 1996: 21)。

一家庭内では、親の不安定な滞在資格が帰国志向に向かう一方で、青年は定着志向が強い。

一青少年間では、嫉みと喧嘩の種となる傾向がある。

一青少年自身の中でも、不安定な滞在資格の場合、第二市民にしか過ぎないという小価値コンプレックスに陥りやすく、無志向性、価値と将来展望の喪失につながるケースがある。

2. 労働許可Arbeitserlaubnis

労働許可は、「非ドイツ雇用者に対する労働許可規定」Arbeitserlaubnisverordnung (AEV) (94年9月30日最終改正)に定められており、滞在権の地位との関係(5条)では、「労働許可は、滞在承認を受けているものだけに付与される」という原則の下にある。

a) 一般的労働許可allgemeine Arbeitserlaubnis: 労働市場状況に対応して、一定の企業あるいは一定の職業活動に付与される。最長3年で、請求権はない。

b) 特別労働許可besondere Arbeitserlaubnis: 労働市場状況とは別で、一定の企業での一定の職業活動への限定はない。最近6年間、継続的に滞在し、滞在許可か滞在権限を持つときなどに付与され、原則的に期間は無制限である。

外国人青少年は、親について連邦域内に来た時、労働許可を受ける次の特別条件の下にある。

一さしあたり労働許可への要求はできない

一最初の従業への労働許可は、1年の待機期間Wartezeitの後、付与される

一滞在許可や滞在権限を持ち、次の場合に、特別労働許可が付与される

1. 普通学校の修了資格、あるいは国家的に承認されたあるいは同等の規定の職業訓練の修了を得た場合
2. 職業全日制学校年あるいは学校外職業準備的全日措置に少なくとも10カ月定期的に、そして適切な職員の下で参加した場合、あるいは
3. 国家的に承認されたあるいは同等の規定の職業訓練職種において職業訓練のための訓練契約を結んだ場合

一18歳未満の青少年が、滞在許可や滞在権限を持ち、5年の継続的滞在后、特別労働許可の要求ができる (Kämper: 50)。

以上の労働許可の規定をめぐる状況により、特に生まれてからドイツに暮らしている「第二・第三世代の外国人青少年は、ドイツ人の同世代と自らを比較し、明らかに不利益を被っていると思っている。不当なものとして、彼らは、どこにもドイツ人と同じチャンスはないことを体験する。」

(Kämper: 50-1) 具体的には、Biaminoによれば、全ドイツ人の2.1%、全外国人の5.1%が、職業訓練の場が紹介されない状況である。ベルリンでは、職業訓練関係数は1076件上昇(2.0%)しているが、外国人との契約数は19件減少(0.4%)している。下記の統計からも、平均以上に多くの外国人が職業訓練がなく、仕事がない状況が映し出されている。

1994年の外国人青年の失業率	: 20歳未満 (西ベルリン)	31 %	: 20—25歳	30 %
一般的失業率との比較 (1995年)	: 20歳未満 (西ベルリン)	12.3%	: 20—25歳	15.2%

3. 外国人青年の問題

Maierらは、外国人青年の特有の困難について、国籍、法的地位、出身国の文化、入国時の年齢、個人的人格構造などにより様々であるが、以下の点を指摘している (Maier u. a.: 20-21)。

a) 学校修了資格の低さ

特に基幹学校終了を持たないケースが顕著で、職業訓練法によれば基幹学校終了は前提ではないが、実際には最低条件として求められている。比率的高いのは、促進学校、職業準備年、職業基礎教育年に関わっている青年である。Biaminoは、大都市では、基幹学校が「ゲットー学校 Gettoschulen」になる傾向があり、1993年では外国人生徒の21%が基幹学校を修了せずやめており、ドイツ人生徒の3倍に上っている点を指摘している (Biamino: 1)。

b) 不十分なドイツ語能力

これは、学校の成績の低さ、申請手続きでの機会の少なさ、訓練での理論獲得の際の困難、顧客志向的活動に入り込めないという問題に通じる。

c) 実践的成績は良いが、理論的訓練での問題

この背景には、第一にb)とも関わるが、言葉の問題、特に専門用語の理解の困難、第二に授業が体系的に組み立てられ問題志向性があまりないため、抽象性が高く分かりにくいことが挙げられている。つまり、外国人にとって、提示される物質的・文化的な考え方が表面的にしかわからないという問題である (ABH, 1995: 3)。

d) 家族の将来計画と帰還計画 Rückkehrpläne

青年の生活計画や職業選択に直接影響する問題である。

e) 親の職業的地位がハードルになるケース

特に自己経営者の子どもにあてはまり、親の経営で未熟労働をする場合が多い。この背景には、「多くの親は自分自身、職業訓練を終えておらず、それゆえ子どもの職業訓練に関連する必要性を見ない」(Maier u. a.: 21) 傾向が指摘されている。また、子どもが職業訓練を通して親より高い地位を得るのを恐れる傾向もあると言われる。

f) 性特有の役割付与 Rollenzuweisungen

特にトルコ人の少女の場合、職業資格に対する親の否定的な態度が、基幹学校終了ですむ技術的業種へと少女達を向かわせる。男性青年の場合、自動車修理工、電気関係職種が多く、女性青年の場合、美容師、医師助手 (南バーデンでは、訓練生の19.2%が外国人、8.5%が強制移住者)、店員といった状況である。外国人の女性の訓練への参加は、男性より明らかに低い。

また、これに関わって、「一般的に言えるのは、人種主義と暴力の増加が第一に男性の現象であれば、自己免疫的 autoaggressiv で抑鬱的な反応は少女の場合に見られる」(ABH, 1995: 4) という指摘もある。つまり、暴力的行動が目立った少女グループはほとんどなく、保守的役割設定、将来の人生観、グループ内での(見かけ上)忍耐的な従属、「多くの場合、個々の少年の女友達として、あるいは『添え物 Anhängsel』としてグループ内に統合されている」という実態がある (Gangway, 1996: 98)。

g) モチベーションの少なさあるいは無さ

この背景には、第一に不安定な個人的将来展望、第二にトラウマ的経験、すなわち迫害、逃亡、社会文化的故郷の喪失、厄介な家族関係という重荷による心理的作用が特筆される。また、社会扶助受給者の場合さらに、彼らの労働への少ない俸給が生活費への援助によって差し引かれる実

態も労働への動機づけを減退させている。

h) 少ない情報

ドイツの学校制度、様々な職業訓練可能性について、特に親の側で、その必要性や仕組みについて知らないケースが多いことである。このため、保護者活動の重要性が指摘されている。

i) 上記にさらに、政治的、経済的、社会・文化的要因が加わる。外国人の多くは、手工業、工業やサービス業で、事務や公的業務は少ない。その背景には、職業訓練企業の人員獲得戦略の際の選別メカニズムがあり、企業の主目標は、自らの必要のため、資格と専門性を有する専門家の育成を目指す。また、顧客への配慮、つまり顧客によって拒否されることを回避するため、重要な基準として統合の程度、特に言葉、服装の習慣、社会的行動に基準が置かれる点が指摘される。これは、Maierが引用している企業教育連邦研究所Bundesinstitut für betriebliche Bildung (BIBB)の調査によるが、外国人に対する人事課長の個人的態度も重要で、企業で外国人の採用に留保が付けられるケースが多い。二言語性、社会的行動、2つの文化的背景の中で動ける能力は、付加的能力としてあまり承認されないとされている (Maier u.a.: 22)。また、外国人は、労働局を通じて職業訓練の場を見つけようとする傾向にあるが、労働局に対する企業の一般的にネガティブなイメージからすれば、かえってマイナスである。

公的業務における外国人の採用であるが、「工業、商業、手工業が若い移民の職業訓練と資格付与に意義ある貢献をしている一方で、公的業務は、今日までこの社会的課題設定を拒否している」(Biamino: 2) 現状があると言われ、外国人比率を高める措置の必要性が指摘されている。

それ以上に、東西統一後の景気の悪化で、現在、就職機会の劇的な悪化に見舞われている。80年代に職業訓練の場の提供の増加と申請者数の減少により、外国人青年にとって有利な状況が生まれ、外国人青年(15~18歳)の職業訓練参加率は、バーデン・ヴュルテンベルク州では1985年26%から92年46%に増加したが、ドイツ人(71%)に比べなお3分の1少ない。職業訓練関係の数は、1993年から94年にかけて連邦全体で10%の後退で、公的業務30%、工業・商業8%それぞれ後退し、手工業だけは少し増加した。フライブルクでは、訓練の場が20%後退する一方で、訓練の場を求める青年の数の増加が見られる。また、Maierによれば、1993年には職業訓練生の8.6%が外国人であった。移民の統合は、労働市場における位置と不可分の関係にあり、より確かな労働の場と十分な収入が、自立した、自己意識ある生活経験の前提となる。しかし、ドイツでは、若い移民の失業率は、1990年7.5%、1993年14.1%と倍加している (Biamino: 2)。

社会・文化的には、日常的に、外国人生徒は、同化への圧力と排除を、次のように学校の構造と内容を通して経験しているといわれる。

「ドイツの学校は国民的学校である。その歴史的任務は、国民国家の実施の中にあるので、それは自明のごとく19世紀においては単一言語とモノカルチャーであった。多数派に即した原則的にエスノセントリックな造りは、変化しないままである。少数派には、多数派の価値と規範への適応が求められる(例えば明らかに外国人児童の母語との付き合いの際に)。(Biamino: 2)

外国人敵視的・人種主義的心的態度・行動様式について、目立った暴力はめったにないが、拒否は以前よりも多く感じられているとも言われている。移民児童・青年に緊張と対立を生み出す元は、こうした拒否への不安Versagenängste, よそよそしい経験Unzulänglichkeitserfahrungen, 拒否と不利益の感覚である。また、不安は、男子青年と親の場合、失業を通じて大きくなり、諦めと場合により怒りとなる。

そうした意味で、指摘されているのが、「学校や職業訓練施設で、労働措置の枠内で、異文化間学

習への価値をもっと重視しなければならないだろう。外国人青年が統合され、より大きな受容が彼らに対して生じうるために。」(Gangway, 1996: 13) という点である。

第2章 一般教育学校及び職業訓練における外国人・強制移住者の助成

1. 一般教育学校での助成

Maierらの叙述を元に整理すると、普通学校で特に問題になる点は、言葉の助成、資格ある学校修了の達成、職業選択への準備で、下記の措置が行われている。

a) 国際的準備クラスInternationale Vorbereitungsklasse (IV)

普通クラスへの準備のため、1年間、少なくとも10人の生徒がいれば作られる。フライブルクでは、1994/95年度に、251人の外国人に対して5基礎・基幹学校に15クラスが設置された。

b) 付加的助成コースzusätzliche Förderkurse

高い外国人比率のため、中心的教科(特にドイツ語と数学)でクラスを分ける措置である。フライブルクでは、5基礎・基幹学校(Adolf-Reichwein-Schule, Anne-Frank-Schule, Karls-Schule, Loretto-Schule, Pestalozzi-Schule)に置かれている。

c) ドイツ系帰国移住者・助成クラスAussiedler-Förderklassen

フライブルクには、6つの普通学校、8学級、134人の生徒がおり、これ以外に、25人が実科学校助成クラスRealschule-Förderklassen、20人がギムナジウム助成クラスGymnasial-Förderklassenに在籍する。さらに、カリタス協会実業・語学学校に1995/96年度51人が在籍していた。1994/95年度には、ドイツ系帰国移住者の特別言語助成のための教師給付の3分の1が切られている。

以上3つの内、IVとドイツ系帰国移住者・助成クラスは、中途入学者Quereinsteigerのための措置である。IVの場合、フライブルクでは、参加者全員が5年未満のドイツ滞在であり、また中途放棄率の低さ(3%)が指摘されている。彼らの半数が学校や職業学校へ、約3分の1が職業訓練へ、13%が継続する措置へ、失業率は僅か3%で、職業的統合へのよいチャンスを作るきっかけとなっている。

d) 実習Praktika

基幹学校で提供されている、生徒にとって労働生活や労働分野を良く知る理想的な分野である。

e) 保護者活動

年に数回集まる「親の夕べ」の形態は、外国人の親から不評で、新しい形態の保護者活動が模索されている。

f) 学校ソーシャルワーク

個人的カウンセリングや授業とは別のケアで、こうした専門能力を持った形態は、フライブルクでは存在しない。例外として総合制学校とIVクラスがあげられる。「基幹学校での学校ソーシャルワークの設置は、外国人青年の職業的統合へのチャンスを改善するおそらく最も重要な貢献であるだろう」(Maier u.a.: 30)とされている。

2. カウンセリング

a) 労働局の職業カウンセリング

普通学校の最終学年での情報提供の企画で、労働局での個別カウンセリングへの招待や職業情報センターも紹介が行われる。

b) 青年職業援助Jugendberufshilfe

職業学校センターでの重要な補完的機能を持ち、職業発見と職業選択の際の動機づけと情報提供を、個人面談、グループ企画、余暇提供などを通して実施している。また、今後役立つものとして、職業的統合への様々な援助についての情報誌の発行が指摘されている。

3. 職業準備

a) 職業準備年Berufsvorbereitungsjahr (BVJ)

バーデン・ヴュルテンベルク州では、職業学校義務の始めに職業訓練関係を持たない生徒のために導入されている。そのため、主に職業教育への直接的な移行がうまくいかなかった以前の促進学校生、学校修了資格を持たない、あるいは低い学校修了資格の基幹学校生が中心となっており、旧ソ連からのドイツ系帰国移住者、旧ユーゴからの難民、若い外国人（トルコ、イタリア）が全参加者の50%以上に上っている（ABH, 1995: 2）。

この課程は、1年間、全日学校に通った後、職業学校義務を満たす。この期間の課題は、様々な職業分野における専門理論的科目と専門実践的科目による職業基礎知識の伝達である。また、十分なドイツ語能力のない青少年にとって、ドイツ語授業に重きを置いた特別形態が採られている。フライブルクでは、1995/96年度に、4職業学校に計12クラス、186人の生徒が参加し、その3分の1が外国人（州では3分の2）であった。しかしフライブルクでは、外国人比率が低いいため、職業学校にBVJ言語コースが無く、言語助成を必要とする外国人は、民間団体の職業準備の措置に通うことになる。

BVJの活性化のためには、1) 実践的部分の強化、2) クラス担当教師制の採用、3) 助成学校、基幹学校、職業学校との連携の強化、4) 保護者活動の強化と措置終了後も継続する学校ソーシャルワークの構築が指摘されている。

b) 基礎職業訓練課程Grundausbildungslehrgänge

職業訓練の場や職場が無い青年のために提供され、参加は学校教育の達成段階を前提にせず、訓練に対するモチベーションを強化する目的がある。期間は、12カ月である。フランクフルトの国際青少年センターの例を参照されたい。

c) 助成課程Förderungslehrgänge

学校義務を果たしたが、一時的な発達困難のために、生活状態の理由で、あるいは学習困難のために、特別な援助を必要とする青年のための提供である。期間は、最大12カ月である。フライブルクでは、特別に外国人の青年とドイツ系帰国移住者のために作られた助成課程がある。課程内で、基幹学校修了への準備も可能で、修了後、修了証明と共に、「特別労働許可besondere Arbeitserlaubnis」を得る（Maier u. a.: 32）。

d) 職業実習年Berufspraktisches Jahr

失業青年のための措置で、職業活動への接続と継続的組み込みが意図されている。

基礎職業教育課程と助成課程の、職業準備年BVJと比べた有利さは、1) 高い実践部分、2) ソ

ーシャルワーク的な個人的世話を保障, 3) 基幹学校修了資格獲得への可能性, 4) 労働行政により扶養費が保障され, 高いモチベーションが得られ, 他方, 同時に成績が不十分な場合の制裁もある点である。

基礎職業教育課程と助成課程の参加者は, フライブルクでは90%が5年未満のドイツ滞在中で, 中退率は9%と低く, すべての措置の平均中退率16%を7ポイント下回っている。また, 39%が修了後, 職業訓練を受け, 19%が学校や職業学校に通い, 17%が継続措置に移り, 失業率は3%に過ぎない。職業的統合への機会についての職員による評価(1 = 「非常によいsehr gut」の5段階評定)では, 基礎職業教育課程と促進課程は3.0, 職業実習年2.8と評価が高い。

e) 基幹学校修了資格コースKurse zur Erreichung des Hauptschulabschlusses

独自に, フライブルクの作業・言語学校Werk-u. Sprachschuleと民衆大学VHSで提供されている。参加者は, 旧ユーゴ50%, アジア21%で, 86%が5年未満の滞在中者である。中退率は4%と低い。29%が修了後, 企業の職業訓練に移り, 14%が学校や職業学校へ通い, 46%が失業と高く, 評価も3.8と低い。

f) 自発的社会年Freiwilliges Soziales Jahr :

社会的職業の準備に向けての重要な援助となっている措置であるが, フライブルクでは, 外国人と強制移住者はこの措置をほとんど利用していない。

4. 職業訓練

a) 職業訓練同伴的援助Ausbildungsbegleitende Hilfen (ABH)

訓練中に, 学校での問題や社会的問題が発生した青年が利用する措置で, 特に外国人やドイツ系帰国移住者にとって重要である。特に対象となるのは, 1) 学校や社会的環境において困難を抱える職業訓練生, 2) 外国人とドイツ系帰国移住者の職業訓練生, 3) BVJに通っていた職業訓練生, 4) 青少年援助領域の青年である (ABH, o.J.)。

援助措置は, 青少年教育福祉の側面では, 1) 家庭, 友人関係, 学校・企業で困難に遭遇した場合の個人的カウンセリング, 2) 余暇提供, 週末セミナー, 研究旅行, 3) 訓練の場を探す際の援助である (ABH, o.J.)。理論面での援助措置は, 1) 数学, ドイツ語, 経済学, 社会科の基礎コース, 2) 専門理論と専門計算における助成コース, 3) 中間及び修了試験への集中的準備があり, 実践面では, 1) 訓練関連的プロジェクトの実施, 2) 職業学校との共同, 職業学校教師との連携, 3) 訓練企業との接触, 職業訓練の経過についての職業訓練者との会話が実施される。6人までの小学習グループ単位で, 訓練の後, 夕方あるいは週末に行われ, 参加は自由, 無料である。

例えば, フライブルク近郊のミュールハイムMüllheim市の職業学校では, 2人の教育者PädagogInnenがBVJと職業専門学校の生徒を対象に, 学校ソーシャルワーカーと協力して, 学校から職業訓練への移行(第1の関門)のための援助として, カウンセリング, 職業準備への援助, 助成授業などを行っている。訓練の最初の半年が訓練中退の危険が最も高いといわれている (ABH, 1995: 6)。職業訓練から職業への移行(第2の関門)は, 男性の場合, 兵役の始めまでの期限付き受け入れが増え, 1993年では, サービス業の卒業生の55%が職を得たが, 金属業42%, エレクトロ業31%に留まっている。この第2関門でのABH参加者への移行援助は, 1) 個人的指導を伴った応募訓練, 2) 労働市場へのカウンセリングと情報, 3) 職場を探す際の援助, 4) 応募段階での動機づけ, 5) 青年と若い親の安定化に向けた余暇提供である (ABH, 1995: 7)。

b) 企業外職業訓練überbetriebliche Ausbildungen (ÜBA)

フライブルクでは、金属労働者・金属精密労働者、家政的技能援助者、家政経済、木材専門加工、塗装専門工の訓練が行われている。フランクフルトの国際青少年センターでも実施されている。

ABH, ÜBAの参加者は、フライブルクの場合、5分の4はドイツに生まれたか、5年以上ドイツに滞在している者で、中途入学者が非常に少ない。終了後、3分の1が職業訓練におり、3分の1が実業に就き、16%が失業中である。評価は2.6で、比較的よい。

c) 一年制職業専門学校einjährige Berufsfachschule (1 BFS)

職業訓練の場が見つからない時、職業資格を与える学校を終える可能性となる措置で、「企業は、対応する職業分野で行われた時は、1年制職業専門学校の修了を訓練年Lehrjahrとして認定する義務がある」(Maier u.a.: 34)。ここでは、一定の職業分野での基礎訓練が行われる。フライブルクでは、この提供の外国人比率は9%で、対応する年齢層の外国人比率15.7%に比べて低い。この措置は、BVJや職業準備的措置より優れているといわれ、基幹学校修了資格を持つ生徒に限定している。

d) 職業訓練同伴的モデルプロジェクトausbildungsbegleitende Modellprojekte

フライブルク地域では提供されていないが、企業における外国人職業訓練生のために、職業学校で困難が生じた際の言葉の助成と援助授業が中心である。教育科学省が助成している。

社会扶助受給者の場合、訓練費が扶助から差し引かれる結果、職業訓練を受けようとするモチベーションの阻害となっている問題が指摘されている。

e) 段階的・モジュール職業訓練Stufen-oder Modulausbildungen

多くの外国人青年にとって、3～3年半の職業訓練期間は過重すぎるため、低い資格の訓練・訓練的職業で、実業生活への統合への重要な橋渡しとなることが期待されている。

f) 特別継続教育措置spezielle Weiterbildungsmaßnahmen

教師や職業訓練者に対する継続教育で、外国人の青年や異文化間問題に関連する対応である。

5. 実業生活への組み入れ

参加者の33%が、職業訓練後、労働関係に入る上での援助である。

a) 編入援助Eingliederungshilfen

様々な民間団体による、シンティSindhisと若いドイツ系帰国移住者への提供で、青少年教育福祉的援助、作業所提供、経済的・社会的・文化的な生活への組み入れ、教育・情報企画などが含まれる。フライブルクでは約半数が事前に破綻し、40%が直接実業生活へ向かい、4%だけが職業訓練を受け、8%が継続措置へ代わる。このため、評価も4と良くない。

b) 職場での訓練レベル内での資格付与Qualifizierung unterhalb der Ebene der beruflichen Ausbildung

訓練へのチャンスのない外国人青年にとって、デュアルシステム内での適切な職業的統合への可能性を開くものである。模範例は、カリタス協会の外国人・ドイツ系帰国移住者に対する労働市場資格付与措置プロジェクトAQUA-Projekt (Arbeitsmarktqualifizierende Maßnahmen für Ausländer und Aussiedler) des Caritas-Verbandes Freiburgである。

c) 労働創出措置ABM: 労働局の援助で、1～3年の労働可能性がある。

6. 外国人青年の職業世界への統合困難

フライブルク外国人自主団体は、学校から職業への様々な移行援助が行われているが、わずかな外国人青年しか職業訓練を修了しえない理由として、下記の点を指摘している(図2参照)。

- ・ドイツの青年と比べて悪い学校前提
- ・基幹学校と比べて高い、職業学校の水準
- ・企業の選抜手続：外国人の申請者の構造的不利益性をもたらす。この背景には、ネットワーク採用、選抜手続における社会的背景メルクマールの考慮、一体的労働グループ形成への傾向があるといわれている。
- ・青年の職業選抜行動と、学校から職業への移行の際のカウンセリング提供の不十分さ
- ・家庭全体の将来計画との関連での職業選択決定(青年の意向は下位的な役割)
- ・親が母国から職業の選択基準をドイツに持ち込むことがあり、ここでの職業訓練の構造と布置を理解しない
- ・出身国の職業訓練システムからもたらされる好み、職業選択の幅を狭める。このため、親による職業選択の際の、援助可能性の少なさが見られる。

第3章 ドイツ系帰国移住者への対応

1. 民衆大学広報誌『知り合おう』の「ドイツ系帰国移住者を知る」から

ドイツ人の東欧・ロシアへの入植は、約200年以上前、ロシアのエカテリーナ2世Katharina II (1729—1796)がドイツ人農民のボルガ流域、黒海沿岸、コーカサス地方への入植を促進したのが始まりとされる。1930年頃のスターリン主義的集団化とともに大農民Kulakenとしてのドイツ人への抑圧が始まり、ナチズムの発生と1941年のソ連侵攻で、ドイツ人は、敵、犯罪者として扱われ、追放、強制労働、迫害を受け、シベリアや中央アジアへ強制移住させられた。ナチスのドイツ国防軍により占領された地域のドイツ人Volksdeutscheは、ヴァルテガウWarthegau、シュレジエンSchlesienに移住したが、戦後、シベリアや中央アジアへ強制送還された。1955年12月、ソビエトドイツ人に対する制限が公式に撤廃されたが、現実化するまで数年かかり、しかも完全な同権は達成されず、以前のボルガ地域に戻ることは許されず、接収された財産は諦めざるをえなかった。しかし、1950-94年の間に、強制移住者の内3,238,170人が主にソ連からドイツに帰国した。特に東西の壁の崩壊後、毎年、20万人規模で帰国が続いている(1994年213,214人、1995年209,409人)。彼らは、各州の面積や人口を考慮して、割り当てられ、言葉の学習過程と職業的統合のための措置が最も重要なものとして位置づけられているが、社会的・文化的領域での統合の困難も指摘される(kennenlernen, 1/96)。連邦内務省は、ドイツ民衆大学協会と共同して、プロジェクト東西統合OWIを13の拠点都市において実施している。

民衆大学の広報誌では、「ドイツ系帰国移住者を知る」(kennenlernen, 2/95)において、出国以降の経緯について次のように紹介している。

- 1) 出国：カザフスタン→ハンブルク→受入キャンプ・フリードラントFriedland (1週間)→移行キャンプ・ウナーマッセンUnna-Massen (6週間)→ピーレフェルトへの割当(希望地はミンデ)

ンMinden)

- 2) 転換教育：高齢者も学校の椅子に座らなければならないため中途放棄も多く、半減するケースもある。
- 3) 言葉：労働局による、6カ月の言語コースの補助(1クラス20~30人、就業中の18~60歳参加)
- 4) 学校：多くの生徒は言葉上授業についていけない(出身国ではギムナジウムに通っていても、ここでは基幹学校に通っている)。
- 5) アイデンティティ：ドイツでの国民的アイデンティティを求めるが、歴史を共有せず、生活習慣が違い、言葉も習わなければならない。
『ロシアでは私たちはファシストで、ここではロシア人だ。私たちは本当のドイツ人なのか？ 私たちが何なのか分からない。』『私はドイツ人だが、うまくしゃべれない。それで多分本当のドイツ人ではないんだろう。』(kennenlernen, 2/95: 4)
- 6) 期待：旧ソ連において敵視されたマイノリティとして、ドイツ人たろうとする意識を持ち、ドイツを純化した聖なる世界と見る傾向がある。
- 7) ドイツ人：旧ソ連内になお約200万人のドイツ人が居住し、彼らのパスポートには「ドイツ人」の刻印

ドイツ・ソ連の関係改善後、学校でドイツ語授業が行われるが、ドイツ人として不利益と抑圧を受ける。農村部に暮らすドイツ人の多くは、なおクリスマス、低地ドイツ語Plattdeutschの使用、ドイツ人同士の結婚、ドイツ的な子どもの名前(Johann, Emma)、新聞“Freundschaft”, “Neues Leben”の購読など文化的独自性を保持しているが、都市に暮らすドイツ人の場合、アイデンティティの喪失、子ども達はドイツ語を話さない、祖父母はロシア語が分からないなど、独自の地位を保つ困難がある。

- 8) 緊急滞在：受入キャンプと移行住居の中で、長年、狭い関係の中で暮らす傾向が続き、自分の住居の発見が遅れる。

2. 東西統合：よそ者敵視、右翼過激主義、暴力への反対

1989年、90年から強制移住者の帰還に伴い、住宅・労働市場において深刻な社会問題が発生し、ルサンチマンや過度のよそ者の流入への不安Überfremdungängsteが生じている。ドイツ系帰国移住者の側でも、緊急宿泊、過渡的住宅、体育館での狭い空間などの物理的制約により、コンタクトをつくり、住居や仕事を見つける困難がある。よそ者敵視について、一つには、見知らぬことが不安を駆り立てる面、第二に政治的転換と社会的困窮の時期には、すべての問題の原因をよそ者で説明する傾向が大きい面、第三に、自らの歴史からそうした考えがどんなに巨大化するか歴史に学ぶことが重要である面が指摘されている。特に、「ドイツ系帰国移住者と住民は、相互に準備がなく、それぞれ相手の歴史や文化についてほとんど何も知らないままに対立していた。言葉の障壁が、両者に偏見が生じ、ドイツ系帰国移住者はしばしばロシア人、つまりほとんど外国人として見なされることに加担した。」(Volkshochschule Lippe-West, 1995: 6)という点があり、これに対するプロジェクトが東西統合OWIである。

「私たちが相互に向き合い、共に語り合い、よく聞く時；他者を、自分自身が取り扱われたいように敬意を込め理解を込めて取り扱う時、一誰がドイツ系帰国移住者で外国人かどうか、別の言葉話すかどうか、別の肌の色、宗教、文化を持っているかどうかはいつでもよく一、相互に知り合おうとする勇気を育てる時、見知らぬ人への不安が無くなり、問題を克服できる。」(Volkshochs-

chule Lippe-West, 1995: 83)

3. プロジェクト東西統合 (OWI) の歴史

リッペ郡Kreis Lippe, とりわけラーゲLageとアウグスドルフAugustdorfにおいて、ドイツ系帰国移住者の移住に反対する市民団体が作られ、状況が先鋭化した。民衆大学リッペ西部Lippe-Westの課題は、情報・教育提供により、状況の緊張緩和に貢献することであった。基礎学習プログラム「社会について」「Grundstudienprogramm Gesellschaftskunde」の対象は、ドイツ系帰国移住者と市民の両方で、その目標は「緊張の除去と情報、啓蒙、出会いによる偏見及び市民とドイツ系帰国移住者間の社会的対立潜在力の減少」(Volkshochschule Lippe-West, 1995: 6)である。人件費(教育職員1, 管理職員0.5)などの資金は、大部分が労働局のABM資金から出され、事務費は、郡もちであった。1989年春から2年間、文化事務局「計画と提示」Kulturbüro「Planen und Präsentieren」と共同で、様々な出身地域からのドイツ系帰国移住者の歴史を話し、ドイツ人の東西移民を解明する移動展示「東から西へ」が行われた。他の民衆大学の関心を集め、プロジェクト東西統合が、民衆大学リッペ西部の世話と指導のもとに、ドイツ民衆大学協会の協力で全国に広がった。1991年春からは連邦内務省による助成を受け、近隣の民衆大学との協力に発展した。

1992年: Bielefeld, Bremen, Delmenhorst, Georgsmarienhütte, Hof, Kassel

1993年: Marl, Chemnitz, Rostock

1994年: Weiden, Kirchberg, Leibzig, Meppen

この段階で、14の民衆大学で実施され、1995年には、Berlin, Münsingen, Gifhorn, Volkmarshausen, Osnabrückで開設され、代わって既に終了したのは、Bielefeld, Bremen, Delmenhorst, Georgsmarienhütte, Hof, Kasselなどである。

年に2回の専門会議が開催され、職員の活発な意見・経験交流を通じて、内容的発展が図られる。取り組みは、第一にドイツ系帰国移住者に対する情報・教育企画、第二に市民への情報・教育企画である。

4. ドイツ系帰国移住者に対する情報・教育企画

ドイツ系帰国移住者に対する情報・教育企画の目標は、1) 生活実践的知識の伝達、2) 民主主義的基本知識の伝達、3) 自己価値感情の向上、4) 寛容の促進である(Volkshochschule Lippe-West, 1995: 9)。最初の生活実践的知識の伝達については、ドイツ系帰国移住者到来の当初は、保険、契約権、消費者問題についての情報企画が中心で、緊急宿泊所や過渡的住宅で実施される。

次に、民主主義的基本知識の伝達とは、それまでの中央集権の経験から、選挙のロールプレイによるシュミレーションを経て、民主的生活に参加する障害の除去を行う。

第三の自己価値感情の向上は、特に重要で、プロジェクト職員がドイツ系帰国移住者とともに地域の催し(市の祭りや文化的催し)を訪ね、そうした取り組みを通じて、深く根差す敷居が高い不安が徐々に減少してゆく。

最後の寛容の促進は、ドイツ系帰国移住者が過去に様々な国籍グループとの確執を持っていることへの対応である。すなわちロシア人、カザフ人などによる抑圧と拒絶の経験を有しており、見知らぬ民族グループへの敵意を連邦内に居住する外国人、移民、難民に転化する危険性が高いことが懸念されている。しかし、他方では、彼ら自身これに類する偏見をドイツにおいて日常的に体験している。

「寛容の促進の目標は短期にうまくいくのではなく、長期的な集中的な教育活動を必要とする。その際、前進への小さな一歩が、絶えざる新しい出会いを通して、行なわれる。」(Volkshochschule Lippe-West, 1995: 9-10)

5. 市民への情報・教育企画

市民への啓発活動として、第一に、ドイツ系帰国移住者の生活についての基本的な情報の伝達がある。これは、住民の間に、ドイツ系帰国移住者に対する表面上の特権、出国動機、出身国での生活状態、共通の歴史的つながりをめぐる少ない情報のため、誤解が生じるのを回避する目的を持つ。ドイツ系帰国移住者自身が自分の生活経験や体験を伝える多くの企画が実施された後では、住民間に受容の機運が高まる傾向が見られる。

特に重要なテーマは、以下の通りである：「出身国の社会と文化」、「出身国でのドイツ人マイノリティの歴史」、「ドイツ人マイノリティの現実の状況」、「出国動機と期待、ドイツ連邦共和国との関連で」、「ドイツ系帰国移住者のドイツ像」、「ドイツ系帰国移住者の法的地位」、「ドイツ系帰国移住者への財政的割当金」、「連邦共和国でのドイツ系帰国移住者の居住状況」、「新旧市民に対する労働市場の状況」、「新旧市民のもとでの学校と家庭における社会化経験としつけ方法」、「教会生活の意味と近隣との関係」、「新旧市民の消費行動」。

第二に、メディアの発行としては、情報誌「知り合おうー私たちの中にいる東欧からのドイツ人」が、年4回、無料で出され、ロストックの場合、下記の場所で入手可能である：民衆大学、一時滞在施設Übergangswohnheime、学校、市役所社会局、労働局、AWO・赤十字、ディアコニー事業会、市民会館・民主主義の家Bürgerhäuser/Haus der Demokratie、教会、ロストック・ヨーロッパセンター。情報誌の中には、「私の人生」コーナーがあり、例えば『知り合おう』95年第2号では、1939年生まれで、1994年4月22日からロストックに居住しているエルヴィン・カムピンErwin Kampin氏の手記が掲載されている (kennenlernen, 2/95)。

第三に、1993年春から、展示、スライドTonbildschau、情報誌を装備した広報車Infomobilが導入され、公共の道路や広場で活動を展開し、会話と出会いが期待されている。

また、新旧市民による見学と出会いが企画され、郡役所、州議会、連邦議会、ナチスの遺跡の訪問なども行われる。例えば、ドイツ系帰国移住者の要望が高いのは、『モスクワからのニュースよりもむしろよく聞いていた』(Volkshochschule Lippe-West, 1995: 10) といわれる放送局「ドイツの波」の訪問である。

今後の課題であり、最近強まっている傾向は、統合圧力が高すぎるため逆に「自らの教会施設の建設としばしばゲッター的な居住関係に条件付けられて、ドイツ系帰国移住者の多くは、自己孤立化にはまり込んでいる」(Volkshochschule Lippe-West, 1995: 7) と言われる統合活動の困難化と、教育活動の新しい道の模索の必要である。

第4章 フランクフルトにおける異文化間教育とユースワーク

フランクフルトにおける外国人を取り巻く状況と多文化業務局及び青少年センター・コスモスについて、拙論(生田1996)で示したので、本節ではトルコ人団体であるトルコ人民の家とトルコ人が多く利用している国際青少年センターの状況について論じる。

1. 国際青少年センター

この施設の起源は、1974年9月の「開かれた扉の日」の枠で行なわれた国際ストリート・フェスティバルに始まり、これをきっかけに、青少年局、参加した外国人グループ、フランクフルト青少年協議会Jugendringが共同して、国際青少年センターの概念的検討を行う活動グループができ、1976年3月、社会・職業的教育プロジェクトとして始まった (Stadt Frankfurt am Main: 7)。

センターには、2つの基本的視点があり、第一は、外国青少年の社会的統合である。統合は、「個々のグループが、一面的に支配的な関係に適應するのではなく、ドイツ人と外国人のグループがその行動と心的態度を相互に近づける過程」 (Stadt Frankfurt am Main: 6) として位置づけられ、文化的特殊性の保持、同権的生活、権利の知覚が重要視されている。

第二に、下記の(2)で検討する失業青少年に対する職業教育と青少年余暇施設との結合である。

センターの活動の検討は、外国人グループ、青少年協議会、職業教育的措置と余暇領域からの青少年のそれぞれの代表、及びセンターの職員からなる評議会Beiratが行う。

現在の活動領域は、外国人グループの独自の活動、労働行政と共同した職業教育的措置、公開青少年余暇活動の3つの場面がある。

(1) 外国人グループの独自の活動

チリ、ギリシャ、イタリア、ユーゴ、トルコ、スペインの団体があり、第一に、「独自のナショナルアイデンティティを、独自の文化的価値を保護し知ることを通して守り、自己意識を強める」 (Stadt Frankfurt am Main: 9) という目標のもとに、ダンス、フォークソング、劇などの基本的にフォルクローレ的な活動を行なっている。

第二に、外国人青少年のためのカウンセリング活動、及びグループの出会いが企画され、「ドイツにおける生活・労働状況の問題と、故国の社会的発展について議論」 (Stadt Frankfurt am Main: 9) する場となる。

(2) 労働行政と共同した職業教育的方策

a) 基礎職業訓練課程Grundausbildungslehrgängen: 1年間、金属加工(エレクトロ技術を含む)

15~18歳の15人の失業青少年を対象とし、外国人は3分の2を占める。また、労働市場における可能性を高めるため、同種の職業領域に関わる付加的コース(ガス・電気溶接、電気技術、二輪車メカニック)が設定され、手工的技能・知識を伝達している。

一般教育の助成と青少年教育福祉のケア(カウンセリング、個別援助、保護者活動、自己の経験を助成し自己意識を強める相互作用的学习提供、青少年陶冶週間、週末余暇)も合わせて行なわれ、失業や家庭内の対立から来る青少年の発達心理的困難に対応している。現実には職業訓練と職場が十分になく、社会的・教育的に不利な状態にある青少年にとって基本的職業訓練過程は必要不可欠であり、さらに長期の職業的訓練提供の必要性が求められている。

b) 企業外職業訓練überbetriebliche Berufsausbildung: 1982年から実施、金属加工

1985年には、最初の7人のグループが専門労働者試験で平均以上の成績を収めた。1986年現在、第3学年に9人、第2学年6人、第1学年9人で、外国人比率は5分の4である。

c) プロジェクト「労働と学習」Projekt "Arbeiten und Lernen"

青少年教育福祉的助言を経て、a) 並びに b) に動機づけられた青少年の内、金銭的に仕事を

必要とする者の希望に対応するため、1985年8月から、労働行政と共同で、このプロジェクトが実施された。当初、16～18歳の青年6人で、ABMの枠内で、1年間、週30時間（ペンキ・塗装）助手としてセンターや公開施設協会Verein Haus der offenen Türの余暇施設の改修と美化のために働き、並行して10時間の一般教育的・専門理論的授業を受ける。

このプロジェクトの目標は、手工業の資格付与と並んで、志向性能力、やり抜く力Durchhaltevermögenの伝達、青年失業者の個人的強化とカウンセリングとされ、心理・社会的困窮化とそれに起因する麻薬入手のための犯罪Beschaffungskriminalitätに対応し、より良い自己価値観Selbstwertgefühlの確立に貢献しようとするものである。しかし、外国人及びドイツ人の女性の場合、基幹学校修了後職業訓練をほとんど受けることができない問題があり、センター内に少女のための訓練コースを充実する必要性も指摘されている。

以上の訓練計画以外に、以下の特徴を持っている。第一に、職業教育の青少年教育福祉の志向性である。ソーシャルワーカーの課題は、下記の通りである。

- 1) 青年と職業訓練職人とのカウンセリング会話
- 2) 家庭訪問の際の青少年の親のカウンセリング
- 3) センターでの親の夕べ
- 4) 当局（労働局，社会局，裁判所，警察，市民課Ordnungsamt）と関わる際の，青年の援助とカウンセリング
- 5) 労働局との継続的な接触：補完的職業訓練援助の許可を摩擦なく行うため
- 6) 青少年教育福祉的・職業関連の週末・余暇提供
- 7) 労働訓練終了後の仕事場の確保の際の援助（Stadt Frankfurt am Main: 21）。

職業教育・青少年教育福祉の統合が求められ、ソーシャルワーカーも、作業所での共同作業を通して、職業関連の能力や知識を身に付けるようになる。

「職業教育と青少年教育福祉の統合は、職業訓練者、ソーシャルワーカー、教師の同権的・集約的共同行動、及び職業訓練プロジェクトの共通の計画化と準備を求める。」（Stadt Frankfurt am Main: 21）

こうした職業的資格付与と青少年教育福祉的活動を通して、「限定的な社会的可能性にもかかわらず、自己Ich-Stärkeを発展させることができ、それ以上に労働者としての将来の役割に対する展望を発展させる能力が付く」ことを目指している（Stadt Frankfurt am Main: 12）

第二に、実践的訓練におけるプロジェクトメソッドである。例えば、グリル機能付きの庭小屋Gartenlaube mit Grillanlage作りの実践などである。普通の訓練で行われている「説明erklären—具体例の提示vormachen—実践nachmachen lassen—誤りの提示Fehler aufzeigen」を拡大し、職場の領域を越えた知識技能の獲得を目指している。実習生自身が設計図を描き、訓練指導者は活動技術の提示だけで、出来る限り介入しない。

「プロジェクトメソッドが可能にする成功体験と学習進歩は、完成した仕事との一体感を生み出し、更なる学習への強い動機づけに作用する。それ以上に、青少年の自己意識と人格発達を促進する。」（Stadt Frankfurt am Main: 24）

第三に、企業実習Betriebspraktikaである。企業の専門労働者と数週間仕事をすることで、訓練作業所での仕事よりも高い柔軟性とフラストレーション寛容を必要とすることを学ぶ。特に企業外訓練課程では、企業的な必要条件が不十分な「保護空間状態Schonraumsituation」への対応という位置づけもある。訓練の2年目から、企業実習を行うが、対応する企業の間が見つからなければ、企

業外の訓練所で続ける。企業実習の課題は、1)「実習生を潜在的な受け入れ企業に紹介し、実習生を引き受けようという企業の関心と心構えを促進する」、2)センターの設備では不可能な知識(軽金属加工、高級鋼・プラスチック加工など)の伝達である(Stadt Frankfurt am Main: 25)。

第四に、付加的授業と個人的補習である。近年のテクノロジーの発展と、実科学校生やギムナジウム学生も手工業の職を求める傾向にあるため、職業学校での必要条件が高まり、「目標づけられた付加的な助成がなければ、弱い基幹学校生や特殊学校生にとって、学校の必要条件に合わせる可能性はほとんどない」(Stadt Frankfurt am Main: 26)という状況である。そのため、弱者プログラムとして付加的な学校助成と訓練グループ毎に教師の半分が財政援助されている。付加的授業は、管轄する職業学校の教師と扱う授業のテーマを検討し、週10時間、普通の授業外で集中的に行われる。補習は、午前の職業学校授業の後の仕事のない午後、全訓練生の義務である。土曜日の個人補習は、職業訓練に困難を抱える、センターの他の来館者も受け入れている。

第五に、技術の発展を視野に入れた職業訓練計画の展開と拡大で、例えばマイクロエレクトロニクスやコンピュータの導入により、訓練内容を拡大し青少年に基礎を伝達する。

(3) 公開青少年余暇活動

1978年1月末の完全開館以来、毎日約120人(85%外国人:60%トルコ人,20%モロッコ人)、平均年齢17歳の青年が利用している。来館者の主要地域は、市内Innenstadt、ノルトエントNordend、ボルンハイムBornheim、オストエントOstendである。

青少年教育福祉的・健康上の理由から施設でのアルコールの提供はない。アルコールなしにくつろぎ、遊び、楽しむことができる具体的経験を作ることを目的としているが、共同の祭りの時だけ、軽いアルコール飲料が限定的にある。余暇提供は、次の10領域に分かれる。

a) 青少年喫茶部門Jugendcafebereich

庭付きの青少年喫茶Jugendcafe mit Garten(月・火・木・金15~20時)において、音楽鑑賞、団欒、遊びによる出会いと情報交換・提供の場である。10~13歳対象の生徒喫茶Schülercafe・太陽(月・火・木・金12:00~18:00時)もあり、放課後、昼食を作ったり、音楽や遊び、宿題援助が行なわれる。

b) 公開提供offene Angebote

ディスコ、催し物、映画・討論の催しなどが行なわれ、隔週土曜日夜(16~21時)には国際ディスコInternationale Discoが催される。また、1996年には以下の各種のトーナメントが実施されている(それぞれ17時開始、申し込みは青少年喫茶):キッカー・トーナメント(2/8)、ビリヤード・トーナメント(3/7)、卓球・トーナメント(4/11)、ストリートボール・トーナメント(5/23)、バレーボール・トーナメント(6/20)、ストリートサッカー・トーナメント(7/11)、ストリートボール・トーナメント(9/19)、キッカー・トーナメント(10/24)、ビリヤード・トーナメント(11/14)。

c) トルコ人少女との活動Arbeit mit türkischen Mädchen及び少女の出会いMädchentreff

トルコ人少女との活動は、1979年以来、裁縫作業所と連携して、週3日、14時~19時に、60人のトルコ女性(14~20歳)との青少年教育福祉的活動として行われている。裁縫作業所については、縫製だけでなく、遊具や催し物で展示・販売される工芸品が作られる。失業している少女は、小遣いを得られ、自己価値観を創造的作品を作ることで、個人的・社会的行動能力において彼女らを助成することを目指している(Stadt Frankfurt am Main: 17)。

社会的行動能力の育成に関わって、特に宿題援助、ロールプレイ、職業選択の際の援助、保護者との話し合いが重要である。主要な課題は、1) 家庭に条件づけられた役割固定化を緩めること、家庭における二文化対立を緩和することである。娘がドイツの環境と文化に「汚される」という親の不安から、公的學校以外に同年齢の青少年と接触する機会はほとんどないため、トルコ女性は家庭により強く保護され、孤独にさせられている。青少年余暇活動にもほんの僅かしか来ない。また、親は、上の不安と並んで、娘の職業的・社会的将来をめぐり心配を募らせている。当活動は、このようなトルコの親の憂慮をまじめに受け止め、彼らの文化的価値と規範を受け入れ、親との共同活動を志向している。例えば、母親を、6～8週間の間隔をおいて娘と一緒に午後センターへ招待し、コーヒーとケーキのいい雰囲気の中で、共通のテーマ(学校・職業訓練問題、家庭での娘の役割、児童・肉体の保護、女性医学的問題など)を考える中で、妻の役割や夫との関係など個人的問題も出される。娘と母親の相互の連帯的な援助と助けが追求される。2) これらの活動の補完として、一緒に遠足や家庭訪問が企画される。保護者活動の目標は、親が娘との活動について情報が得られ、職員と親との信頼関係が作られることにより、娘との週末の余暇の実施が可能となる。別の音楽を聴いたり、短編小説、ルポルタージュ、詩を読んだりする中で、伝統的な心構えを時代にあった価値により補完することを意図している。より意識的にラジオを聴き、テレビを見、現実的テーマについて議論し、他の文化的・社会的特殊性に対してオープンになる。

「時が経つにつれ、グループの中で少女達は、相互に受容するだけでなく、助け合い、相互に感情豊かに関わりあい、対立の場合でも連帯的に行動することを学ぶ。」(Stadt Frankfurt am Main: 38)

これ以外に、少女の出会いが水曜日14～18時に行われており、喫茶室で、女友達と会い、おしゃべりをし、キッカー、ビリヤード、卓球、バレーボール、バスケットボールをし、音楽を聞くことができる。その他、友達関係、愛、セックス、親や学校との問題の様なテーマについて考えあう。

d) 作業所と結び付いた提供Angebote in Verbindung mit den Werkstätten

自転車工場、ラップ音楽(月～金16～19時)、筋力トレーニング、木工作業所(木16～18.30)、写真・ビデオ、宿題援助(月～木14～16時)などである。次のコースは、申し込みが必要となっている。

—コンピューター：火(初心者) 3/19から、木(初心者) 3/21から、料金60.-DM

—溶接：木(初心者) 2/15から、16～18.30、料金80.-DM

—格闘技Bewegungskunst・合気道：18歳までの青少年対象、料金60.-DM

火：初心者16.30～18.00、上級者18.30～21.00

金：初心者16.30～18.00、上級者18.30～21.00

回数：12回(生徒、失業者、職業訓練生は、半額)

これらの目的は、第一に、「共同して行うことで、言葉のバリアを相対化し、偏見をなくし、競争経験を可能にし、そうして外国人とドイツ人の青少年の統合が促進される」(Stadt Frankfurt am Main: 17) ことである。第二に、技術的・手工的資格付与、共同や自己責任ある行動という社会的能力の伝達である。

e) 学習作業所

素行が原因でもとの学校からは相手にされていない、特に困難な、訓育援助を必要とする14歳

の青少年に対する、別の形態での学習提供である。それは、一般陶冶的かつ職業準備的内容で、治癒的・職業的・青少年教育福祉的に配慮されている (Programm 1996)。

6人からなる2つのグループで、それぞれ一人の作業教育者、ソーシャルワーカー、特別学校教師が働いている。学習形態は、プロジェクト・生産関連的であり、個別の助成も行われる。学習内容は、金属加工、ガス・電気溶接、ハンダ接合、エレクトロ技術とエレクトロニク、コンピュータ技術、二輪メカニズム、木型製作Modellbau、料理、モデル作成、木工である。

個人の成績状況に対応して、中等教育段階1 Sekundarstufe 1の学習計画に沿って教授される。学習作業所は、基幹学校終了で終わることができる。

受け入れは、訓育援助センターと一般社会貢献との話し合いに基づく。また、若い失業者のためのカウンセリングと援助も、月、火、木、金のそれぞれ14～18時に行われている。

f) 学校から職業への移行援助 Hilfen für den Übergang von der Schule in den Beruf

1981年秋から基幹学校 (近隣のFriedrich-Stoltze-Schule, Lersner-Schule) と、1984年から同じく基幹学校Glauburgschuleと連携して行なわれており、第8学年の生徒と共に、プロジェクト週間、教育週間を実施し、職業オリエンテーション・発見の問題を取り扱う。具体的には、少人数の活動グループで作業所提供に参加し、労働・職業分野への実践的洞察を行なう。この背景には、9学年の基幹学校に続いて、職業訓練と労働の場を見つけれない青年は、深刻な問題状況にある点と、延長された完全就学義務Vollzeitschulpflicht (10. Schuljahr) (職業準備年、職業基礎教育年、基礎職業教育教育課程、職業専門学校に通う) が、職業的目標が不明瞭まま、学習・労働成績を満たさねばならないため、これらの青少年にとって心理的負担となる点を考慮したものである。具体的には、8、9学年の基幹学校生に対して2つの方法が採られる。第一に、プロジェクトの日に、小グループでセンター見学をし、個別に話すきっかけを作り、「敷居の高い不安」“Schwellenangst” を克服する。第二に、それぞれの学校と協議の後、生徒と一週間の「職業オリエンテーション」課程を実施する。テーマの重点は、職業願望と自己の資格、労働世界との経験、申請技術の習得 (手紙、自己紹介の会話、適性検査Eignungstestなど)、継続教育の可能性、職業訓練とは何か?、徒弟Lehre・学校・職に関する問題である。

それ以外に、準備段階で、労働時間、規則、余暇形成というテーマのゼミナールやグループ活動を展開する。

g) 週末の余暇、休暇・研究旅行 Wochenendfreizeiten, Urlaubs-und Studienreisen

課題についての責任意識を持たせるため、また現実に即した学習を実現するため、青少年と共同して計画・組織する。1996年に予定されているのは、オーデンヴァルトOdenwaldにおける復活祭休暇 (3/25～29)、スイスでの合気道テントキャンプ (7/19～26)、シュピッツィンク湖Spitzingseeでの秋休み (10/12～19) である。

h) 国際青少年センターの大プロジェクト größere Projekten des Internationalen Jugendzentrums

青少年センター祭りJugendzentrums-Feste、現実的テーマでの展示、クリスマスバザール、情報企画などである。外国の文化とコミュニケーションを図る企画で、様々な外国のグループが、その文化と生活様式を表現する。全ての企画には、食事と飲み物のその国特有のものが存在する。1996年には、ハンガリーのダンスの家 (5/11) などが予定されている。

i) 全体総会 Vollversammlungen

評議会Beiratへの青少年の代表者を選ぶ目的を持ち、青少年の関心を持ち寄る場でもある。

j) カウンセリングと個別援助Beratung und Einzelhilfe

青少年教育福祉司による、学校・仕事・家庭・発達に関わる問題についての援助である。余暇・コミュニケーション要求と並んで、青年失業問題への志向性を持ち、外国人青少年の社会化（文化対立）、文化的背景、異なる家庭的な教育構造をも考慮し、グループ活動やプロジェクトを紹介したりする。「外国人とドイツ人の青少年との社会的統合的活動が求めるのは、それぞれ外国人及びドイツ人青少年の特有の問題に入り込むことである（家庭的状況、学校経験、陶冶的弱さ、志向性欠如、言葉の問題、社会的差別化、文化・規範対立、不安定な将来展望）」（Stadt Frankfurt am Main: 32）といわれているように、活動の基礎には、青少年とソーシャルワーカーとの長期にわたる人間的信頼関係の構築とソーシャルワーカーの内面的強さが求められる。

2. トルコ人民の家Das Türkische Volkshaus e.V.

1964年から、移民の組織としてフランクフルトで活動している。その目標は、様々な文化の人々の平和的共生、寛容と受容、そして国際理解の思想Völkerverständigungsgedankenの促進である。

団体の活動の重点は、移民の社会的統合及び出会いと共同の経験を作る異文化間プロジェクト・活動で、様々な市の部局（青少年局、科学芸術局、学校局、社会局、多文化業務局）、労働組合、福祉団体、他の移民組織と連携している。また、1970年以来、自主委員会「ヘッセン州外国人市民」Initiativausschuß “Ausländische Mitbürger in Hessen” で積極的に活動している。

(1) 多文化子どもの島：Kinderinsel Hamburger Allee

児童昼間施設としての児童の世話（学童保育、公開児童活動）、並びに余暇領域での余暇提供、遊び場という機能を持ち、活動分野は、a) 宿題援助、b) 余暇教育的活動、c) 男女別々の提供の他に、d) 保護者活動（電話相談、個人的面談）やe) 学校訪問、f) 地域接触である。

1976年から、「トルコ児童と親のための出会いの場」をハンブルガー通りHamburger Allee 88bで行い、フランクフルト専門大学（専門領域ソーシャルワーク・Prof. Lothar Kupp）と青少年局による専門的内容の援助を受けている。1978年から、ハンブルガー通り周辺が見本市会場を中心とする再建地域Sanierungsgebietに指定され、子どもの自由空間が少なくなり、ボッケンハイム南部Bockenheim-Südに子どもの家が緊急に必要となった。

本来、トルコ人の児童によってのみ利用される施設であったが、近年、多文化化し、1989年9月からHamburger Allee 52において「7色の雲Wolke 7」という名で国際的学童保育所となった。1992年始めに、現在の施設に改修されるに伴い、学童保育40席、公開児童活動20席となった。この結果、全日の世話は2グループ（それぞれ20人、職員をそれぞれ3人配置）、7:30～17:00時、1、2階の2つのグループの部屋が使用され、それ以外に少女・多目的・食事・遊び空間、台所、職員室、事務所が利用される。公開児童活動領域は、20人、13:00～17:00時、自由参加、無料である。また、15時から、保育領域へも出入り自由となる。更に、近隣の小学校の校長の許可が出れば、体育館、作業空間、校庭、運動場が使える。

インタビュー時点（1996年10月）では、子ども達の40%がドイツ人で、外国人60%のうち約半数をトルコ人が占め、イラン、エリトリア、バングラデシュ、ポルトガル、セルビア、クロアチア、マケドニア、モロッコなどから来ている。

数年来、多文化的児童の世話のために求めていることは、以下の通りである：

—様々なエスニックグループの児童がその独自の文化を再発見する

—世話するグループは、多エスニック的に構成されていること

—親はこれらのプロジェクトに関わっていること。

以上のことを通じて、子供たちは、小さいころから、他の文化を受け入れられるようになることを企図している。

財政は、青少年局と市学校局が負担し、補完的に、親の保育料と労働者福祉の補助金が当てられている。関係職員は、ソーシャルワーカー11人、ソーシャルワーカー（女）1/2、実習生1人、及び専門大学の学生達が活動に従事している。また、ハウス、学校、親との継続的な交流のため、定期的に行われる総会（各代表者からなる）の創造の必要性、職員の教育的活動を反省・改善・補完するための研修・継続教育への参加の必要性が指摘されている。

(2) 課題と目標設定

重点は、子どもの関心と要求の支援 *parteiliche Unterstützung* で、学童保育と公開児童活動を一つ屋根の下に結び付ける教育学的概念を追求しようとしている。

課題は、子ども達に次のことを可能にする自由・保護空間を提供することである：「自己決定的遊び・学習経験を体験」、「安定した人間関係をつくる」、「対立・愛情能力を発展させる」、「グループ関連的行動を練習する」、「個人的傾向を実現させる」、「不安と対立を表明し、その中でまじめに受け止められる」、「宿題の処理の際の援助」、「変化に富んだ遊び・運動・業務提供を受け止める」、「異文化間交流を促進する」(Kinderinsel: 6)。

特に、移民の子ども達に対する目標設定は、1)文化に規定された要求と困難(二言語性 *Zweisprachigkeit* など)の克服の際の援助、2)家庭的要求と義務からの負担軽減、例えば特に少女が年齢に合わない課題(弟妹の世話、通訳の役割など)を主に引き受けなければならないことへの対応、3)学校と学校外の教育と資格取得への努力の支援である (Kinderinsel: 6)。

(3) 活動分野

a) 宿題援助

宿題援助と並んで、多くの子どもは、学校外で、促進・補習コース、母語授業の形で、多くの義務がある。特に少女の場合、「親は娘の余暇活動や学校教育をそれほど重要とは見なしていない。それで、少女は兄弟よりも早く帰宅しなければならない。たとえ宿題が終わっていなくても、母親の家事の手伝いをしたり、小さな兄弟姉妹の面倒を見たりするために」(Kinderinsel: 8)。課題は、親との信頼関係を作って、彼らに少女にとっても良い学校教育の必要性を知らせることである。

b) 余暇教育的活動

毎日、水泳、木工、パン作り・料理、少女・少年活動、工作活動、地区の余暇施設の利用などが行われている。性役割にとらわれないで、子ども達に、これまで知らなかった領域を示し、性役割固定化に抵抗することを主眼としている (Kinderinsel: 8)。また、自己決定の場面を増やすため、例えば料理の際、自分たちで何を作り、何をかうかを決めたり、工作の際、様々なものや道具を知るところを位置づけている。自分たちの作ったものに誇りをもつとともに、欲求不満が徐々になくなり、ものを作る際、創造的過程が促進される。課題は、「子ども達が相互に助け合い、あるいは共同して何かを作るように注意し、指摘すること」(Kinderinsel: 9)である。

さらに、児童文化の催し(サーカス、博物館、劇場、音楽など)を見に行き、できるだけ早く

文化的関心を子ども達に目覚めさせることが重点でもある。また、言葉の問題を解決する課題では、読書への関心を促進するため、子どもと一緒に書店を訪問し一人でも行けるように動機づける。

攻撃性への対応として重視されているのは、狭い住宅事情のためや学校で行っている動的欲求（他者への攻撃、暴れ回る、殴るなどの行動様式）を、宿題の後の、目標づけられた遊び提供（ボードゲーム、遊園地訪問、卓球など）へと向けることである（Kinderinsel: 9）。

また、プログラム計画への提案をさせ、自分の要求を言葉にすることを学ぶ。掃除の励行により、自分たちの遊び道具や空間への責任を促進する。

c) 学校との接触

学校訪問は、子どもたちの大部分が通学しているボニファティウス小学校Bonifatiuschule(外国人比率75%)を訪問し、生徒の担任とコンタクトを持ち、生徒の成績状態、どの領域に問題があるかなどを問い合わせ、更なる処置や解決可能性について話し合う。できるだけ早くクラスの学習水準に近づけるにはどうすべきか助言を得るため、授業を参観し、クラスの中の子どもの様子を体験することもある。活動を全体の職員に紹介するため、学校の会議に招待されることがあり、逆に、一定のテーマについて議論するため、教師が施設に招かれることもある。学校との接触は、宿題援助の際、児童の学校問題に目的を持って関わる上で役立つ。

d) 保護者活動：家庭教育的カウンセリングと世話

保護者活動は、「親の夕べ」の催しや親を訪問した際、活動についての情報提供、教育問題、学校問題、解決策について論議する。テーマは、攻撃性、罰、学校の学習の意義、遊びとテレビ視聴の価値、それに加えて、社会的・法律的問題で親を援助すること（書類の記載、施設や当局への同行）である。

まず、親とソーシャルワーカーが良く知り合うには、集会的な親の夕べよりも家庭訪問が効果的であると言われる。しかし、言葉のバリアが問題克服の際大きなハードルとなるケースもある。援助を通して、親が、問題を自立的に解決し、必要な行動を独自に行う能力を付け、彼らと教育問題について話しができるようになることが目指される。

e) 地域志向的ソーシャルワーク

地域接触は、ポッケンハイム地区の社会施設の地区協議会Stadtteil AGが数年前から存在し、月1度の会合に参加し、また市青少年団体協議会「フランクフルトにおける児童・ユースワーク活動共同体」“AG Kinder-und Jugendarbeit in Frankfurt am Main” bei Stadtjugendringに参加している。さらに、コーディネートグループ「公開児童・ユースワークの新計画」Neuplanung der offenen Kinder-und Jugendarbeitでの共同活動も見られる。

f) 性特有の活動

就学以前から、少年の振る舞いの原則「最も大きく叫ぶ者が、最も早く聞き入れられる」が支配的であるため、少女に空間を付与し、自らの要求を分節化し、うまく行為化する可能性を与えることが課題である。

「普通、基礎学校年齢の少年少女の付き合いはなお『平和の共存』によって特徴付けられるとはいえ、より正確に見れば、既にこの年齢グループにおいて少年のセクシズム的な行動様式は現れている。」（Kinderinsel: 11）

また、少年活動の場合、伝統化された役割行動を支える提供をするのではなく、少女活動と連携した活動を目指している（Kinderinsel: 11）。

(4) 問題設定

施設の狭さゆえ、隙間世代Lückekinder(5～7学年)を対象外にせざるを得ないが、この年齢には教育学的同伴が必要不可欠なため。付加的な活動分野「隙間世代との活動」が実施されている(Kinderinsel: 11)。

3. プロジェクト「暴力を止めよう」“Stop the violence”

1991年8月に、地区評議会Ortsbeiräte 9 und 10とアメリカ軍居住区US-Military Gemeindeのイニシアによる住民ヒアリングの後、青少年局、多文化業務局、トルコ人民の家との共同で、プロジェクト「暴力を止めよう」が行われた。具体的な背景は、アメリカ軍人の青年(黒人が大多数)とトルコ人、ドイツ人の青年同士の対立・抗争が地域で見られたことにある。政治的、経済的、社会的、文化的な多様な暴力の原因の中で、適切な余暇活動の欠損がここでは重要な一つの原因として指摘されている。また、別の原因として、特に外国人青少年がこれらの活動から排除され、異なった文化的背景の青少年に対する攻撃的行動へと向かう傾向も指摘されている。多文化業務局のオトマンAlp Otmanによれば、外国人青少年は、学校欠損とともに、職業生活への悪いスタートを切っているため、チャンスは少なく、余暇に提供を利用する金がなく、家庭にも抑止力はない。こうした中で、高まる暴力心性は、「社会的不利益、文化的没収と疎外、そして社会的排除に対する男性青少年のシグナル」(Jugend-Gewalt auf—)であると述べている。

1991年10月以来、アメリカの暴力抑止運動「Stop the Violence Movement」の経験を導入し、定期的にアメリカ、トルコ、ドイツの青年達がワークショップに集まり、音楽を作曲・作詞し、共同で練習するようになった。開催地として暴力的潜在力が鬱積している地区を選ぶことにしている。その理念は、共同の音楽活動や若いアーティストが暴力をテーマにして発言することにより、青少年の暴力的心性を抑止することである。また、コンサートとは別に、グラフィティ、ラップ、ディスクなどのワークショップを通じて、相互交流を深める試みも行われている。

プロジェクトの中で、理解と対人コンタクトを促進することで暴力を抑止することが目指されている。具体的には、あらゆる鍵となる社会グループ(若者、様々なエスニックグループ、暴力に直面した団体)との連携、音楽イベントやワークショップの活動、公的私的団体(市、学校、非営利団体など)との連携、広報・啓発活動である。

インタビューの中では、あるトルコ人青年が、最初はアメリカ人やドイツ人に攻撃的であったが、活動を通じて、コンサートの素晴らしさとその安全の確保の重要性に気づき、コンサートの安全確保のため、ナイフなどを持っていないか検査する役割を担当するようになった例が出されていた。

1992年までに、5つの音楽コンサートが開催され、20音楽グループの関与と1200人以上の若者の参加があった。また、いくつかの小規模な経験的ワークショップが、同じ期間中、地域のミュージシャンによって行われた。しかし、3年目の1993年以降、欧州共同体から資金の提供があったが、1995年でプロジェクトは終了した。

第5章 フライブルクにおける異文化間教育とユースワーク

本章では、外国人とドイツ系帰国移住者の状況を踏まえ、実業・語学学校、外国人自主団体Ausländerinitiative e.V., 及び外国人が多く居住する地区ブリュール・ポイアバールンクの青少年センタ

表5-1：バーデン・ヴュルテンベルク州とフライブルク市における外国人の
主な出身国（1994年12月31日時点）

	B-W州			フライブルク市		
	実数	%	ランク	実数	%	ランク
トルコ	343,026	27.1	1	1,669	7.6	5
旧ユーゴ	185,158	14.6	2	2,975	13.5	1
イタリア	176,742	14.0	3	2,842	12.9	3
ボスニア・ヘルツェゴビナ、 クロアチア、スロベニア、 マケドニア	132,917	10.5	4	2,043	9.3	4
ギリシャ	85,345	6.8	5	298	1.4	14
アジア全体	68,401	5.4	6	2,953	13.4	2
アフリカ全体	29,630	2.3	7	974	4.4	8
オーストリア	28,416	2.2	8	502	2.3	12
アメリカ全体	27,675	2.2	9	1,267	5.8	7
フランス	24,321	1.9	10	1,430	6.5	6
ルーマニア	15,977	1.3	14	569	2.6	9
外国人総数	1,265,322	100	—	22,015	100	—

（出典：Ausländerzentralregister (AZR) des Bundesverwaltungsamts; Statistisches Landesamt Baden-Württemberg）

—Jugendtreff Brühl-Beurbarungの実態について述べる。

1. 外国人とドイツ系帰国移住者の状況

フライブルクでは、9分の1が法律上の外国人で、さらに4%が二重国籍で主にドイツ系帰国移住者二世Spätaussiedler（人口の20分の1）と一部国際結婚Mischehenによる子どもである。シンティSindhisは、500人（内約350人がヴァインガルテンWeingartenのアウゲナー通りAuggener Wegに居住）である。居住地は、以前は、市内かシュトゥーリンガーStühlingerに多かったが、近代化の中で家賃が高騰し、ヴァインガルテンやハスラッハHaslachに移ってきている。外国人自主団体のユーパーアルÜberall氏とのインタビューでは幾分ゲッター化していると言われている。

外国人の現象面での変化は、難民（特に旧ユーゴ）と庇護権請求者・庇護権保持者が外国人の7分の1に上ること、児童・青年層に外国人・ドイツ系帰国移住者の割合が高く、1995年5月時点では、外国人の場合、年齢層の13%（6～9歳）～22%（20～21歳）を占め、ドイツ系帰国移住者の場合1994年段階では、ドイツ系帰国移住者の年齢構成の26%が6～17歳の若者である（ドイツ人の場合13%の構成比）。

(1) 職業生活への統合

フライブルク労働局がブレイスガウ・北シュヴァルツヴァルト地区Landkreis Breisgau-HochschwarzwaldとエメンディンゲンEmmendingenをも管轄している。また、職業訓練や職業援助への参加者の半分がこれらの郡部から来ている。1995年6月30日の時点では、就業者の9.3%が外国人

で、その内ユーゴスラビア人(20.3%)、フランス人(17.3%)、イタリア人(14.0%)、トルコ人(7.3%)が主な国籍グループとなっている。郡部では、これと異なり、フランス人とトルコ人が倍増する傾向がある。

外国人が、生産業の中で占める比率が高いものは、建設業Baugewerbeの17.9%、農林漁業12.9%、加工業12.3%、サービス業等10.2%と非熟練労働に比較的多いが、公的業務2~3%でホワイトカラー的職種に少ない。失業率は、1995年9月時点では、全体が8.1%、外国人の失業率は15.5%でドイツ人の2倍に上り、また3分の2は職業訓練を受けていない(トルコ、ユーゴ)といわれる。なお、ドイツ系帰国移住者の失業率は3.7%となっている。

(2) 学校制度への統合

この20年で改善されてきているが、ドイツ人の児童・青年と比べてかなりのハンディを持つ。具体的には、基幹学校は主に外国人が就学し、促進学校の40%は外国人中心で、特にトルコ・イタリア人はドイツ人の4~5倍の比率である。さらに、修了資格を持たずに卒業するケースは、ドイツ人の約3倍に上る。フライブルクと郡部では差があり、一般学校での外国人比率は、フライブルクでは14%なのに対して、郡部はその約半分である。しかし、フライブルクの外国人は、基礎・基幹学校に57%である一方、平均以上に高いギムナジウム就学率(22%)となっている。これに対して、郡部では4分の3は基礎・基幹学校に通っている。フライブルクには、ドイツ・フランスギムナジ

表5-2：学校種類別の外国人生徒構成比

	生徒総数	外国人生徒 総数(%)	その内 基礎・ 基幹学校	特殊 学校	実科 学校	ギムナ ジウム	その他
B-W州	1,196,738	167,576(14.0)	73.9	8.0	9.8	7.6	0.4
フライブルク	22,208	3,147(14.2)	58.6	7.5	6.9	22.3	3.3
B-H郡	25,495	1,697(6.7)	72.7	11.1	7.0	8.8	—
E郡	17,284	1,043(6.0)	77.5	11.7	5.5	5.3	—

(備考：B-H郡：ブレイスガウ・北シュヴァルトツヴァルト郡，E郡：エメンディンゲン郡)

(出典：Statistik von Baden-Württemberg, Das Bildungswesen 1995.)

表5-3：フライブルクにおける学校種類別の外国人生徒構成比(1994/95年)

学校タイプ	生徒数	内、外国人	
		人 数	%
基礎・基幹学校	8,469	1,652	19.5
特殊学校	1,125	219	19.5
実科学校	2,560	194	7.6
総合制学校	1,256	121	9.6
ギムナジウム	7,093	739	10.4
<u>自由ヴァルドルフ学校</u>	<u>999</u>	<u>39</u>	<u>3.9</u>
総数	21,502	2,964	13.8

(出典：Beiträge zur Statistik der Stadt Freiburg. H. 9/95.)

ウムが存在し、郡部からギムナジウムに通うケースが背景としてある。しかし、フライブルクでも、促進学校における外国人比率は、22～35%で平均以上に高く、特にユーゴとトルコからの生徒に顕著である。

Maierらによれば、次のような、統合への異なった様子が見られる。

- a) ガストアルバイターの第2, 3世代は、ドイツ人と同様の言葉遣いや振舞い方が見られるが、促進学校の比率が高い。しかし、外国人自主団体のÜberall氏とのインタビューではトルコ人などにも差異があり、ギムナジウムに入り、教師になっていくケースも近年見られることが指摘されている。
- b) 若いトルコ人のうち多くは、16歳の移住年齢制限Alterszuzugsgrenzeの直前に家族集合のためドイツへ来るが、資格ある職業訓練への機会は少ない。
- c) 難民と庇護権申請者は、ドイツの教育制度に途中から入らなければならないことと、不安定な法的位置による負担が重い。
- d) 若いドイツ系帰国移住者の場合、法的な許可制限があるわけではないが、中途入学者Quereinsteigerとして苦労している。基幹学校の生徒の10.5%がドイツ系帰国移住者で、ギムナジウムの場合その比率は2%に過ぎない。(Maier u. a.: 16)

(3) フライブルクでの職業的統合への援助のシステム

職業学校では、外国人の多くは、職業訓練生のための専門クラスに在籍し、上級分野（ギムナジウムの、あるいは中級資格を得る専門学校）には少ない。平均以上に高いのが職業準備年（BVJ）の在籍である。これらの職業的統合の援助措置の参加者の半分以上が外国人かドイツ系帰国移住者である。フライブルクにおける援助措置の外国人参加者の特徴は、以下の通りである（Maier u. a.: 27-28）。

- 1) 25歳以下の外国人比率よりもいずれの措置も高い比率である。
- 2) 男性が60%を占める。しかし、イタリア人の場合のみ女性が63%で多い。
- 3) 平均年齢18才である。
- 4) ドイツ系帰国移住者33%、旧ユーゴ20%、イタリア10%、トルコ10%、アジア系8%、Sindhis 8%で、フライブルクの人口構成と対応している。
- 5) 40%は郡部からの参加である。
- 6) 4分の1は生まれたときからフライブルクで居住し、半数以上が5年以内の移住者である。
- 7) 参加者の10%を占める、滞在資格が黙認Duldung、滞在認可Aufenthaltsgestattungの青年の場合、基幹学校終了達成のための措置にしか来ることができない。
- 8) ほぼ半数が学校修了資格を持たず、3分の1だけが基幹学校終了を持つ。
- 9) 6分の1が、途中でやめる。

(4) ブレイスガウ・北シュヴァルトヴァルト地区職業訓練同伴的援助Ausbildungsbegleitende Hilfen Bleisgau-Hochschwarzwald

1988年以来実施されているが、過去には、ABHは、ホテル・レストラン経営などを中心に、新連邦州の青年を対象としていたが、近年、少ない職業訓練の場をめぐる競争が激化し、地域で不利益な生活状況にある青年は訓練の機会が持てず、第2の訓練市場の提供（ABM職など）に頼る傾向が出てきたため、「転換後の最初の頃とは違い、低い学歴レベルと少ない社会的能力を持つ青年が来て

いる」(ABH, 1995: 1)。

約30の訓練領域があり、180人の青年が関わっている。専門関連的・一般教育的助成授業は、テクノロジー、専門数学、ドイツ語、経済学、社会科学である。また、定期的に、体験教育学的余暇を実施し、例えば夏休みにコルシカへ、冬はヘリシュリートHerrischriedへ行き、文化的・地域史的内容を伴ったパリ、ベルリンでのグループ関連的旅行も実施される。

2. 作業・言語学校(カリタス協会)の基幹学校部門

1980年に発足し、1995年現在、強制移住者、配分難民の約300人の生徒がいる。近年の特徴は、ロシアなどからのドイツ系帰国移住者が90%と圧倒的多数となり、外国人の生徒が周辺化してきたことである。インタビューでは、ドイツ系帰国移住者の親族がフライブルク周辺に多く、彼らを頼ってきているためではないかと言われている。

1988/89年度当初から、第8、9クラスを国家承認の代替学校の枠で設立し、1989/90年度から、第8、9クラスを国家認定の私的基幹学校として行っている。1992/93年度から、国際準備クラスの設定が承認された。これらの受け入れ制限はない。

また、職業準備コース(基礎職業・助成課程)を市内のKartäuserstr. 33で行っている。学校義務のない強制移住者と配分難民への全日学校及び私的基幹学校は、市内のRömerhofで実施している。年齢制限は、25才になるまでである。

進級証明Versetzungszugnisにより、8、9学年に入るか適性試験Eignugstestを受けることになり、基幹学校部門のクラスに通う全生徒は、職業学校に通学する義務がある。

授業は、州の基幹学校の指導要領に従い、基幹学校修了試験は、学校で行われる(図1参照)。

a) 基礎コース: ドイツ語

期間は、全日学校のコースで1年間(終日授業)である。対象者は、ドイツ系帰国移住者及び配分難民で、一般的就学義務はないが、ドイツ語に大きな問題があり、職業を決めておらず、まず集中的なドイツ語授業と学校修了を必要とする者である(Caritasverband Freiburg, 1995)。2段階に分かれており、1)ドイツ語における最も重要な初歩知識を言葉と書き方で伝える、2)職業学的・科目専門的授業で、科目は上級コースと一緒にある。

また、初心者のための語学集中コースも設けられている。これは、年間クラスへの前段階で、日常会話的基礎知識の伝達、専門的・職業世界関連的用語への導入が行われる。

b) ドイツ語上級コース

期間は、1年間で、対象は、基礎コースを終えた青年と並んで、既にドイツ語の基礎知識を持っており対応する学校教育を示すことのできる者である(Caritasverband Freiburg, 1995)。授業は、後の職業訓練や職業専門学校に通うのに必要な一般陶冶的・技術的科目である。終日授業があり、期間中、職業関連的実習(2~4週間)を終える。その際、教師とソーシャルワーカーに援助される。コース修了近くに、基幹学校修了試験への案内が行われる。

両コースには、青少年共同事業Jugendgemeinschaftswerkと共同で、余暇領域の提供がある。また、ドイツ系帰国移住者のためのカリタス社会事業Caritas-Sozialdienst für Aussiedlerと緊密な連携が持たれている。

c) 国際準備クラスinternationale Vorbereitungsklasse

十分なドイツ語能力のない生徒のために、学校法に従って普通クラスに参加できるように構想されたものである(8、9学年)。時間割は、ドイツ語と数学が多い。

3. フライブルク外国人自主団体Ausländerinitiative Freiburg e.V.

1976年12月に、フォルクスワーゲン財団の研究プロジェクトから、当時ナショナルな団体が主流の中で、インターナショナルな組織として設立された。課題は、「ナショナルな競争を離れ、結びつきと共同の目標を作り出すこと」(1978年)であり、活動コンセプトは「様々な出自と文化を持つ人間の継続的な共同生活の側面から、それらの人々の出会いと交流を促進する」(Ausländerinitiative

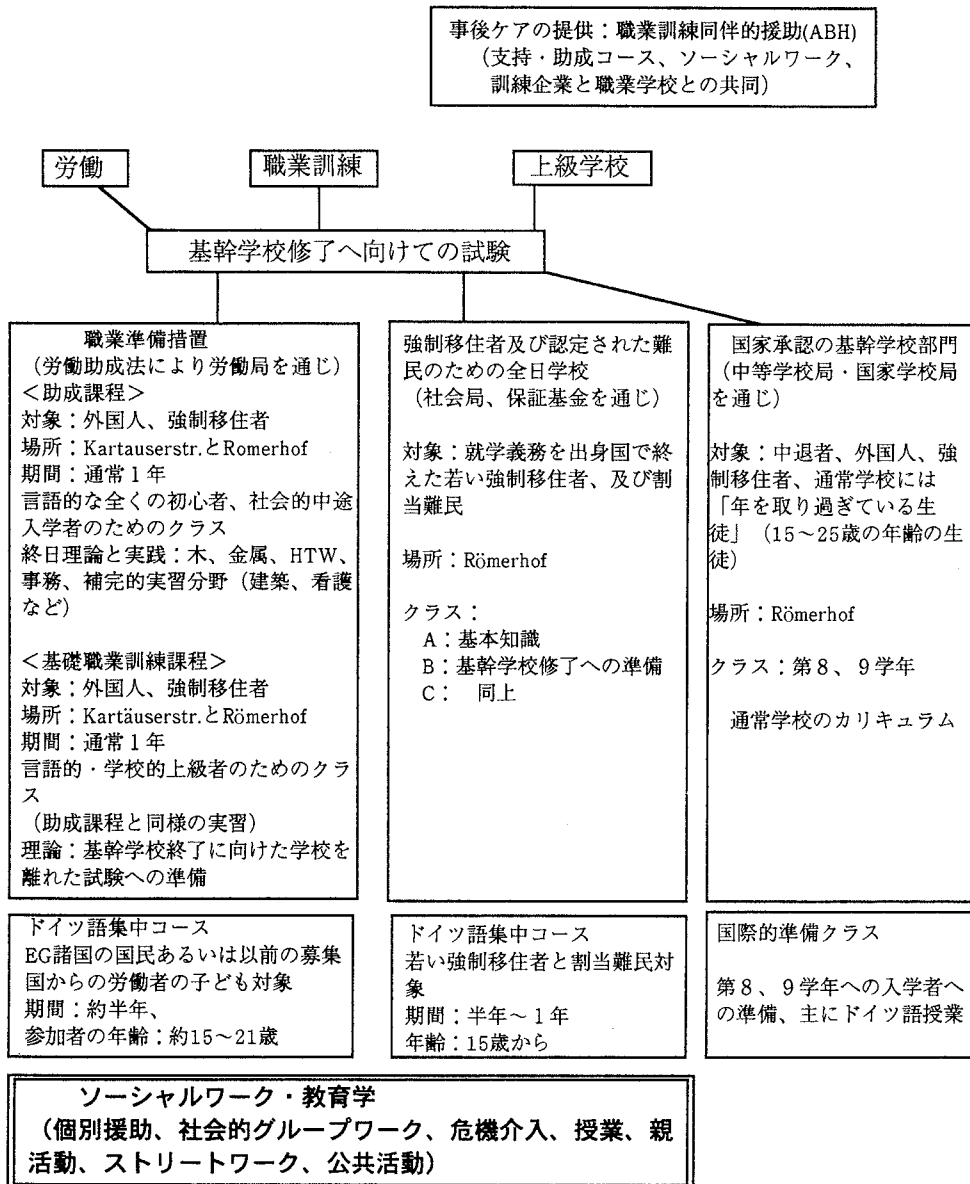


図1：作業・言語学校の構造図(1995年11月)

Freiburg, 1996) ことである。

当初、募集労働者としてイタリア、スペイン、トルコ、ポルトガル、ギリシャ、ユーゴから来た子どもと家族を対象としたが、後に、難民にも活動を拡大した。1978年に補助金申請したが、ナショナルな既成団体から「様々な国籍所属者が集まるセンターは経験的に大きな問題をもたらす」という理由の抵抗にあう(Ebenda)。しかし、「子どもへの発想—学校、宿題援助、余暇活動」という家族志向的活動の重要性を主張し、補助が決まったという経緯がある。この意義は、「それまで福祉団体の活動で繰り広げられてきたナショナルリティ特有の発想と外国人団体の強いナショナル的志向性を補完し広げた」(Ebenda) 点にあると言われる。

(1) 最初の外国人センターの発足

1977年4月30日にセンターがシュトゥーリンガー通り Stühlingerstraße に開かれ、次の2つの活動を行った。

- a) 子どものための余暇教育的提供で、目標は、地域志向性 Umweltorientierung (市の紹介、図書館・青少年の家の訪問) である。
- b) カウンセリング、語学コース、大人のための自由な出会い、家族の午後、女性の出会い、などを通じて、多くの家族との緊密なコンタクトを取ることである。

具体的には、宿題援助と余暇の提供への高まる需要を受けて、1977年、基礎・基幹学校の要求調査を行い、余暇提供と宿題援助を教師・親との緊密な連携の下、学校施設を使い、16人の協力者 (ABM) とともにいき、今日の児童・ユースワークの基礎となった。

また、女性のための「言葉と裁縫コース」では、定期的な参加が家庭の理由で困難な状況を受けて、開始と終了がなく、いつでも参加できるとともに、理解とコミュニケーション促進の場として成績が前面には出ない工夫が施されている。4段階の学習グループ、a) 読み書き知識のほとんどない初心者、b) 基礎知識の習得のための初心者、c) テーマに関連した授業の初心者、d) 上級者、がある。

1979年末、ファウラー通り Faulerstr. への移転に伴い、活動を拡大し、ディスコなどを通じて青年にも開かれる。定期的な家族のための企画、日曜・午後の企画、親のための情報企画、女性のための裁縫教室、「国際的料理教室」も実施されている。

文化的多様性が豊穡化につながるという発想から、家族との良い関係と友好が文化活動発展の基礎として位置づけられている。彼ら自身の文化を中心にした企画により、コンタクトを可能にし、よそよそしさ Fremdheit をなくすことが重要で、フラメンコとスペイン民衆音楽の夕べ、イタリア劇上演、クリスマスとカーニバルの風習についての情報を伴った祭りを通じて、次に見る南風 Südwind が始まるきっかけとなった。

(2) ジュートヴィント (南風) Südwind

1981年12月、他のグループと共に、外国人政策の厳格化とドイツ国民の一部での外国人敵視の広がりへの対応として、外国人敵視に反対する活動サークル Arbeitskreis gegen Ausländerfeindlichkeit が検討され、1982年4月に当サークルが設立された。具体的には、新外国人法に反対する署名活動、外国人文化の日、パネルディスカッション Podiumsdiskussionen、情報スタンド、講演会、外国人に対する地方選挙権の導入を支持する活動を展開した。さらに1984年に、教育計画・研究助成のための連邦・州委員会 Bund-Länder-Kommission für Bildungsplanung und Forschungsförderung

の援助で、シュヴァルツヴァルト通りSchwarzwaldstr.に国際センターとして「ジュートヴィント（南風）」が設立された。

目標は、文化的出会いと対話の助成、出自国の文化とここで生まれている移民文化についての情報、これらのテーマについての、また利用者としての移民のためのドイツの教育・文化施設の開放である。次の点を支持している：1) 移民の文化的自己表出の励起、2) 参加的・批判的文化活動、3) 様々なグループ・文化施設との共同（Ausländerinitiative Freiburg, 1996）。重要な点は、移民や外国人を文化の担い手、文化創造者として位置づけていることである。このことは、彼らが一般的に、主に労働力、社会的問題児、世話の対象として見られ、彼らの文化は大部分、フォルクローレ的な食通kulinärisch面に減じられてきたことへの対応である。

顕著な企画は、トルコの生活・労働・祭りを紹介し、6000人の観衆を集めたマーハバMerhaba、外国人とドイツの婦人の日常的芸術活動、「フライブルクの外国人」というテーマでの民衆大学との展示会、外国人作家の講演、ドイツ・外国人街頭演劇グループの設立などである。

1985年12月のモデルプロジェクトの終了後、ロレット通りLorettostraßeへ移り、文化活動は1986年市による認可を得て続けられている。

(3) 児童・ユースワーク

a) 児童

異文化間教育が重視され、次のように述べられている。

「文化を志向性・行動システムとして把握し、その生き生きした交流は文化的変化へと向かい、そのことは社会の文化的豊かさとその文化的発展の点で望ましい価値として見なされる。そうした教育学はすべてを対象とする。」

「二言語性、異なる文化についての知識、それらの中で生きていく能力という外国人の子どもが能力としてもたらすことのできるものに対してこれまでの発想は、適切に対応してこなかった。教育的コンセプトの重点は、その意味で、子どもの自己意識の強化にあり、まさに多様な能力にある。」（Ausländerinitiative Freiburg, 1996）

教育者の課題は、子どもは自分自身の文化を発展させるという認識の下に、子どもの関係システムへの行動能力を強化することを通して、子どものアイデンティティ発見を援助することである。これらのことを通して、子ども自身が、矛盾を認識し、両者の関係システムに接近し刷新する能力を強めることが重視される。

児童文化活動として、子どもの運動と遊びへの要求を受け、創造性、文化間の交流の促進、体験・行動空間の拡大が行われる。提供は、消費的ではなく、共に作り上げることが目指される。

現在の子どもグループは、約100人、17国籍、半数は第2・3世代で、他の半数は難民及びドイツ系帰国移住者である。

b) 青年

異文化間ユースワークが行われており、潜在能力の把握・発展、自己主張への援助が行われる。

・具体的援助提供

— 学校的援助：学校修了試験準備

— 職業準備の措置（動機づけ、職業発見への情報）、最初の職業訓練段階への同伴

— 様々な行政上の手続きの際の援助：滞在、労働許可、住宅環境など

・補完的提供

- 「公開の出会い」：親類，友人も参加できる
 - 「義務的出会い」：決まった時間に，グループ過程があり，旅行やディスコなどの企画。
- 地元紙が行ったAzieb Habte (エリトリア出身，21歳，1984年夏以来居住) とのインタビュー (BZ 1996) では，センターの様子を次のように述べている。
- 「15～21歳の青年20～30人 (欧州諸国，ユーゴ，アフリカ，アラビア，アジアからの11国籍)

図 2：外国人青年の職業世界への統合

I. 職業訓練オリエンテーション		問 題 領 域
8 学年	基幹学校と実科学校での職業志向的実践 Berufsorientierte Praktika (BoP) : ・ 職業の目標と願望を協議，実習の紹介， 実習報告，実習の評価	<ul style="list-style-type: none"> ・ BoP：年齢から来る，職業と職業訓練についての知識の不足に基づく完全な無志向性 ・ 現実の職業展望に向かうが，職業の『夢』への余地も残す ・ 母語の能力への証明 (授業/試験)
II. 職業訓練カウンセリング・紹介		
9 学年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校修了への準備 ・ 職業像とその必要条件についての情報 ・ 職業願望，一致，実現に関する個人的カウンセリング 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校修了と職業訓練探しの同時性が圧力と将来不安を生み出す ・ 他のテーマによる負担：家庭からの分離，愛，逃亡のトラウマ的体験 ・ ドイツ語 (主要科目) と第一外国語の悪い点数
	中間成績：上級学校，職業専門学校，職業準備年への申し込み/形式上： 全ての卒業者を職業訓練契約無しに届け出する	
	申告書類の用意 ・ 事前実習Schnupperpraktikaの紹介 ・ 労働局面談への同伴 ・ 面接の練習	
III. 職業訓練のケア		
職業訓練年 1 年目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職業訓練生のための週 1 回の面談：矛盾のカウンセリング，報告書の作成 ・ 職業訓練同伴援助 (ABH) の紹介 ・ 職業訓練担当者と職業訓練実施教師との接触 ・ 職業訓練中断の把握 	<ul style="list-style-type: none"> ・ コミュニケーション困難に基づく高率の職業訓練中断： ドイツの企業の日常についての少ない知識 (実践・文化ショック)； 文化的・宗教的寛容についての，企業内での感受性の欠如 (豚肉，アルコール，『冗談』，方言……) ・ 『手っ取り早い』 お金 (仕事) の刺激

出典：Ausländerinitiative Freiburg e.V. (1996): 1976-1996.

が月～金の14時～18時にセンターを利用している。親は、ドイツの職業訓練システムを知らないことが多い。それで、ここの職員が、助言をくれて、訓練の場を探すのを助けてくれる。特に困難なのは、半年の滞在許可しかない場合で、職業訓練者は、青年が訓練終了前にいなくなる危険を恐れて、雇おうとはしないことである。

多くは、ドイツで生まれ、確固とした滞在資格を持つが、他は、少し前にドイツに来て、3カ月あるいは6カ月ごとに滞在を延長しなければならないため、不安定で、学校、職業、社会的コンタクトにも影響している。職業訓練者は、確かな滞在資格を持つ職業訓練実習生を採用することを優先している。

彼らはそうして、通学途中、学校の中、職業訓練の場への申請、企業内、買い物、あるいは公共交通において拒否に直面することがある。」(Ausländerinitiative Freiburg, 1996)

ユースワークにとって重要な点は、職業的統合への措置の全容の把握であり、青年とその親へのカウンセリングと並び、企業、訓練者、教師への情報提供の努力が求められている。

4. ブリュール・ボイアバールンク青少年出会いの場Jugendtreff Brühl-Beurbarung

(1) Brühl-Beurbarung地区の状況と青少年の要求

中央駅の北側の地区で、1989年1月1日現在、2,486人が居住し、1,218の住居がある。住居は、主に2～3部屋の社会住宅sozialer Wohnungsbauで、約半数は1961年以前の建物で、かなりの数が1919年以前である。数年来、住宅環境プログラムWohnumfeldprogrammの枠内で、改修措置Sanierungsmaßnahmenが実施され、近代化と家屋外装の美化が実施されている。住民の3分の1は中間層、3分の2が低所得者層である。

外国人は、487人、19.6%の比率で、この当時市内で最高の地区である。10～21歳の青少年は306人(153人が女性)、内111人が外国人(36.3%)である。離婚経験者は170人(111人が女性)で、子どもを彼女らが一人で教育している可能性が高い。

失業率は、概算で20% (市平均の約2倍) に達し、狭い居住関係に多くの家族が住み、比較的低い収入でやり繰りしなければならない状況がある。このため、社会扶助受給率は高い(Konzeption für den Jugendtreff Brühl-Beurbarung: 3)。これらの統計は、フライブルク統計・住民局の1988年1月1日付Amt für Statistik und Einwohnerwesen, Freiburg, Stand 1. 1. 1988である。

地区の青少年の一般的な状況の特有の問題は、以下の通りである：

一少ない家庭収入

一狭い居住環境 (Ebenda: 5)

一親が働いているため、児童・青少年がしばしば自分だけを頼りとしている (Ebenda: 6)

一社会的環境が貧困なため、学習・経験、余暇形成のための刺激がほとんどない。また、比較的低い資金力のため、平均的な余暇消費に参加する可能性がない。

一少ない収入、狭い居住環境が、対立の多い、緊張した家族関係をもたらしている。

一上の条件に規定された学業不振“Schulversagen”が社会的統合を困難にし、将来のチャンスが限定する。

一外国人青年の家庭での文化対立：

「家庭内で出身国の価値と習慣により教育された外国人青少年は、日常において、他の文化と直面する。再び故国へ戻らなければならないという親の予定と外国人の市民権上の不安定が、しばしば家庭の騒動、文化対立、志向性困難に作用している。自分たちの位置を我々の社会の中に見出す

うとするこれらの青少年の動機づけは、これによってかなり妨げられる。なお存在する教育バリアは、低い職業教育水準に作用し、このグループの失業問題を先鋭化する。」(Ebenda: 6)

一少女の場合、家庭、学校、職場で強制と抑圧に直面し、強い社会的コントロールの下にある。

インタビューでは、外国人青少年の多くは、第三世代に属し、既に小さい時からドイツ人と一緒に暮らし、地区内での対立はほとんどないが、失業や不安定な立場から、男性の場合攻撃的となり、女性の場合、諦めの気分が支配するケースも指摘されている。

来館する青少年の要求は、下記のように整理されている：「人としての受容、まじめに受け止められること」、「同世代との邪魔されない出会いの可能性」、「私的で、個人的な関係を作る」、「彼らの問題に対する支持と援助を見出す」、「業績要請がなく、義務的でない余暇形成」、「友好関係を作る」、「自発性を発揮する」、「新しい展望と、あるいは生活の別な面を進展させる」、「楽しむ」、「情報不足をなくする」、「独自の人格発達のための空間を見出し、経験空間を拡大する」、「消費要求を満足させ、自らの考えを実現する」(Ebenda: 7)。

(2) 施設と職員

担当団体は、Verein Jugendtreff Brühl-Beurbarung e.V.で、市が団体に経営権Betriebsträgerschaftを委託し、完全に財政助成を行っている。ロルツィング基礎学校Lortzingschuleの西側の建物の地下にあり、

一大ディスコ会場：コンパに使われ、日常的には音楽・卓球の部屋として使用

一青少年喫茶：カウンターと座る場所があり、半アルコール飲料・スナック類の提供、コミュニケーション・遊びの空間、ビリヤード台あり

一長いフロア：キッカーあり

一事務所：他に部屋がないときの小グループでの使用、個別会話にも使用

一収納部屋Abstellraum

の各部屋からなる。

職員は、青少年教育福祉の専門職4人で、内3人は時間勤務(80%, 60%, 60%)である。彼らが、すべての管理的その他の業務を行うため、管理専門職、館長はいない。場合により、BSHGによる措置のため、実習生1人、青少年教育福祉の専門職1人が加わる。

(3) 青少年出会うの場の課題と目標

10歳～約25歳を対象とし、国籍や信仰を問わない。外国人の比率は、インタビューでは70～80%と回答している。イタリア、ギリシャ、トルコ、クロアチアなどが出身国である。また、基幹学校生が圧倒的である。

課題は、余暇機能、社会的援助機能、文化的・創造性助成的機能の3つである。

目標は、

一 来館者のコンタクト・コミュニケーション要求の充足と助成

一 社会的sozialen・社会的gesellschaftlichen現実との適切な付き合いの提示

一 社会的・民主主義的な行動様式の修得

一 自己決定・自己実現を可能にする

一 ファンタジー、創造性、自発性の発達 (Ebenda: 7)

である。

施設は、「地域Kommuneの社会的インフラストラクチャに属する」(Ebenda: 8)として、青少年が個人的・社会的な発達に必要な、自分たちで使える空間として位置づけ、職員の課題は、空間のこうした「獲得」の教育的構造化と同伴・指導である(Ebenda: 8)。具体的には、開かれた扉、グループ提供、少女活動、十代活動、宿題援助及び個別会話とカウンセリング提供を行っている³⁾。

a) 「開かれた扉」Offene Tür (OT)

「『要請なく』滞在でき、問題を出せ、対立を解消し、コンタクトを結び、自分の生活条件と向き合う余暇・経験空間」(Ebenda: 8)で、「そのままいられる“so sein können wie man ist”」ことが、安心とオープンさにつながり、社会的学習過程の前提となる(Ebenda: 8)。

b) グループ提供

OTからさらなる活動へ関心を持った青少年、あるいは特別の関心を伸ばしたい青少年を対象としている。

機能グループ：共同形成的・共同決定的課題(喫茶室のカウンター業務Thekediens, 音楽グループ, プログラム形成, ディスコ企画の組織など)

関心グループ：教育的指導のもとに、各種ある

これらを通じて、より強い所属感、義務的な規則の保持とメンバー間の相互関係を学ぶ。

c) 少女活動

少女が公開提供「開かれた扉」にあまり参加せず、施設が男性の行動様式に支配されている現実を受けて実施されている。「少女の関心と利害Belangenに関わり、施設での位置を強めること」(Ebenda: 9)を目標とし、自由空間の提供が行われる。

d) 十代活動Teeny-Arbeit

10歳~14歳対象で、木曜日に行われ、施設を自分たちのための空間として利用することを目指している。

e) 個別会話とカウンセリング

個人的・社会的問題状況における援助、役所関係の書類についての相談を行う。

f) 施設委員会Hausrat：以上の点について検討し、青年の意見を反映する場である。15歳以上の青年が参加できる。

(4) ソーシャルワーカーの課題

教育的課題として、下記の点が整理されている：

- 来館者とのコンタクト
- 来館者間のコンタクトの援助
- 対立の際の仲介
- OT, 来館者, その期待, そしてそこから生じる自己の行動に対する帰結についての会話
- 来館者の日常と生活条件, 学校, 徒弟職, 両親の家での問題について, 及び現実的社会的, 政治的, 経済的テーマについての会話
- 客観的, 特に主観的な要求の確認のための観察, 場合によっては対応する提供
- カウンセリングの受け入れ
- 個別援助の受け入れ
- 施設での提供と可能性についての情報提供
- 青少年によって行われる課題における指導

- 児童・青少年との遊び
- 新しい遊び・遊具の導入
- 公開的提供の組織と実施
- 児童・青少年を一定のテーマ・対象に対して興味付ける, 場合によりグループ形成に動機づける
- グループ活動の準備, 可能な学習目標の獲得
- 方法的事前の熟考, 内容的・テーマ的準備
- グループのテーマに向けて文献・資料の考察
- グループ活動の実施
- グループ過程の反省
- 特別なプログラム提供の計画と実施: 例, 小屋での余暇, 秋祭りなど
- 情報を通してのカウンセリング, 制度(労働局, 社会局など)への同伴
- 心理社会的カウンセリング
- 申請, 住居調達の際の援助
- 保護者活動(プログラム内容についての情報, 特別な場合の接触)。

第6章 ベルリンにおける異文化間教育とユースワーク

ベルリンのユースワークは、壁の崩壊後の1990年にRAAとGangwayという2つのユースワーク団体が創設され、それぞれの役割を果たしてきた。その背景には、東西の壁が無くなった後の東側での社会変動、経済的格差の存在、外国人の流入などがある。

「壁の崩壊は、いくつかの地区で、生活空間の異常な商業化を意味し、東西の青少年にとって、また多くの出会いの場、余暇施設の喪失を意味している。

こうした状況の中で、多くの者にとって、自らの能力、職業における自らの業績、社会における地位への誇りを失わせた。」(Gangway, 1996: 92)

東ベルリンでは、統一過程に伴い、新しい志向性を求めることになり、個々人によってしばしば物質的・心理的負担と感ぜられる。その結果、「第2クラスのドイツ人」のレッテルが貼られたり、そう感じる場面が出現した。「展望がなく、途方に暮れた無志向性は、抑制されない ungezügeln, 方向性のない ungesteuerten 暴力現象に現れ、すべてのよそ者への憎しみに変わった」(Gangway, 1996: 92)とも言われている。

西ベルリンでも、よく似た状態が現われ、とりわけ外国人青少年には排除と差別を受けている感情が芽生えた。住環境の変化、すなわち外国人青少年が住んでいる、それまで周辺地域だった地区が、壁崩壊後、新しい市の中心部になったことにより、追い出される脅威を感じている。「労働市場に加え、住宅市場でも排除的競走 Verdrängungswettbewerb が起こる。」(Gangway, 1996: 93)

こうした青少年は、ギャングやクリークの中にアイデンティティと価値評価及び個人的輪郭形成への可能性を探ることになる。例えば、右翼的ドイツ国民主義的グループ・暗雲 Grauen Wölken やイスラム主義的原理主義者の一部のような極右的形成を伴うケースがある。

こうした状況に対して、2団体及び外国人代理人部局の積極的訓練団体を中心に、処罰の導入による制裁措置ではなく抑止的社会的ケア、基礎学校生に対する終日学校等の導入、余暇領域のための部分的な学校の開放、社会的訓練における学校ソーシャルワークの存在、能力ある実践家 Multipli-

表6-1：ベルリンにおけるドイツ人と非ドイツ人居住者（1994年12月31日時点）

年	総人口	非ドイツ人	西	東
1987	2,157,695	262,234(12.2%)		
1988	2,186,654	279,382(12.8%)		
1989	2,243,684	296,620(13.2%)		
1990	<u>2,269,192</u>	<u>312,374(13.8%)</u>		
1991	3,443,575	355,356(10.3%)		
1992	3,456,891	385,911(11.2%)		
1993	3,461,421	406,637(11.7%)		
1994	3,452,284	419,202(12.1%)	358,051(16.6%)	61,151(4.7%)

備考：1990年までは、西ベルリンの統計数字。

(出典：Statistisches Landesamt, Einwohnerregister) (Bericht zur Integration und Ausländerpolitik: 24)

表6-2：国籍ないしは出身地域別の非ドイツ人居住者（1994年12月31日時点）

	人数	%	西(%)	東(%)
トルコ	138,959	33.1	38.2	3.7
ユーゴスラビア*	73,053	17.4	16.4	23.4
ギリシャ	9,971	2.4	2.7	0.6
イタリア	9,737	2.3	2.6	0.8
ポーランド	27,627	6.6	5.6	12.5
レバノン	6,195	1.5	1.7	0.4
不明**	<u>7,009</u>	<u>1.7</u>	<u>1.9</u>	<u>0.6</u>
総数	419,202	100	100	100

* 内訳は、ボスニア11,029人、旧ユーゴ48,938人、クロアチア11,942人、スロベニア1,144人。

**ベルリンにおけるアラビア人移民の大部分は、レバノンの内戦からの難民である。このグループには、レバノン人、パレスチナ人、レバノン系クルド人が含まれる。後二者は、大部分が統計上「国籍不明」になる。

(出典：Statistisches Landesamt, Einwohnerregister) (Bericht zur Integration und Ausländerpolitik: 25)

katorenの養成・研修の重要性などが指摘されている。

1. 外国人比率

ベルリンの外国人の状況については、以下の表の通りで、年ごとに外国人が増えるとともに、東西の差が大きい。なお、ベルリン市内の地区毎の外国人比率は東西に区別し、多い順に並べると以下の通りである（1994年12月31日時点）。

西：Kreuzberg 33.1%、Wedding 27.4%、Tiergarten 24.7%、Schöneberg 22.0%、Neukölln

18.6%, Charlottenburg 18.1%, Wilmersdorf 13.0%, Spandau 11.3%, Zehlendorf 9.7%, Steglitz 9.6%, Reinickendorf 9.3%, Tempelhof 9.2%,
 東: Lichtenberg 8.4%, Mitte 7.9%, Friedrichshain 5.4%, Plenzlauer Berg 5.0%, Hohen-
 schönhausen 4.7%, Treptow 4.2%, Marzahn 3.5%, Weißensee 3.4%, Köpenick 3.3%,
 Pankow 3.2%, Hellersdorf 2.5%

2. 外国人青少年の生活世界

(1) 住居, 労働, 余暇

住居は, トルコ人家庭では, 5人以上が狭い中で住み, トイレ, シャワー・バス共同利用という状況が多い (Gangway, 1996: 8)。学校については, 学校未修了者が外国人の多い西側に多く, また外国人が同年齢比約19%と比較して10ポイント以上多い31%に達している。

表6-3: ベルリンにおける94年12月31日段階での14~21才の登録人口 (Gangway, 1996: 7)

全体	西	東	;	外国人	西	東
240,667	135,539	105,128	;	44,287	38,197	6,090
%	56.3	43.7	;	%	86.2	13.8

(14~21歳の青年の全数の18.7%)

表6-4: 93/94年ベルリンの就学数 (Gangway, 1996: 8)

全体	未修了	西	東	非ドイツ人
26,860	2,672	1,751	921	827
%	9.9	65.7	34.4	31(2,672の内)

余暇領域では, 1993年12月時点でのベルリンの青少年(14~21才)総数240,667人で, 充足率12.4%である。東地域の10.3%, 西の14%が来館できる。

表6-5: 青少年の数との関連での青少年余暇施設及び場: 93年12月31日現在 (Gangway, 1996: 10)

青少年余暇施設の数:	総数	西	東
	266	142(53.4%)	124(46.6%)
青少年余暇施設の定員:	総数	西	東
	29,778	18,968(63.7%)	10,810(36.3%)

(Madlon Liljeberg, Schwerpunkte, Identitätsfindung und Wertewandel, S. 14)

表6-6: 州労働局「1993/94年のベルリン及びブランデンブルク州の職業相談の活動」 (Gangway, 1996: 12)

場の提供数	1992/93: 17,969	1993/94: 17,556
申請数	1992/93: 22,280	1993/94: 24,909

職業訓練市場については、申請数が11.8%上昇する一方で、提供数は2.3%減少した。トルコ青年は、「東からの殺到Ansturm aus dem Osten」により更に不利益感を増幅させている。

外国人青年による職業カウンセリング要求は、西では1994年(92/93年との比較)5.7%減少しているが、ドイツ人の場合、9.3%上昇している。1994年職業訓練登録数は、外国人青年総数3,433人で全申請者数の13.8%であった。また、9月末に紹介されなかった青年のうち30%が移民であった。東西の提供数の差が拡大し、基礎訓練課程(東7:西35)、助成課程(東12:西18)といった状況である。

表6-7：職業カウンセリングの領域における教育措置への参加者の数

参加者	基礎訓練課程	助成課程
西 総数	1,283	1,005
18歳未満	587=45.7%	597=59.4 %
18~21	553=43.1%	337=33.5 %
21以上	143=11.1%	71= 7.1 %
内、帰国移住者	6	7
内、外国人	431=33.5%	356=35.4 %
内、トルコ人	331=25.8%	278=27.6 %
東 総数	141	799
18歳未満	82=58 %	543=67.9 %
18~21	51=43.1%	227=28.4 %
21以上	8= 5.7%	29= 3.6 %
内、帰国移住者	41=29 %	
内、外国人	4= 2.8%	2= 0.25%
内、トルコ人	3= 2 %	1= 0.12%
その他	1= 0.7%	

(出典：Landesarbeitsamt Berlin-Brandenburg, Referat Statistik) (Gangway, 1996: 13)

表6-8：失業者数(1995年4月)(Gangway, 1996: 13)

ベルリン州：	25歳未満	22,956=15.2%
	20歳未満	4,270=12.3%
ベルリン西：	25歳未満	14,589=17.3%
ベルリン東：	25歳未満	8,367=12.5%

ベルリンにおけるアラビア人(レバノン人、パレスチナ人)の状況は、1975年のレバノン内戦の始まり以来、約3000人が居住しているが、他のアラビア系グループ(シリア、エジプト、北アフリカなど)に比べ、明確に悪い生活状況である。また、レバノン系クルド人は、Kreuzberg, Neukölln, Wedding, Tiergartenに約3000人が住み、3分の2が25歳未満である。青少年の多くは、6~8才にベルリンへ来ている。文化と歴史において安定性がなく、クルドなまりのアラビア語を話し、若者はドイツ語とアラビア語を混ぜて会話し、クルド語はほとんど解さず、アイデンティティの危機

にある。8～12人の大家族が、難民として、多くは社会扶助受給者で、教育水準は低い（親はレバノンで学校に通っておらず、文盲であることが多い）。滞在権Aufenthaltsbefugnisか黙認Duldungの滞在資格、あるいは代替証明を持ち、ドイツ国内だけを移動できる。狭い家屋で自己を展開できる可能性はほとんどなく、また、結婚相手の決定を始めとして親の権限が強く、18～20才で結婚している。多くは基幹学校に通い、適切な職業訓練の場を見出すのが困難で、臨時の仕事か社会扶助での生活に限定されている。

問題点は、以下の通りである。

- 特にパレスチナ人の場合、難民ハイムに住み、法的・経済的・政治的特別状態にあり、滞在許可「黙認Duldung」のみ
 - ハイムでの狭い生活（1家族に1～2部屋）のため、ストレス、喧嘩が絶えない
 - 不十分な滞在権による不安とそこから来る問題状況（労働許可の拒絶など）が、青少年の無展望につながっている
 - 統合（異文化間理解の意味で）・同一化可能性の欠如による、暴力的心性の青少年の形成
 - 青少年には、自分たちの問題について相談するパートナーがいない
 - 多くの青少年には、意志疎通の困難があり、それには学校に通わず、正しいドイツ語を学ばなかった背景がある
 - ドイツ当局の構造についてよく知らないため、社会扶助のような要求を十分にできない
 - 大部分の青少年に、早くお金を稼がなければならないという家族の圧力が加わり、「簡単な道」（盗み、泥棒、強盗、麻薬売人）を選ぶケースが多い（Gangway, 1996: 16）。
- 彼らへの援助提供には、1）相談相手、2）滞在権の地位と職業教育の重要さの啓発、3）個人の状況改善への提起（市民権獲得、学校修了、職業訓練の場）、4）仕事場を探したり申請する際の援助、5）ドイツ語コース、アラビア語コース、音楽プロジェクト、スポーツプロジェクトなどの実施、6）一日行動、週末旅行、休暇旅行などの企画がある（Gangway, 1996: 17）。

(2) 学校をめぐる問題

主要問題は、以下の通りである（Gangway, 1996: 18-19）。

- 1) 言葉の問題：ドイツ語の不十分な修得→授業内容、課題の指示が十分に理解されない→言葉が主要なコミュニケーション手段になっている教科での低い成績、という悪循環に陥る原因になっている。
- 2) 学業不振Schulversagen：修了資格なしの学校退学に帰結する。
- 3) 言葉が不自由なことから来る小価値コンプレックスMinderwertigkeitskomplexen：自分の意見を通すため、暴力のような手段をとる。
- 4) 学校は将来のための教育やチャンスとは見られない：特に基幹学校は、将来展望を示さない。

また、社会的行動上の問題と学習困難を伴う青年の場合、成功体験への展望がない上に、更に集中力の弱さ、継続性のなさ、学習テンポの遅さという傾向が見られ、大きな欲求不満から、さぼる、そのために修了資格がないといった悪循環が繰り返される。

上記の原因としては、下記の点が指摘されている。

- 1) 2つの文化危機の中での生活：内的崩壊、個人的不安定、模範となる像を模索する困難につながっている。

- 2) ドイツ住民の中の偏見と不安定な滞在資格：回りから、級友から、教師から拒否されているという疎外感を持つ。
- 3) 教師はこれら生徒の文化的・伝統的特別さを知らされていない：相互理解と活動を困難にしている。

4) 親の影響の大きさ：

「親の生活は故郷への帰還への願望と家族のための物質的配慮と儉約によって規定されている。多くの親は自らは文盲で、故国の最貧層出身である。それでドイツの学校は彼らには多くの場合単に低い位置づけしか持たない。」(Gangway, 1996: 19)

5) 狭い居住環境：学習のための場や休息がない。

ギャングウェイが指摘している、助成する上で考慮すべき点は、

- 外国人普通クラスの廃止
 - 上級学校のための定数の設定Zugangsquotierung
 - 目標づけられた言葉と異文化間助成
 - 母語授業の展開と構築
 - 第二言語初歩クラスAlphabetisierungの導入
 - 促進の時間
 - 移民問題のための目標づけられた教師研修 (Gangway, 1996: 19)
- などである。

「我々が試みているのは、青少年の行動能力を発展させることで、積極的なアイデンティティ発展を可能にすることである。言葉と意識過程は堅く結びついているので、言語能力は特に重要な意味を持つ。これらが欠けていると、ただ非言語的な表現可能性だけが残る。例えば、(積極的には)芸術的活動(絵画、パントマイム)、しかしまた(否定的には)暴力行為の形態で。」(Biamino: 3)

3. RAA: Verein Regionale Arbeitsstellen für Ausländerfragen e.V.

「寛容をめぐる格闘は、それが出来る限り多くの生活領域の人々を包括する時のみ意味を持つ。」(RAA: 7)

この言葉が意味する全体性Ganzheitlichkeitと学習の場を超えた活動lernortsübergreifende Arbeitがキーワードになっている。具体的には、不寛容とよそ者敵視への様々なプロジェクトを実施し、「学校とユースワークの間の媒介機関として自己理解し、学校・学校外活動の新しい形態をもって、異なるものへの寛容と受容に貢献しようとする」(RAA: 13)。つまり、第一に、「外国人の統合をめぐる努力と極右的暴力の撃退への努力との間に橋を架けること」(RAA: 7)、第二に、ユースワークと学校との共同活動を実施し、学校へ進出することである。

目標グループは、青少年ないし生徒、教師、親、外国人の住民グループ、庇護権申請者、文化的マイノリティである。また、地方自治体、市行政、学校行政、青少年ソーシャルワーク、青少年教育福祉司、教会、他の社会勢力と共同し、各州の文部省、連邦教育・研究省、他の連邦省と緊密に連携している。重要なパートナーとしては、フォイデンベルク財団Feudenberg Stiftung、ドイツ児童・青年財団Deutsche Kinder-und Jugendstiftung、コーネルゼン・教授・学習財団Cornelsen Stiftung Lehren und Lernenである。特に、ラウンドテーブルの運動から発生し、すべての外国人を管轄する広範な権限を持ち、庇護権申請者ハイム、子どもの就学、極右的暴力の撃退などの困難の発生の時、相談にのる外国人代理人と連携している。

1990年12月、東西ベルリンの活動家が当団体を設立し、所長にはギュンター・クルシェ博士Dr. Günter Krusche (以前のベルリン・ブランデンブルク州新教総監督Generalsuperintendent der Evangelischen Kirchen in Berlin-Brandenburg) が就任し、ベルリンでは1991年1月31日に、教師、青少年教育福祉司、芸術家からなるチームにより活動が開始された。所長は、アネッテ・カハーネAnette Kahane (共同のベルリン下院議会、最初の共同州政府Senatの選挙まで、外国人代理人) で、1991年夏に現住所へ移転した。ベルリンのRAAは、他のRAAにとって、一種の研究所の性格Laborcharakterで、プロジェクトの形態が試され、成果を広める役割を果たしている。

(1) 異文化間学習

異文化間学習では、「ドイツ社会の課題である」(RAA: 35) 統合をパートナーシップ的過程として理解し、次の点を重視している：

- それぞれ個々人の状況と憧れ、住んでいる構造、その限界と余地、補完・変化・確証・保障などを把握すること
- 他者の知覚：学習目標への出発点としてだけでなく、非常によく似たモデルの出発点として
- 共感：この過程での本質的学習目標 (RAA: 35)。

これは、旧東ドイツでのイデオロギー的教育が、東独の青少年に政治的陶冶のクラシックな形態に対する反抗を呼び起こしているという反省、すなわち、民主主義の構造に関する認知的知識の獲得が、大きな関心を呼び起こさなかったという点を考慮している。

方法として、ロールプレイは、アイデンティティ・共感経験の近道で、具体的には、プラン遊びとプロジェクト週間「君は実際そんなに違っているのか」「Bist du wirklich so anders」などを通じて、「別の」方法、「別の」会話レベル、「別の」空間との関わりが目指される。それゆえ、トルコダンスやベトナム料理のエキゾチックさは重要でない。

子ども達が関心に沿ってジャンル（叙情詩、パフォーマンス、絵画など）を選びグループを形成し、プロジェクトの日では、ドイツ人と難民が新しい共通の言葉である音楽、絵、詩、人形を用いて自己を表現し、発見する機会を持つ。これにより、「相互の近似性に気づき、違いと問題に近づく」ことができる (RAA: 36)。特に、旧東ドイツ部分では、外国人人口の少なさから、外国人の子どもやマイノリティーが不在のままに教育やプロジェクトを行われなければならないため、芸術が決定的な役割を果たしている。

「芸術それ自体との出会いは、異なるものとの出会いを意味する。芸術の言葉の前では、すべての子ども達と同じである。第三の場としての、創造性と個性を促進する方法としての芸術は、東ドイツにおいて特別な意味を持っている。」(RAA: 11)

さらに、重要なメディアとしてのスポーツは、「芸術の場合と同様に、何かを一緒にに行い、何かのために共同で合わせる、何かと共同で取り組む可能性」(RAA: 12) として位置づけられている。

さらに、プロジェクトへの参加は、学校の回りの環境への関心を喚起し、庇護権申請者ハイムへの危険視・スティグマを持つ人々にとって、社会問題の連関を理解し、単なる責任転嫁Schuldzuweisungenではなく、共同の活動を通して話し相手Gesprächspartnerになる可能性をもっている。

また、RAAの余暇キャンプでは、難民の子ども達の「日常からの脱出」として下記の意図から計画され、毎年2週間夏にベルリンの回りの小都市で行われている。

「子ども達のアイデンティティにあるのは、母語と『非ドイツ的』過去である。我々は、新たな圧

力を作ることなく、彼らの根を確認するのを助けたいと思った。」(RAA: 40)

ローゼンタールRosental地区の庇護権申請者の子ども、ソ連からのユダヤ人移民の子ども、2国籍の家庭の子どもなどが参加し、彼らと夏以外にも、年間を通して活動している。

(2) 学校開放：ベルリンの生徒クラブSchülerclub

1994年、ベルリン州政府(ゼナート)が生徒クラブのプログラムを提起した。その重点は、学校とユースワークの結合、生徒の自己決定、民主主義と共同責任への教育に向けた取り組みとして、「クラブは、学校の開放への一歩」(RAA: 63)である。1994年59のクラブ(東42, 西17施設)が、市の資金を元に設立された。

このプロジェクトは、一つには異文化間教育の在り方を問う面を持つ。つまり、「学校の日常に根差さなければ、年度ごとに繰り返されるプロジェクト週間の際の共感と責任は例外的なケースに」、そして「子どもの学校外の生活世界との緊密な結びつきが無ければ、異文化間学習は、特別な事例、授業の変種Spielartにとどまる」(RAA: 38)ことに対する危機感である。第二には、「学校の近隣との、そして午後の青少年の生活との結合のため」(RAA: 11)に青少年の生活と学習の場である学校の公開の形成という問題である。それには次の思いがある。

「空っぽの家。回りにはユースワーク、ソーシャルワーク、芸術プロジェクト、カウンセリング、企画のための空間が欠けている。真ん中に学校があり、16時以降閉められる、十分に空いた活用できる空間が。十分な形成可能性と単に空いていれば。」(RAA: 80)

以上の課題に二つの方向から取り組むことになる。まず、生徒と教師が一定の役割を共同して担う内部への開放、次に、地区に活動範囲を広げ、他の人を積極的にも消極的にも関わらせる外部への開放である。

内部への学校開放について、次のように述べられている。

「クラブは、生徒が民主主義と共同決定を行う空間である。これが学校の日常に、授業とプロジェクトの日、クラス旅行と学校総会の形成に延長しうるのであるのかどうかは、共同の在り方による。

学校開放は、学校の中で起きなければならない。民間団体として我々は、それを前提とし、要求し、励起し、ともに作ることはできるが、望まれ発起するのは学校において、教師と生徒による。そして慎重にここでは教師がまず立っている。」(RAA: 64)

外部への開放について、クラブは、学校空間における制度化された青少年余暇活動へのきっかけであり、親や地域住民との共同活動のきっかけである。社会的能力soziale Fähigkeitenである自己意識と責任感を強める面と、自治Autonomie的側面を重視し、生徒によるクラブの自己形成、社会教育者・大人の相談相手による同伴・援助が目指される(RAA: 83)。

『クラブは提供としてストレスを下げ、生み出すことはない。つまり「最低限のものMinimalvariante」であるべきで、プログラムのあまり無い、ただ座っていたり、しゃべったり、遊んだりする機会の多いオープンな出会いの場である。そこからまた青少年は、学校の周囲のことを知り、地区において一緒に何かを行うことができる。

さらなる理念がクラブで出てきたとき、成功への不安なく試すことができる。』(RAA: 84)

学校開放の最大のもは、ドイツ児童青少年財団Deutsche Kinder-und Jugendstiftungの生徒クラブの実践である。また、RAAとの共同活動の中で、生徒作業所Schülerwerkstättenや学校ソーシャルワークのプログラムがある。

a) 暴力抑止の手段としての学校開放：Hellersdorf地区Erasmus von Rotterdam-Oberschule

最初の生徒クラブができたErasmus von Rotterdam-Oberschuleは、第3総合制学校から名称変更している。ベルリンの郊外の新興住宅地域で、外国人比率が最も少ない。また、80年代末に急速に作られたため、未完成の住宅・施設も多い。住宅、駐車場、購買センター、家の表面、数キロに亘り同じで、建物は地域の社会文化を反映し、灰色、対称、互換性という言葉が当てはまる。また、住宅以外に、社会的コンタクト、コミュニケーション、創造性の場が無い。学校は、生徒の暴力的心性とよそ者敵視に直面し、周囲もベトナム人への残忍な襲撃事件が相次ぎ、RAAに協力依頼した経緯がある。

「青少年は、クリークで、安全と『アクション』を見出す。政治的説明モデルは、これまで従属的な役割をはたしていた。それが重要となるのは、『アクション』が置き換えられ、回りに対して正当化されねばならないときである。その際、全く明らかに、暴力は創造的な『アクション』の理念の欠如からだけ生じるのではなく、暴力によって問題が初めて知られるようになり、それに注意が向けられるという経験の繰り返しからも生じる。」(RAA: 54)

これに対して、「青少年は、大人のパートナーとともに、彼らの地区を形成し、確固たる地歩を占め、接点を作るべきである」(RAA: 54)という意見の下に、プロジェクトの日を設定し、生徒と教師が、校舎の形成、生徒指導Schülererziehungの発展、Hellersdorfの環境問題の明確化などを検討した。これらを通じて、攻撃性を転換し、環境を形成し、暴力の無いプロジェクトにより、「地域が駐車し寝る以上の可能性があり、外国人が生活と文化の危険では無いことを多くが発見」していく(RAA: 54)。右翼過激派に方向づけられた青年がアメリカ人空間デザイナーとともに働き、「こうした活動と彼とともに完全なクラブに誇りをもって関わることは、よそ者敵視の裏にある不安に対するどんな言語表現よりも役立っていた」(RAA: 54)。

学校は、教師40人、生徒数450人、7～10学年からなる。学校内に生徒のために生徒による空間(午後の余暇の出会いとコミュニケーションの場)、体験教育の概念の中核としての山登りの壁Kletterwand、大規模なAG提供、クラブ委員会Clubrat、午前の学校における青少年教育福祉的活動との全体の堅い結びつきが存在する。クラブは、12～17才と他の関心ある人に週3日間午後開放されている。重要な提供は、校舎の壁の8mと6mの高さのKletterwandでの山登り、ビリヤード、キッカー、Eギター授業、生徒バンド、絹糸絵画Seidenmalerei、自転車AG、カヌー、山登り旅行などである。

b) クルト・シュヴィッター高校Kurt-Schwitters-Oberschule Prenzlauer Berg

第1総合制学校が名称変更した学校で、第7学年から13学年の約950人が在籍している。10学年の3分の1の進級者と、他の実科学校や総合制学校からの編入者がアビトゥーア取得の11学年以上のコースをとっている。市の中央東部にあるが、以前の労働者地区から発展し学生や芸術家が住み、失業者も多いため、全ベルリンで最も低い収入である。重点は芸術で、他のすべてのクラブと違った前提条件は、地域性とギムナジウムの性格である。インタビューでは、右翼過激派は3～4人、パンクも数人いるが、全体から見れば僅かで、特に大きな対立はなく、外国人敵視の雰囲気はないということである。

校庭のバラックの改装計画に伴い、クラブが作られた。大工の協力で喫茶室に自然木の台座が作られ、これにはアビトゥーア生徒も自分の車で協力した。クラブ作りは授業の中に組み込まれ、バラックの外装の提案は芸術の授業で取り上げられた。地下室は、生徒メディアセンターが造られ、情報コース、コンピュータアニメーション、生徒新聞編集局の拠点となっている。このように、教師との関係が良く、学校会議Schulkonferenzへの参加もなされている⁴⁾。

クラブは、12～19才と他の関心ある人に開放され、原則的に午後6時まで（水・木8時まで、火2時まで）利用されている。重要な提供は、ビリヤード、コンピュータアニメーション、写真、ビデオ、鉄道模型、週末・休暇旅行である。

(3) 旧ソ連のユダヤ人の下でのユダヤ的アイデンティティの助成へのプロジェクト

1990、91年にユダヤ人移民がベルリンに受け入れられ、1990年に、外国人代理人に相談室が作られる。RAAにも相談事務所が作られ、活動の重要な構成要素となる。

目下、ユダヤ人移民の小グループ（約350人、内50人子ども）を世話しているRAA相談室職員は、ロシア人女性のナジャNadjaとロシア語を母語同然に話すミハエルMichaelの二人である。

ユダヤ人移民の多くは、「ロシア」とも、「ドイツ」とも感じておらず、また「ユダヤ」でもないといわれる。

「彼らは、ユダヤ人であり、ロシアに最早住めず、今やドイツに住みたいと思っている。こうした特別なユダヤ的アイデンティティへの接近の過程は、統合の成功にとって、これはRAAの経験が示しているが、必要である。」(RAA: 81)

このため、プロジェクト「ユダヤ的アイデンティティ」が実施されている。

—カヌッカ祭典Chanukka-Fest：ユダヤ人移民がユダヤ社会を良く知る第一歩

—ユダヤの祭りと記念日の祝いFeiern der jüdischen Feste und Gedenktage

—職業・生存確保Gewerbe-und Existenzgründungのための相談室：1995年1月以来旧ソ連からのユダヤ人で占められる

—「同化の休みAssimilationspause」としての夏休みキャンプ：子ども達が圧力無く、自分たちの言葉（ロシア語）で了解しあえ、一緒に歌いコミュニケーションする

言語能力が、やはり様々な他の生活問題を解決する際のキー機能となっている。児童・青少年の場合、学校生活への統合に向けて、大人の場合、役所へ行くことや書類の記入、家や仕事を探す際に、高齢者の場合、年金、ナチ支配の被迫害者に対する補償・援助金の申請の際に重要となる(RAA: 87)。

非常に重要なのは、法制度や学校制度などの公的施設の機能についての相談、慣れた生活環境の喪失、適応問題、満たされない新出発の期待などの不安、入学と転換教育Umschulungの問題、ドイツ語授業のための付加的助成教材の世話(本、ビデオ、カセット)、付加的促進授業の仲介、親と子の心理学的カウンセリング、教師などとの接触への対応である。

(4) 外国出自の存在確保のための職業カウンセリング

統一後、東の企業の解消と従業員の解雇により、ベトナム人などの以前の契約労働者にとってより厳しい状況が生まれ、滞在許可の延長のためには収入活動の証明が必要となった。

ユダヤ人割当難民Kontingentflüchtlingeの場合、比較的高い資格にもかかわらず、市場原理の下で経済活動を行う経験に欠けるため、職を見つける困難がある。

ABM職と時給職でこれらの問題に対応している⁵⁾。移民実業経営者のための相談・訓練センターBeratungs-und Ausbildungszentrum für zugewanderte Gewerbetreibende (im Verein für Gegenseitigkeit e.V.)と連携し、RAAの職員はこの施設で研修を受け実践的活動において援助される。1994年末以来、ABM職も割当難民の若い女性でロシア語を話す職員が相談を行って以来、旧ソ連からのクライアントの数が増加した。

助言を求める者が抱える問題は下記の通りである。

- ドイツにおける経済システム, その制度, 法の仕組みについての知識の少なさ
- 商人の領域における経験の欠如
- 言葉の困難
- 当局や制度・施設との交渉の際の障壁と不安
- 企業の設立の運営に向けての法的枠組条件についての無知識
- 生存確保者と実業実施者のための援助について, その機能と目的についての無知識
- 資本の調達 (RAA: 94)。

困難克服のための提供は主に母語で行われ, 1) 研修Schulungの組織, 2) 一般的カウンセリング提供 (RAA: 94), 3) 当局や施設への同行 (RAA: 95) である。なお, 生存確保者貸し付けExistenzgründerdarlehenの支給条件は, 第一に, 無期限の滞在許可Aufenthaltserlaubnisか, 滞在資格Aufenthaltsberechtigungの保持, 第二に証明できる担保Sicherheitと自己資金の確保である。

ベトナム人生存確保者の場合, 多くは滞在権限Aufenthaltsbefugnisを持つが, 貸し付けを申請できない。割当難民の場合, 無期限のAufenthaltserlaubnisを持つが, 担保が無いケースがほとんどである。これらにも拘らず, 多くのベトナム人, ユダヤ人割当難民は, 成功的に実業を行っている。ベトナム人は, 少額資金で, 売店や店Imbißständen und Lädenなどで行商を行う (市場で布・家庭用品・贈り物用品を低価格で)。難民は, 輸入・輸出商を営み, 以前の故郷との強い関係にある。多くの事業所は, GUS諸国の企業の援助で作られている。また, ホテル業, 接待業, 手工業の領域に進出している。

4. ギャングウェイGangway e.V., Straßensozialarbeit in Berlin

(1) 出発点

1989年4月20日, ネオナチグループが外国人への攻撃を声明し, その後, 攻撃性の高まりと青少年の関与が顕著になり, 89年11月の壁崩壊後, 西ベルリンの多民族のグループと東ベルリンの右翼的青少年との間の暴力的対立がエスカレートした。ベルリン・下院は, 90年5月, プログラム「出会いを求める青少年ソーシャルワークAufsuchende Jugendsozialarbeit」を決定し, 90年7月に設立された公益団体ギャングウェイGangway e.V.に実践的活動を委託した。

(2) 組織

財政は, ベルリン青少年・家庭省Senatsverwaltung für Jugend und Familieの資金で, チームは3~4人で形成し, 1990年3チーム, 95年14チームが作られた。西には6ブロック, 東8ブロックがあり, 男女比は2対1である。多文化チーム編成で, 3分の1がトルコ, レバノン, イタリア, モロッコ, アルゼンチン, ウルグアイ, オーストラリア, パレスチナ出身で, 約半数が東西ベルリン出身である。

委託内容は, 現在の施設が対象にしえない, 教育的措置を通じて生活状況が改善される可能性のある青少年に対する, ソーシャルワーカーによる助成である (Gangway, 1996: 95)。

(3) 活動原理

目標グループとの関連で, 受容的青少年ソーシャルワークを行っている。

- 「街頭ソーシャルワーカーは, 青少年に, 上から下へ, 権威的に, 後見人や救助者として対置す

るのではなく、街頭におけるゲストとして行動し、青少年と同権的な基礎の上での関係を模索し発展させようとするべきである。」(Gangway, 1996: 95)

—「青少年の人格をその複雑さにおいて真面目にとらえ、個々の(たぶん我々の目からは憎むべき)行為に限定しない。」(Gangway, 1996: 95)

そのためにも、機動的mobileでなければならない面と、青少年の問題に深く関わり、青少年が住み生活している地区志向的stadtteilorientierte青少年ソーシャルワークでなければならない(Gangway, 1996: 95)。また、党派性を重視し、「青少年の利益を代表するための政治的介入Einmischung及び啓発・メディア活動」(Gangway, 1996: 96)も位置づけている。

警察との関係について、次のように一線を画している。

「我々は、調書をとらず、個別事例援助をせず、裁判所の命令を世話せず、どんな命令や指示も受けない。

警察との共同や情報交換は行わない。

共同活動ではなく、問題・事項志向的、時間・人員関連的対話が前面に出る。それぞれの接触は、青少年にとって可視的でなければならない。

青少年が望まない時、権威との接触は行われぬ。

我々の活動の下でのメディアの代表者の立ち入りは許されぬし、青少年の紹介はされぬ。」(Gangway, 1996: 96)

しかしまた、次のように限界を認識している。1) 街頭ソーシャルワークは一つの可能性と課題に過ぎない、2) 街頭への青少年の滑り落ちの社会的原因、彼らの貧困と根を取り除けぬ、3) 地区の他の施設による援助を必要とする。

組織と活動条件との関連では、活動条件(適切な支払い、十分な一息入れるの休息、活動資金、機能的チーム活動)は、精神をすり減らす活動を展開し、青少年に対する気持ちを維持するために重要であり、またチーム内での相互の支持、相互の連帯的付き合い、失敗が許され協議される雰囲気は、活動の継続にとって必要不可欠としている。

(4) プロジェクトの目標と目的

現場での活動の目標グループは、「目立った」青少年達で、ソーシャルワークの他の形態から十分に呼び掛けられない青少年グループである。それと並んで、メディア、当局、専門サークルでの地域や地域を超えたロビーの形成が重要となる。それは、彼らの状況への理解を覚醒し、悪いイメージを後退させるのに役立つ。

「我々の活動は、暴力、ナショナリズム、極端主義、人種憎悪に反対し、青少年の相互の異文化間の共生のための活動である。

不利益な外国人とドイツ人青少年を支持し、大人の生活への道を自分で見出し、労働・住居・生活への展望を開く。

我々は彼らが存在を確保するのを助け、自分の権利を認知するのを援助する。

青少年は、自分の問題とよりよくつきあうのを学ぶことになる。

ギャングウェイの活動は、他のクリークとのつきあいにおける暴力行使の形態とは違ったものを可能にする。」(Gangway, 1996: 97)

(5) 提 供

ギャングウェイは、1) 暴力行使的対立の際平和的対立解決を目指す、2) Graffiti競争を始めとするすべての余暇形成の際に、手・インフラストラクチャ・援助を差し出す (Gangway, 1996: 98)。例えば、ライバル争いを、街頭での暴力的解決から、ブレイクダンス、ヒップホップやビデオ制作のような領域での能力展開へと向けることに成功し (Gangway, 1996: 98)、自己の創造性の発達に貢献している。

また、役人や当局との付き合いの際、仕事や住居を探す際、申請書記述のまとめの際、職業準備的課程の紹介の際、青少年局・青少年裁判・外国人当局へ行く際、言葉の問題・文書交換・電話の際、可能で必要なときはメディア代表者との付き合いの際に援助を行う。医者への紹介や処罰の対象となった青少年の世話を刑務所においても行う。

5. ベルリン外国人代理人部局の寛容形成トレーニングコース

ベルリン外国人代理人部局は、外国人の統合、出版物の発行による啓発活動、及びカウンセリングなどの相談業務を行っているが、ホイヤースベルグの惨事を受けて、1991年から、3人の職員が成人、青少年、活動家を対象に、差別・偏見・コミュニケーション・了解などをテーマとしたコース・ゼミナールを行っている。1994年11月に積極的訓練実施団体 Trainingsoffensive e. V. を公益法人として設立した。団体規則では、「法人は、主にそして直接的に、国際的感性、文化のすべての領域での寛容、そして民族間の了解思想の促進の目的に奉仕する」(第2条1項)と謳われている (Trainingsoffensive e. V.: 6)。重点は、「文化を超えた kulturübergreifenden コミュニケーション過程」である。

次の領域で知識の伝達 Wissenvermittlung を通して差別と暴力へのオルタナティブを提供しようとする意図している：

- 職員のための、企業内、グループ志向的研修
- 学校や職業訓練施設での研修
- 暴力抑止のための訓練コース
- 異文化間問題へのカウンセリング
- 異文化間了解のための方法
- 文化特有の問題への情報 (Trainingsoffensive e. V.: 10)。

対象は、行政、州立企業、民間企業、一般陶冶的職業訓練領域、学校、教職関係 Lehrbereich、関心あるすべての人である (Trainingsoffensive e. V.: 10)。

基本的な考えとしてあるのは、次の点である。(Trainingsoffensive e. V.: 11)

「我々の社会の中の人々による差別とよそ者憎悪を通しての拒否と排除は、個々人の自由な決定にあるのではなく、犠牲者に加算されるべきでない不公正を付加する、社会の条件付け過程 Konditionierungsprozeß への適応の結果である。各個人は、この過程に対抗する可能性を持っている。」

こうした点について、方法的には、経験・行動志向的体験と学習による。それを通じて、「コース参加者がマイノリティの社会的排除の原因とモチーフを理解し、他者の生活世界に自らを置き、結果として自己の行動能力 Handlungskompetenz を広げることが可能にする」(Trainingsoffensive e. V.: 12)

つまり、目標設定は、社会的行動能力の促進と改善、見知らぬ者に対する寛容、職業的・社会的日常の対立状況に対する能力拡大と行動援助、社会における排除と差別を持つ個人的経験の取り扱

いである (Trainingsoffensive e. V.: 12)。

具体的には、参加者の経験と体験を出発点に、研修に対する出来る限り高い受容とモチベーションを達成するするため、事前の話し合いが重視されている (Trainingsoffensive e. V.: 13)。この話し合いを通じて、参加者の事実上の期待にセミナーが対応しうる可能性が生まれると同時に参加者の動機づけになる。経験志向的内容が目指されるが、具体的には、「社会における排除と差別」、「よそ者認知と自己認知」、「職業的・社会的日常にとっての行動展望の発展」、「自己の偏見の発生と作用」、「概念性Begrifflichkeitenと概念の機能」などについて深められる。

第7章 ロストックにおける異文化間教育とユースワーク

文化的差異に関わって問題になるのは、東独時代から居住するベトナム人契約労働者、1989年以降増えた庇護権申請者と難民、同じく旧ソ連からのドイツ人ドイツ系帰国強制移住者の帰還である。本章では、統一以前と以後の変化、及び最近の状況を踏まえ、外国人を対象とするロストック外国人評議会ABROとRAA Rostockの活動と、ドイツ人帰還者に対する市民大学「東西統合」プロジェクトを紹介し、ベトナム人団体であるディエン・ホンについては、拙論 (生田, 1997) において取り上げたので省略する。

1. 外国人の状況

ロストックにおける外国人問題を質的インタビューと資料分析の2つの方法により叙述したミュラーMüllerの『ドイツ東部における外国人：ロストックの事例』によれば、ロストックの街の特徴は、3つのメルクマール、すなわち「大学町」「北の産業中心地」「駐屯地Stationierungsort」であり、東ドイツ時代から、2つの大きなグループ、1) 一時的滞在であるベトナム人などの契約労働者、学生、徒弟、被雇用者、ソ連駐屯者、そして2) 継続的滞在である東ヨーロッパ人、庇護権者に分かれる。再統一後、庇護権申請者、外国人投資家、被雇用者などの増加と、ソビエト兵の撤退、ベトナム人契約労働者の帰国、学生・後継者Aspirantenの訓練契約の消滅による減少など、一時的滞在者の増減があった。継続滞在者の増減の例としては、独立国家共同体GUSからのユダヤ人の受け入れ、1973年の軍事クーデター後東独に亡命していたチリ人の帰国、他の外国人の中での市民権の獲得要求 (1992年108人、1991年37人) が示されている。

1996年6月30日現在、外国人登録者数は、109カ国 (その他、無国籍者18人、不明50人) 3115人である。その内訳は、40人以上を多い順に列記すると下記の表の通りである。

約半数はベトナムと旧ソ連・東欧の5カ国 (ベトナム、ロシア、ウクライナ、ポーランド、ハンガリー) で占められている。難民は、AG (Aufenthaltsgestattung) の滞在資格で、インタビュー時点 (1996年12月) では、550人に増加していた。割当難民Kontingentflüchtlingeは、主に、ユーゴとトルコからのケースであるが、インタビュー時点では350人で、AE無期限の滞在資格を受けられる。彼らは、2つの受け入れ施設 (Kröpeliner Tor-Vorstadt 300人とGroß Klein 50人) で居住する。ロストック外国人代理人Ausländerbeauftragteリヒター氏 (Dr. Wolfgang Richter) とのインタビューでは、ハイムは狭く、2人の子ども連れて1部屋、台所は15~20人で共同使用、シャワーなども共同で、2~3年そこで暮らさなければならない。多くの場合、語学研修や職業訓練の機会がなく、学校へ子ども達が通うが職の保障はなく、ドイツで暮らすかドイツを去るかの決定次第という

困難が伴う。また、現在イラクなどは半年か、1年以内で決定が下り、帰国させられるケースは少ないが、アフガニスタン、エリトリア、他のアフリカ諸国の場合4～5年かかるケースもある。

これ以外に、ドイツ人として受け入れられる旧ソ連からのドイツ系帰国移住者は、1991年から増え始め、インタビュー時点では、1,300人に達している。

外国人に児童・青少年が比較的少なく、それはドイツ人と外国人との結婚、それらの夫婦のもとで生まれた子どものドイツ市民権獲得、厳格にローテーション原理を保持した契約労働者政策の帰結に求められている (Müller: 18)。表のように、外国人の多い居住区としては、1ヶ月間ほどの一時滞在所のあるゲールズドルフ/ノルトオストGehlsdorf/Nordostを除けば、市内に近いクレペリナ・トーア/フォーアシュタットである。庇護権申請者ハイムは、クレペリナ・トーア/フォーアシュタットやトイテンヴィンケルなどに、1997年6月現在3施設あり、合わせて500人滞在可能である。1997年末には、さらに150人分の施設がクレペリナ・トーア/フォーアシュタットに建設予定である。

表7-1: ロストックにおける外国人統計 (1996年6月30日)

	合計:	AE期限付	AE無期限	AB	Abw.	D	Abef.	AG
ベトナム	: 673 :	100	19	41	0	84	387	42
ロシア	: 285 :	147	91	38	7	2	0	0
ウクライナ	: 198 :	35	163	0	0	0	0	0
ポーランド	: 129 :	51	13	38	27	0	0	0
ハンガリー	: 96 :	8	9	79	0	0	0	0
イギリス	: 74 :	71(EG)	3(EG)	0	0	0	0	0
ギリシア	: 72 :	70(EG)	2(EG)	0	0	0	0	0
トルコ	: 69 :	36	3	1	0	0	0	29
インド	: 57 :	40	6	0	3	4	0	4
スウェーデン	: 55 :	53(EG)	2(EG)	0	0	0	0	0
フランス	: 49 :	48(EG)	1(EG)	0	0	0	0	0
ユーゴ	: 48 :	4	1	3	0	12	0	28
イタリア	: 45 :	42(EG)	3(EG)	0	0	0	0	0
トゥヴァル	: 41 :	41	0	0	0	0	0	0
AE期限付 (Aufenthaltserlaubnis befristet)					=	979		
AE無期限 (Aufenthaltserlaubnis unbefristet)					=	473		
EWG AE期限付 (Aufenthaltserlaubnis befristet)					=	419		
EWG AE無期限 (Aufenthaltserlaubnis unbefristet)					=	28		
AB (Aufenthaltsberechtigung)					=	286		
Abw. (Aufenthaltsbewilligung)					=	173		
D (Duldung)					=	127		
Abef. (Aufenthaltsbefugnis)					=	426		
<u>AG (Aufenthalts gestattet)</u>					=	<u>204</u>		
計						3115		

(Ausländerstatistik Stand 30. 06. 1996.)

表7-2：外国人の地区別比率（1995年）

地区名	人口	外国人	男	女
1. Seebad Warnemünde, …	8,937	135	114	21
%	100%	1.5%	1.3%	0.2%
2. Lichtenhagen, Groß Klein	37,648	405	264	141
%	100%	1.1%	0.7%	0.4%
3. Lütten Klein	21,926	334	271	63
%	100%	1.5%	1.2%	0.3%
4. Evershagen, Schmarl	32,347	407	272	135
%	100%	1.3%	0.8%	0.4%
5. Reutershagen	19,818	187	117	70
%	100%	0.9%	0.6%	0.4%
6. Kröpeliner Tor-Vorstadt, …	26,500	804	534	270
%	100%	3.0%	2.0%	1.0%
7. Südstadt, Biestow	15,133	220	132	88
%	100%	1.5%	0.9%	0.6%
8. Stadtmitte, Brinckmansdorf	17,066	203	120	83
%	100%	1.2%	0.7%	0.5%
9. Dierkow, Toitenwinkel	40,112	330	212	118
%	100%	0.8%	0.5%	0.3%
10. Gehlsdorf, Nordost	5,084	1,541	1,252	289
%	100%	30.3%	24.6%	5.7%
合計	224,571	4,566	3,288	1,278
%	100%	2.0%	1.5%	0.6%

出典：Statistische Jahrbuch Hansestadt Rostock 1996, S. 53.

RAAが外国人代理人リヒター氏と行なったインタビューでは、次のように述べている。ベトナム人の場合、家族と共にうまく統合し、多くは仕事を持ち自立しつつあり、庇護権申請者の数は少ないが、子どもたちは地元の学校に通っている。ユダヤ系ドイツ系帰国移住者は、比較的早く統合が進み、青少年局が子どもの就学で努力している。ロストック大学にも最初の庇護権申請者を学生として受け入れ、また、能力のある庇護権申請者の子どもに、例えば音楽学校の場を作るなどの努力をしている点を指摘している。筆者とのインタビューでも、ロストックは、92年夏の難民宿舎襲撃事件のイメージが強いが、下記の諸組織の努力もあり、現状では問題がありながらも統合が比較的うまく進んでいると以下のように語っている。

「1992年の風評で、悪く思われているが、ドイツ全体の中でもそんなに悪くはないと思う。また、

ベトナム人は比較的受け入れられているが、外国人は何年住んでも、外国人で外国人パスを持つ。職がなかったり、個人的に困難なのはなぜか、それは外国人だからで、ここでは当然ドイツ人でない。贖罪のヤギにされている。

異文化間教育が各地で行われているが、6年生までの児童の場合は比較的良好である。早く言葉を覚え、両者の関係もよいが、15、6才でドイツにきた場合、個人的に世話しなければならない。このため、2つの学校で、促進学級があり、半年か1年で正式の学級へ移っていき、比較的よい結果を生んでいる。また、2人の女性が市に雇われ、教師と協議して独自に外国人のための特別の援助を行っている。」

2. ロストック外国人評議会

1992年に設立されたロストック外国人評議会Ausländerbeirat Rostockは、ABROと略され、それはスペイン語の「私が開くIch öffne」を意味し、様々な文化間の相互理解のために門戸を開放することを象徴している。個々の国籍グループの代表者として選出された投票権のあるメンバーと、外国人団体によって選ばれたメンバーから成り、現在1992年選出の外国人住民による自由、秘密選挙による代表が選ばれている。評議会は、ベトナム人団体「ディエン・ホン」Dien Hong、アフリカ市民団体Afrikanische Bürger Initiative、ロストック・ラテンアメリカ協会Asociación Latinoamericana de Rostock (ALAR)、ロシア語友好団体Verein der Freunde der Russischen Sprache (in Gründung)、外国人問題地域活動団体(RAA)、ドイツ労働総同盟・教育と学問のための会Gesellschaft für Erziehung und Wissenschaft im DGW (GEW)などの7メンバーからなる。

幹事会Vorstandが日常的に評議会を代表し、事務所は市の中心部のNeuer Markt 15にあり、小さな催しや出会いのポイントとして利用されている。

目標は、「地方レベルで、ドイツ人と外国人の住民の相互理解に向けて、外国人の日常生活へのより高い包含とハンザ都市の文化的発展に向けて、在住する様々な国籍の文化的貢献で寄与することであり、そうして多文化社会をもたらすことである」(Flugblatt: ABRO)。

主要要求は、第一に、地方選挙への外国人住民の参加である。これまで、EU加盟国の外国人だけが選挙できるが、1995年の小さいが重要な一歩として、外国人評議会が個々の地方評議会の代表者を選ぶことができるようになった。第二に、二重国籍の承認である。

外国人評議会の主な役割は、第一に外国人住民の利益を代表し、市長や市議会に対して提案、提起、論評することである。第二に、他団体と協力して、外国人住民のための情報・カウンセリング・文化活動を助成することである。

年間計画は、文化・スポーツ活動、ゼミナール(外国人法、教育、労働、社会制度など)、国際的女性喫茶などからなる⁹⁾。特に、10月は異文化週間があり、他の市民団体と協力して様々な行事が取り組まれる。また、プロジェクト・ウルバンURBANでは、目標として多文化センターの建設実現が期され、様々な外国人団体、ドイツ・外国人の会が、その施設の援助で企画が行えることを目指している。

3. RAA Rostock

RAAロストックは、1994年に設立されたが、ロストック外国人代理人と緊密な連携をとり活動している。先の所長Conny Feuntersは、以前のロストック州Kreis Rostock Landの外国人代理人と

して活動していた。RAAの重点は、ドイツに住む青少年との活動を通して寛容の精神を涵養することである。しかし、人員的に望ましい状態にない。具体的には、3人の所員は、雇用促進法に基づく失業対策措置での雇用であり、調整者KoodinatorinであるKornelia Fuentesの場合、3年間の雇用である。2人の所員は、ABMとして雇用されているため、1年雇用で、継続的活動が問題になっている。さらに、活動時間を、管轄するロストック市とドーペラン郡Kreis Doberanに区分しなければならず、活動の分散化が問題である。そのため、現在、ロストック大学の学生や実習生28人が関わっている。なお、ドーペランは、人口5万で、多くの庇護権申請者住宅と外国人3家族が住み、失業率が高く、よそ者敵視的雰囲気支配し、青少年分野で機能している団体がほとんどなく、学校・余暇クラブが欠けている。

1995、96年の活動は、以下の通りである。

1995年：

- ロストック大学の实習生との活動—プロジェクト「NOROACHIN」—統合的少女プロジェクト
- KITA (Kindertagesstätte：児童昼間施設) プロジェクト「どのように子どもたちは違った所で暮らしているのか」—異文化間教育 (就学前領域)
- ブルガリアとの青少年交流プロジェクト—青少年グループとの異文化間教育、出会い志向的異文化間教育
- 異文化間週間のコーディネーター
- 新しい活動の場のための更なる努力

1996年：

- 1996年7月1日以降、学校及び学校外領域における異文化間教育 (青少年局／州政府)
- リトアニア、デンマーク、スウェーデンとの青少年交流 (準備中)

(1) 学校及び学校外領域における異文化間教育

これは、Mario Fuentesが担当し、5つの学校 (ギムナジウム、実科学学校、総合制学校) との共同活動でのプロジェクトで、余暇領域のために、5つの学校がそれぞれ3つの活動共同体をもっている：哲学コース、ギターコース、ハンドボール、椅子作り、ボート作りコース、バイオ (Bio) プロジェクト、劇場、文学コース、庇護権申請者施設における世話、フィルムクラブ。そして、これらのコースには、ロストック大学の10人の実習生が関わっている。

(2) 外国の背景を持つ児童・青年に対する統合援助

Ingrid Kovatschが担当するのは、分散的に過ごす外国的背景を持つ児童・青年のための個人的宿題援助や分散的に過ごす外国人のための統合援助で、大学の2人の実習生と一緒に取り組んでいる。対象者は、主に庇護権申請者で15家族 (旧ユーゴ、ボスニアなど) ほどである。この取り組みは、州文部省から補助金を受けており、外国人の助成授業を行う二人の内の一人である。ロストックには、約700人の外国出自の児童・青年の内3分の1が就学義務があるといわれている。

Kornelia Fuentesは、KITAプロジェクトの世話と少女プロジェクト「NOROACHIN」に関わっている。KITAプロジェクト「子どもたちは違った所でどう暮らしているのか」は、ロストック大学の11人の学生と共同で、それぞれの担い手団体 (DRK, ASB, Verein “Auf der Tenne”) と共同提携して7つの児童昼間施設において就学前段階での異文化間教育を実施している。また、少女プロジェクトは、青少年局とロストック大学の3人の実習生と共同で、体験・関心志向的ソーシャル

ワークを行ない、工作、継続教育Weiterbildung、自己防衛とCIVIS、社交性と楽しみを目標としている。

(3) RAA維持のための啓蒙活動Öffentlichkeitsarbeit

ロストック大学の一人の実習生により、啓蒙活動が、「善いことをし、それについて語ろう」“Tue Gutes und rede darüber”をモットーにして実施されている。RAAの役割と重要性についての宣伝・啓蒙・ロビー活動である。

4. プロジェクト東西統合

民衆大学のプロジェクト「東西統合Ost-West-Integration (OWI)」は、ロストックでは、1993年末に始まり、目標は「ドイツ系帰国移住者の編入困難をなくし、彼らが新しい故郷に素早く溶け込むことを助ける」(Volkshochschule Lippe-West, 1995: 22) ことである。

方法は、コース、講演会、ゼミナール、住民との出会いの企画、情報提供や、新しい故郷を良く知るために見学、旅行、徒歩旅行などを実施している。

内容は、例えば儉約的に環境意識をもっていかに生活できるかを学ぶため、原材料リサイクル会社Rohstoff-Recycling GmbH., 環境局、水力発電所への見学を行っている。

取り組みの中心となるのは、各地への旅行 (Stralsund, Schwerin, Berlin, Lübeck, Bremen, Rügen) と春・夏・秋・クリスマスの祭りである。

また、州プロジェクト・カリスマCarisma e.V.との協力により、リュッテン・クライン市民センターBürgerzentrum Lütten-Kleinの部屋を借りている。

ドイツ系帰国移住者に望むこととして、もっと積極的な参加を呼び掛けている。

「ドイツ人としてドイツに住もうとするものは、自分自身も統合のために、溶け込むために何かをしなければならない。人々のもとに行き、接触を求めなければならない。」(Volkshochschule Lippe-West, 1995: 22)

住民に望むこととして、援助と、ドイツ系帰国移住者の問題・心配・困窮に対するより多くの理解である。

ロストックでの1996年3月～6月の企画は以下の通りである (kennenlernen, 1/96)。

- 「生活の中で言葉を学ぶ」：火、水：10.00～13.30：民衆大学第23号室 (いつでも受講可能)
- 「初心者のためのタイプ」
- 「新しいテクノロジー (初心者のためのコンピュータ)」
- 「週末ゼミナール」(テーマ「税の権利」「麻薬・依存症問題」「性的啓蒙」)：3/22～24 (Seglerheim Warnemünde)
- シュヴェリーンSchwerinへの旅行：4/11
- 国際女性喫茶：3/21 (毎月第3水曜) 16.00時から (Familienzentrum Lütten-Klein)
- 春祭り：4/26, 18.00時 (Familienzentrum Lütten-Klein)
- スポーツ・夏祭り：6/15
- リューゲンRügenへの旅行：6/22

上記の内、毎月開催される国際女性喫茶は、「帰還者と外国人の女性の職業的願望と考えを知り、一緒に解決への道を探る」(kennenlernen, 1/96: 7) ことを目的としており、1996年2月21日に実施された会合では、招待客は外国人評議会、欧州センター、RAA、ロストック文学サークル、外国人

オンブズマン、経済局継続教育・カウンセリング課の各代表、及びロストック市同権オンブズマンで、「考えが交流され、女性を孤立から引き上げ、公的生活に関わる可能性が得られ、不安を除去し、また希望を与える試み」(kennenlernen, 1/96: 7)として位置づけられている。

ま と め

外国人の滞在許可、労働許可、学校教育、職業訓練、就業をめぐる複雑な様相を示していると共に、各所で対象を分けて検討することの重要性が指摘されている：

- 1) ドイツで生まれ、ドイツ人と同様の言葉遣いや行動様式にある、ガストアルバイターの第二、三世代、
- 2) 家族集合のため、16歳直前でドイツにやって来るトルコ人青年、
- 3) 東独時代に契約労働者として滞在していたベトナム人など、
- 4) 途中入学者としての、難民や庇護権申請者、
- 5) 外国人ではないが、ドイツ系帰国移住者の転換教育の必要性。

これらのエスニシティに関わる問題に加えて、その中でも性差や移民経歴の差、階層差が見られる。エスニシティ、性差、移民経歴、階層といった要素が、学校歴や職歴、更にはアイデンティティのあり方に大きな影響を与えている。

学校教育や職業訓練に関わって、外国人を始めとする青少年への具体的助成として、Maierらの意見を参考に以下の点が重要ポイントとして指摘できる。

- 1) 言葉の助成：特に重要で、学校修了、その後の理論的訓練に大きな影響を与える。また、当然ながら、母国語の助成も重要である。
- 2) 基幹学校での実習の早期の導入：青年の職業や将来への方向を動機づける。
- 3) 教師と職業訓練担当者の特別の資格付与：異文化間教育や外国人問題への認識を深める研修等
- 4) 地方当局での比率規定の導入：事務・管理部門への機会が広がるとともに、行政機構の差別的しくみを検討するきっかけとなる。
- 5) 女性問題：男性より高い学校修了を得、ドイツ語能力もよく、中退率も低い、失業率が高い問題がある。フライブルクでは、「女性・職業問題相談所Kontaktstelle Frau und Beruf」の重要な課題となっている。
- 6) 滞在資格への配慮：滞在資格の黙認Duldung、滞在認可Aufenthaltsgestattungは、基幹学校終了達成などの限定された措置にしか認められていない (Maier u.a.: 36)。
- 7) 保護者への家庭支援：教育・職業訓練を始めとする制度についての情報提供と、家庭問題への助言活動。

また、地域による対応の相違と共通点については、フランクフルトの場合、3割近くの外国人比率の中で、全国に先駆けて1989年に多文化業務局が設置され、その13年前の1976年に国際青少年センターが設置され、さらにその12年前の1964年にトルコ人民の家が設立されている。それぞれ相談業務、教育・職業訓練支援、文化・余暇活動、家庭教育支援を行っている。

フライブルクは、連邦全体の外国人比率より少し高い程度で、平均的な都市といえる。1976年にインターナショナルなフライブルク外国人自主団体、1980年にカリタス協合作業・言語学校ができ、それぞれ主にガストアルバイターの青少年を対象に活動してきた。近年は、旧ソ連からのドイツ系

帰国移住者の青少年や難民が増えている。学校、職業訓練における助成コースにはこれらの青年が大多数を占めている。

ベルリンは、東西の壁が崩壊し、外国人比率の差をはじめ東西の各種の格差が問題化している。1990年にRAAとギャングウェイができ、学校とユースワークの関係の在り方の検討、特に生徒クラブという形での学校開放、ストリートワークの展開で新しい局面を見せている。また、外国人代理人部局における寛容トレーニングコースは、行政や職場の研修の場としても重要である。

ロストックは、外国人比率が2%と低い、旧東独時代に契約労働者であったベトナム人とその家族、旧ソ連からのドイツ系帰国移住者の帰還者、難民の受け入れなどの問題がある。それぞれベトナム人団体「ディエン・ホン」、民衆大学、RAAなどが関わっている。しかし、基盤となる組織やインフラの整備がこれから進められようとしている。

特に、異文化間教育という形で事業を展開しているのは、フランクフルトでは国際青少年センター、児童の島、トルコ人民の家、フライブルクでは外国人自主団体、ベルリンではRAAとギャングウェイ、及び積極的トレーニングコース、ロストックは、RAAとロストック外国人評議会である。

異文化間ユースワークについては、学校や、職業訓練と関わって、学校ソーシャルワーク並びに文化創造活動、及び職業訓練担当者との連携を図ってきた点、並びに地域において異文化共生のための様々なプロジェクトを展開してきた点を考慮しなければならないだろう。

フライブルクの外国人自主団体では、ドイツ社会の中での文化とアイデンティティの確立についてテーゼ的に次の引用を行っている (Ausländerinitiative e.V.)。

「この社会における移民にとって生じている問題は、様々な文化の結果ではなく、悪い社会的、法的、政治的条件の結果である。その下で移民は暮らし、その文化的やり取りをしなければならない。移民がドイツ的環境とつきあう中で体験する日常の差別、そして『ドイツ人』の側での自己の文化のより高い価値付けは、移民のアイデンティティの排除とスティグマ化に向かう。移民してきた者は、その時、自己の文化グループの中でのみそのアイデンティティを主張するしかない。」(WIR-Internationales Zentrum in Altona e.V. Zum "Kulturkonflikt"/unser Kulturbegriffから)

こうした現状に対して、先に検討したように、当団体は、文化を志向性・行動システムととらえ、その交流が社会の文化的豊かさをもたらすとする一方で、特に二言語性、異なる文化についての知識、その中での行動能力についての配慮を主張している。青少年自身が自らのアイデンティティを発見でき、文化の創造者となれるように、援助することを目指している。また、矛盾を理性的に克服する矛盾処理能力、すなわち「対立解消ストラテジーを習得することは、すべての生活領域において行動能力の新しい形態を発展させる」(Ausländerinitiative e.V.)として重視されている。

そのためには、フランクフルトの児童の島でも述べられていたが、援助する側も多くの民族的出自から構成され、保護者との交流を通してプロジェクトを実施していくことが重要となる。

また、トルコ人民の家のYalzin Dal氏が語っていたが、オランダの例に見られる居住地域の外国人比率の制限により、特定の地域に外国人が集中し、ゲットー化する危険を防ぎ、外国人との共生が全市の問題として取り上げられていく点も重要なポイントである。

以上を通じて、地域共生コミュニケーションのためのストラテジー分析の視点として、

- 1) 統合あるいは自己実現の一環としての言葉と進路・職業保障
- 2) 文化創造、アイデンティティ形成へ向けての措置の検討
- 3) ユースワークと学校・職業訓練、及び家庭との協力の在り方の検討
- 4) 行政・教育機関内部での異文化理解に関わる研修、プログラムの改善

- 5) 行政機構や地域における共生の促進のため、配分率の設定などの基準作り
 6) エスニシティ、性差、移民経歴、階層を踏まえ、外国人を差異化してとらえることが重要であることが明らかとなった。特に、1) は認識に関わる問題であり、2) は感性、行動能力・社会性に関わっているといえる。それらを支える制度的な意味で、3), 4), 5) が検討されるべきであろう。また、6) は個人化の視点を取り入れ、スティグマを廃し、文化主義的な発想に陥らない上で重要である。

〈註〉

- (1) 主要な訪問先の研究機関は下記の通りである。

フランクフルト大学教育学部：移民とマイノリティ部門 (F.-O. ラトケ教授及び I. ディーム助手)

フライブルク教育大学：移民・統合問題研究所 (G. シュミット教授)

ベルリン自由大学：異文化間教育研究所 (G. ホフ教授)

ベルリン工業大学：教育科学研究所 (H. マルブルガー教授)

ロストック大学文学部：一般教育学・青少年教育福祉学研究所 (W. ニーケ教授)

また、上記の研究機関と調整した調査対象地域並びに施設・団体は以下の通りである。

—フランクフルト Frankfurt/M.—

—青少年局 Jugendamt der Stadt Frankfurt/M・地域ユースワーク部門 (kommunale Jugendartbeit, Jugendkulturarbeit, street-work, Stadtteilarbeit, Arbeit mit Migranten, Gewaltprävention). (96年10月14日)

(Zeil 57, 60313 Frankfurt/M., Tel.: 069-212-34388, Fax 069-212-30788)

インタビュー対象：Gerd Becker

—国際青少年センター Internationales Jugendzentrum (96年10月14日)

(Bleichstr. 8-10, Tel: 212-31771)

インタビュー対象：Frau Finke (Diplom-Sozialarbeiterin)

—子どもの島 “Kinderinsel” (96年10月15日)

(Bockenheimer Allee 52H)

インタビュー対象：Ismail Ersan (館長並びにトルコ人民の家代表)

—トルコ人民の家：プロジェクト「暴力を止めよう」 Türkisches Volkshaus: Jugendprojekt “Stop the violence” (96年10月15日)

(Baseler Platz 6, Erdgeschoß, Tel.: 253208)

インタビュー対象：Yalcin Dal

—ヴェッテラウ青少年・社会援助会 Verein für Jugend- und Sozialhilfe Wetterau e.V. (96年12月10日)

(Bad Nauheim)

インタビュー対象：事務局長 (Geschäftsführer)

—運動志向的ソーシャルワーク活動共同体 Aktionsgemeinschaft für Bewegungsorientierte Sozialarbeit e.V. (AGBS) (96年12月10日)

(Herrnstr. 16, 63067 Offenbach, Tel.: 069-810530)

インタビュー対象：Harald Abmann (Diplom-Sozialarbeiter)

—フライブルク Freiburg/Br.—

—作業・語学学校 Werk- und Sprachschule: Berufsbildung und Sozialpädagogik (96年10月17日)

(Hansjakobstr. 99 (Römerhof), 79117 Freiburg, Tel.: 0761-63092, Fax: 0761-63019)

インタビュー対象：Marita Wenniges

—ラインホルト・シュナイダー学校の促進クラス Förderklasse der Rheinhold-Schneider-Schule (96年10月18日)

(Littenweiler, 79117 Freiburg)

インタビュー対象：Frau Schmitt (基礎学校教師)

- フライブルク外国人自主団体Ausländerinitiative Freiburg e.V. (96年10月18日)
(Lorettostr. 42, 79100 Freiburg, Tel.: 0761-405555, Fax: 0761-406314)
インタビュー対象: Berndt Überall
- 職業アカデミーGewerbe Akademie (96年10月18日)
(Wirthstr. 28, 79110 Freiburg, Tel.: 0761-15250-0, Fax: 0761-15250-15)
インタビュー対象: Fr. Kleinheitskamp (指導者Leiterin)
- 職業訓練同伴援助Ausbildungsbegleitende Hilfen (ABH) (96年10月18日)
インタビュー対象: Elke Gramespecher, Gerhard Wienandts
- ブリュール・ポイアバールング青少年出合いの場Jugendtreff Brühl-Beurbarung (96年10月18日)
(Lortzingschule (Keller), Lortzingstr 1a. 79106 Freiburg, Tel.: 0761-278097)
インタビュー対象: Cornelia Hartmann (Sozialarbeiterin)
- ベルリンBerlin—
- 外国人問題のための地域活動団体ベルリン支部 RAA Berlin-Regionale Arbeitsstellen für Ausländerfragen e.V.— (96年10月22日)
(Schumannstr. 5, 10117 Berlin, Tel.: 030-282-3079, Fax: 030-238-4303)
インタビュー対象: Britta Kollberg, Jens Petzold
- 反人種主義自主団体Antirassistische Initiative e.V. (96年10月23日)
(Yorckstr. 59, 10965 Berlin, Tel.: 030-785-7281)
インタビュー対象: Frau Seyß
- 青少年暴力抑止の情報・研究・研修事業IFFJ: Informations-, Forschungs-, Fortbildungsdienst Jugendgewaltprävention (96年10月24日)
(Straße des 17. Juni 112, 10623 Berlin, Tel.: 030-39001-133, Fax: 030-39001-143)
インタビュー対象: Bernd Holthusen
- ベルリン外国人代理人Die Ausländerbeauftragte des Senates von Berlin (96年10月24日)
(Potsdamer Straße 65, 10785 Berlin, Tel.: 030-2654-2392, Fax: 030-262-5407)
インタビュー対象: Christiane Händke
- 学校における反暴力プログラム: 警察職員による情報・啓蒙・行動トレーニングAnti-Gewaltprogramm an Schulen: Information, Aufklärung und Verhaltenstraining durch Mitarbeiter der Polizei (96年10月25日)
(Otto-Braun-Straße 27, 10785 Berlin, Tel.: 030-307-52-280)
インタビュー対象: Michael Thomas,
- クルト・シュヴィッター高等中学校: 生徒クラブKurt-Schwitters-Oberschule: Schülerclub (auf dem Hof) (96年12月9日)
(Greiswalder Str. 25, 10405 Berlin, Tel.: 030-421-2744)
インタビュー対象: Gunnar Ortlepp (Sozialarbeiter: RAA)
- ロストックRostock—
- 外国人問題のための地域活動団体ロストック及びバード・ドーベラン支部RAA Hansestadt Rostock und Bad Doberan (96年11月14日)
(Neuer Markt 15, 18055 Rostock, Tel.: 0381-4591002, Fax: 0381-4591001)
インタビュー対象: Kornelia Fuentes (Kordinator), Mario Fuentes, Ingrid Kovatsch, Michael Möller (Praktikant)
- 地下室の子どもKellerkind e.V. (96年12月2日)
(im Nautilus, Rostocker Freizeitzentrum, Kuphalstr. 77, 18069 Rostock, Tel.: 0381-8003101)
インタビュー対象: Catrin Draheim (Sozialarbeiterin)
- 外国人代理人Ausländerbeauftragte (96年12月4日)
(im Rathaus, Zi. 31, Neuer Markt, 18069 Rostock, Tel.: 0381-381-1254)
インタビュー対象: Dr. Wolfgang Richter
- ハンブルクHamburg—

一社会実践研究所 ISP (Institut des Rauhen Hauses für Soziale Praxis) (96年12月6日)

(Beim Rauhen Hause 21, 22111 Hamburg, Tel.: 040-651-0413/1034, Fax: 040-6559-1112)

インタビュー対象：Dr. Reinhard Koch (所長Geschäftsführer)

なお、上記以外に、研究者として、フランクフルト専門大学ゲルト・シュトゥーベ教授(ソーシャルワーク) Gerd Stüwe, ハンブルク大学イングリッド・ゴゴリン教授(異文化間教育) Ingrid Gogolin, 同じくハンブルク大学ヘルムート・リヒター教授(異文化間教育, ソーシャルワーク) Helmut Richterを訪問し、意見交換を行った。

また、ベルリンの「ギャング・ウェイ」とベルリン・青少年・家庭省については、1996年4月のドイツ滞在の際にインタビューした。

一ギャング・ウェイ Gang Way e.V. (96年4月27日)

(Rosenthaler Str. 13, 10119 Berlin, Tel. 030-2830230, Fax 030-28302319)

インタビュー対象：Elvira Berndt (所長Geschäftsführerin)

一ベルリン・学校・青少年・スポーツ省 Senatsverwaltung für Schule, Jugend und Sport (96年4月29日)

(Am Karlsbad 8-10, 10119 Berlin, Tel. 030-26542687)

インタビュー対象：Anne Lersch (ユースワーク担当官)

- (2) 青年に対する市民権獲得の緩和が図られ、16歳以上23歳未満で、これまで持っている国籍の放棄、最低8年間の継続的滞在、6年間ドイツでの就学(内、少なくとも4年間、普通学校に就学)、犯罪により裁判を受けていないという条件である(外国人法85条)。1992年、179,904人が市民権を獲得したが、多くはドイツ系のドイツ系帰国移住者である。市民権獲得率(強制移住者含め)は3.1%で、スウェーデン8.5%、オランダ5.7%に比べ低い段階である。

(3) 開館時間と提供

月：プロジェクトと問い合わせに応じた学習援助

火：18:30-22時 OT (14歳から)

水：15-18時 OT (10歳から)

：18-20時 施設委員会 (14日毎)

木：15-17:30時 Teeny-Treff (10-13歳の少女と少年)

：18-20時 少女の出会い (12-18歳)

金：15-17時 少年グループ (14-16歳)

：17-18時 宿題援助

：18:30-22時 OT (14歳から)

土：15-18時 OT (10歳から)

(Flugblatt: Jugendtreff Brühl-Beurbarung e.V. (o.J.))

- (4) ソーシャルワーカーのGunnar Ortlepp氏とのインタビューでは、教師との関係は非常に良く、その点でクラブと学校指導部との間で対立的関係にある特に西ベルリンの学校と違いがある。その背景には、西側では、教師は自らを知識伝達者Wissenvermittlerと規定し、午前学校Vormittagsschuleの傾向にあるが、東側では、教師は社会的成分Sozialkomponenteと自己定義する傾向にある点を指摘している。
- また、カウンセリングについては、学校の生徒指導担当教師Vertrauenslehrer (Verbindungslehrerとも言われ、生徒により選ばれる)と連携し、基本的に生徒の社会的課題について、十分とはいえないが情報を交換したりしている。
- (5) ABM職は、1994年末まで、ベトナム人職員(経済学専攻者)だったが、2年後自立し、商業企業を設立し、後任はベトナム人女性ドイツ語学専攻者だが、2年いて、翻訳・カウンセリング事務所を設立した。この4年間の間に、ロシア語を話す割当難民を時間給で雇用した。彼らのうちの一人も、企業を設立し、輸出入事業を行っている。
- (6) ロストック外国人評議会の催し
- 1/27 ゼミナール「消費のジャングル」
 - 2/21 女性フォーラム：外国人の女性と強制移住者の労働市場状況
 - 2/21 外国人評議会の会議
 - 2/26 情報の夕べ：外国人法
 - 3/3 女性の日に向けてのフェスティバル

- 3/19 Foro Latinoamericana : 「チリ : 現在と展望」スペイン語での討論
 3/20 国際女性喫茶
 3/20 外国人評議会の会議
 4/17 国際女性喫茶
 4/17 外国人評議会の会議
 4/22 情報の夕べABRO : 外国人のための労働と職業訓練
 5/4 ゼミナール「ヨーロッパと外国人政策」
 5/15 国際女性喫茶
 5/15 外国人評議会の会議
 6/15 子どもと大人のためのスポーツの日
 6/24 専門分野担当者 : 社会局
 8/26 情報の夕べABRO : 年金権Rentenrecht
 8/21 国際女性喫茶
 8/21 外国人評議会の会議
 9/18 国際女性喫茶
 9/18 外国人評議会の会議
 異文化週間の準備
 10/9 外国人評議会の会議
 10/14~20 異文化週間
 10/16 国際女性喫茶
 11/20 国際女性喫茶
 11/20 外国人評議会の会議
 11/25 情報の夕べABRO : 市民権獲得Einbürgerung
 12/11 国際女性喫茶
 12/11 外国人評議会の会議
 12/19 クリスマス祭
 (Flugblatt: ABRO Ausländerbeirat Rostock, Veranstaltungen '96.)

〈資料・参考文献〉

〈資料〉

- Frankfurt/M.—
 —Jugendamt der Stadt Frankfurt/M.
 Stadt Frankfurt am Main: Jugendplan 10. 1987.
 Jugendamt-Jugendhilfeplanung: Ausgewählte Statistische Daten zur Angebotsanalyse der offenen Freizeiteinrichtungen für Kinder und Jugendliche in Frankfurter Stadtteilen, 9/1994.
 —Internationales Jugendzentrum
 Internationales Jugendzentrum: Programm 1996.
 Stadt Frankfurt am Main: Zehn Jahre Internationales Jugendzentrum. 1976-1986, 1986.
 —“Kinderinsel”
 Kinderinsel, Hamburger Allee Hort und offener Bereich unter einem Dach: Konzept Entwurf. (o.J.)
 —Türkisches Volkshaus: Jugendprojekt “Stop the violence”
 “Stop the violence”: Gemeinsames Projekt der US-Militärgemeinde, der Türkischen Volkshaus und der Stadt Frankfurt. 19/2/1992.
 Stop the violence! News: Informationsblatt des Stop the violence Projektes, Nr. 2, 9/1993.
 Stop the violence! News: Informationsblatt des Stop the violence Projektes, Nr. 4, 2/1994.

- Verein für Jugend- und Sozialhilfe Wetterau e.V.
Tagesgruppe “Schnurrstrasse” Kurz-Konzeption
Lichtblick (Broschüre)
- Aktionsgemeinschaft für Bewegungsorientierte Sozialarbeit e.V. (AGBS)
Sozialer Trainingskurs (Broschüre)
Projektantrag: Soziale Trainingskurse (o.J.)
- Freiburg/Br.—
- Werk- und Sprachschule: Berufsbildung und Sozialpädagogik
Caritasverband Freiburg-Stadt e.V.: Werk- und Sprachschule mit staatlich anerkanntem Hauptschulzweig.
Ganztagsschule für Aussiedler und Kontingentflüchtlinge, 1995.
Caritasverband Freiburg-Stadt e.V. Werk- und Sprachschule: Ausbildungsbegleitende Hilfen. Sicher zum Ausbildungserfolg, 1994.
- Ausländerinitiative Freiburg e.V.
Ausländerinitiative Freiburg e.V.: 1976-1996. 1996.
- Gewerbe Akademie
Gewerbe Akademie: Bildungsprogramm. Herbst-Winter 1996.
Arbeitsgemeinschaft der Handwerkskammern in Baden-Württemberg und der Arbeitsgemeinschaft der bayerischen Handwerkskammern: Das ist Handwerk. 1991.
Bundesministerium für Bildung und Wissenschaft: Europa-Mittler für Bildung und Wissenschaft in Deutschland. Bonn, 1994.
Bundesministerium für Bildung und Wissenschaft: Chancen: Neue Bildungsmodelle für Frauen. Bonn, 1986.
Bundesministerium für Bildung und Wissenschaft: Überbetriebliche Berufsbildungsstätten (Grundlagen Perspektiven für Bildung und Wissenschaft 35), Bonn, 1993.
Ministerium für Wirtschaft, Mittelstand und Technologie Baden-Württemberg: Berufliche Weiterbildung. Stuttgart, 1990.
- Ausbildungsbegleitende Hilfen (ABH)
Ausbildungsbegleitende Hilfen Bleisgau-Hochschwarzwald: Jahresbericht 1995.
Ausbildungsbegleitende Hilfen Bleisgau-Hochschwarzwald: Förderkurse für Auszubildende. (o.J.)
- Jugendtreff Brühl-Beurbarung
Konzeption für den Jugendtreff Brühl-Beurbarung e.V., 1991.
Flugblatt: Jugendtreff Brühl-Beurbarung e.V. (o.J.)
Jugendbildungswerk Freiburg i. Br. e.V.: Jugendbildungswerk für Kinder, Kurse 1996/97 (Flugblatt).
Jugendbildungswerk Freiburg i. Br. e.V.: Jugendbildungswerk für Jugendliche, Kurse 1996/97 (Flugblatt).
- Berlin—
- RAA Berlin-Regionale Arbeitsstellen für Ausländerfragen e.V.—
nah & fern: Arbeitsgemeinschaft Christlicher Kirchen in Deutschland. Beiheft, 8/1996.
nah & fern: Bundesverfassungsgerichtsurteil zum Asylrecht -Abschiebungshaft-Illegalität. H. 20, 9/1996.
Landesarbeitsgemeinschaft Schuldnerberatung Berlin (Hrsg.): Ratgeber für Betroffene. (o.J.)
RAA Berlin (Hrsg.): Interkulturelle Beiträge 5. Die Insel. Ein Planspiel zur Gewaltprävention, Berlin (1992?).
RAA Berlin (Hrsg.): Interkulturelle Beiträge 10. Die Gerichtsverhandlung. Ein Planspiel zur Wertediskussion und Gewaltprävention, Berlin, 1994.
RAA Berlin (Hrsg.): Interkulturelle Beiträge 13. Die >>Rechten<< kommen. Praktische Handlungsmöglichkeiten zur Gewaltprävention, Berlin, 1994.
RAA Potsdam (Hrsg.): Interkulturelle Blätter 1. Über unsere Arbeit, 1994.
- Antirassistische Initiative e.V.
Verband der Initiativgruppen in der Ausländerarbeit-VIA e.V. (Hrsg.): Antirassismus Telefone. Duisburg,

1994.

Antirassistische Initiative Berlin (Hrsg.): Rassismus in Deutschland—Das Beispiel Eberswalde. 1994.

ZAG (Zeitung Antirassistischer Gruppe): Thema: Bleiberrecht für VertragsarbeiterInnen. Nr. 9, 11/1993.

ZAG (Zeitung Antirassistischer Gruppe): Thema: Deutscher Antirassismus?, Nr. 14, 1/1995.

ZAG (Zeitung Antirassistischer Gruppe): Thema: Europa. Nr. 16, 9/1995.

ZAG (Zeitung Antirassistischer Gruppe): Thema: VietnamesInnen in Berlin. Nr. 18, 4/1996.

ZAG (Zeitung Antirassistischer Gruppe): Thema: Einwanderungspolitik. Nr. 19, 9/1996.

—Informations-, Forschungs-, Fortbildungsdienst Jugendgewaltprävention

IFFJ: Seminarprogramm 2. Jahreshälfte 1996.

—Die Ausländerbeauftragte des Senates von Berlin

Die Ausländerbeauftragte des Senates von Berlin: Was tun gegen Diskriminierung?, 1994.

Die Ausländerbeauftragte des Senates von Berlin: Wegweiser für die Ausländerarbeit bei Behörden und Verbänden in Berlin, 1996.

Trainingsoffensive e.V.: Miteinander leben will gelernt sein. 1996.

Läufer, Thomas: 22 Fragen zu Europa. Die Europäische Union und ihre Reform, Bonn, Europa Union Verlag GmbH., 1995.

Die Ausländerbeauftragte des Senates von Berlin: Das Aufenthaltsrecht. Ein Leitfaden zum Ausländergesetz, 1996.

Die Ausländerbeauftragte des Senates von Berlin: Bericht zur Integrations- und Ausländerpolitik. Fortschreibung 1995.

Seidel-Pielen, E./Farin, K.: Der Gewalt die Stirn bieten. Die Ausländerbeauftragte des Senates von Berlin, 1993.

Stach, A./Hussain, E.: Ausländer in der DDR. Ein Rückblick, Die Ausländerbeauftragte des Senates von Berlin, 1994.

Die Ausländerbeauftragte des Senates von Berlin: "Berlin—tolerant und weltoffen" 9. Gesprächsforum vom 9. Dezember 1995.

Thiede, C.P.: Wir in Europa. Bonn, Presse- und Informationsamt der Bundesregierung, 1995.

Die Ausländerbeauftragte des Senates von Berlin: Die Arbeitserlaubnis. Hinweise zur Arbeitsaufnahme, 1995.

Die regierende Bürgermeister von Berlin: Berliner Europabericht 1995.

Die Ausländerbeauftragte des Senates von Berlin: Japan an der Spree. 1996.

Die Ausländerbeauftragte des Senates von Berlin: Polen in Berlin. 1994.

Die Ausländerbeauftragte des Senates von Berlin: Das russische Berlin. 1994.

—Anti-Gewaltprogramm an Schulen: Information, Aufklärung und Verhaltenstraining durch Mitarbeiter der Polizei

Der Polizeipräsident in Berlin: Grundsatzposition der Kriminalpolizeilichen Beratungsstelle Berlin zu Abwehrwaffen und-geräten, 7/1992.

—Gang Way e.V.—

Gang Way e.V., Straßensozialarbeit in Berlin (Broschüre) (o.J.)

Gang Way e.V., Straßensozialarbeit in Berlin: Dokumentation II, 1996.

Gang Way e.V., Straßensozialarbeit in Berlin (Flugblatt) (o.J.)

Bezirke mit Straßensozialarbeit in Berlin: Auswertung des Fragebogens "Leistungsprofile von Streetwork in Berlin", S. 16.

Senatsverwaltung für Soziales, Die Ausländervertrage: Top Berlin International—Ein Informationsforum—, Nr. 2, 2/1996.

—Senatsverwaltung für Schule, Jugend und Sport—

Senatsverwaltung für Jugend und Familie Berlin: Bericht über Bestand und Perspektiven für die Berliner

- Jugendfreizeitstätten (Jugendfreizeitstättenbericht). 1995.
- Bundesarbeitsgemeinschaft der Landesjugendämter: Empfehlungen zum Auftrag der Träger der öffentlichen Jugendhilfe im Bereich Jugendarbeit nach §§ 11/12 KJHG (SGB VIII)-beschlossen in der 77. Arbeitstagung vom 12.-14. 10. 1994 in Kassel-.
- Abgeordnetenhaus von Berlin: Vorlage-zur Kenntnisnahme-über Gruppengewalt von Jugendlichen in Berlin. 1992.
- Gesetz zur Ausführung des Kinder-und Jugendhilfsgesetzes (AG KJHG) vom 9. Mai 1995. in: Sonderdruck aus Gesetz-und Verordnungsblatt für Berlin, Nr. 24 vom 18. Mai 1995, S. 300-311.
- Eröffnung neuer Perspektiven für die Berliner Jugendfreizeiteinrichtungen-Drucksachen Nrn und 12/1418 und 12/1602-Schlußbericht-, 1993.
- Senatsverwaltung für Jugend und Familie Berlin: Jugend und Gewalt. Drei Interviews mit Helmut Heitmann, Michael Heinisch, Wolfgang Gerke. 1992.
- Landeskommission Berlin gegen Gewalt: Adressen gegen Gewalt... (o.J.)
- Magistratverwaltung für Jugend, Familia und Sport: Jugend und Rechtsextremismus in Berlin-Ost. Fakten und Gegenstrategien, 1990 (?).
- Senatsverwaltung für Frauen, Jugend und Familie Berlin: Rundbrief. Jugendarbeit gegen Rechtsextremismus, 1990.
- Ohder, Claudius: Möglichkeiten der Gewaltverhinderung und-vorbeutung im Rahmen der Freizeitarbeit mit Jugendlichen. 1993 (?).
- Rostock—
- RAA Hansestadt Rostock und Bad Doberan—
- Papiere über RAA Hansestadt Rostock und Bad Doberan. 1996.
- RAA Potsdam (Hrsg.): Interkulturelle Beiträge 7, Potsdam, 1994 (?).
- RAA Potsdam (Hrsg.): Interkulturelle Beiträge 16, Potsdam, 6/1995.
- Kellerkind e.V.
- Kellerkind e.V.: Schulsozialarbeit an beruflichen Schulen. 1996.
- Stand Projekte Schulbezogener Sozialarbeit in Rostock (Stand Nov. '96).
- Modellprojekt des Jugend-und Sozialwerkes Region Rostock e.V.: Die Entwicklung der Gewaltstoppen- Soziales Lernen mit Kindern, Eltern und anderen Erwachsenen. Ein Programm zur modellhaften Weiterentwicklung der Jugendhilfe in Mecklenburg-Vorpommern 1997-1998.
- VHS Infomobil—
- Volkshochschule Lippe-West: Dokumentation Deutsche aus Osteuropa bei uns, Projekt Ost-West-Integration, 1995.
- Volkshochschule Lippe-West: kennenlernen Deutsche aus Osteuropa bei uns. Ein Arbeitsheft zu einem Foliensatz und weiteren Medien zum Thema "Integration von Aussiedlern" (o.J.).
- Volkshochschule Lippe-West: Dokumentation zur Ausstellung. Deutsche aus Osteuropa bei uns (o.J.).
- Flugblatt: Gegen Fremdenfeindlichkeit, Rechtsextremismus, Gewalt.
- Flugblatt: Deutsche aus Osteuropa bei uns.
- kennenlernen Deutsche aus Osteuropa bei uns. Volkshochschule Hansestadt Rostock. Nr. 2/95.
- kennenlernen Deutsche aus Osteuropa bei uns. Volkshochschule Hansestadt Rostock. Nr. 1/96.
- Flugblatt: ABRO Ausländerbeirat Rostock, Veranstaltungen '96.
- Flugblatt: ABRO Ausländerbeirat Rostock, Gemeinsam für Gerechtigkeit.
- Ausländerbeauftragte
- Hansestadt Rostock (1993): Wegweiser für Ausländische Bürgerinnen und Bürger.
- Gewerkschaftliche Arbeitslosenbetreuung "Dau wat" e.V. (1996): Dau wat..., Dezember.
- Ausländerstatistik Stand 30. 06. 1996.
- Hansestadt Rostock: Sport Info '96.

—Hamburg—

—ISP (Institut des Rauhen Hauses für Soziale Praxis)

Institut des Rauhen Hauses für Soziale Praxis: Sozialräumliche Beschreibung Rostock. 1993.

〈参考文献〉

- Abgeordnetenhaus von Berlin (1988): Bericht über ein Sozialpädagogisches Konzept für ältere Kinder. Drucksache 10/2134, am 05. 04. 1988.
- Aktion Gemeinsam e.V. (Hrsg.) (1994): Die Geschichte Heimat. Neuanfang für die Deutschen im Osten oder Aussiedlung zu uns. Bonn.
- Aktuell '97. (1996) Das Lexikon der Gegenwart. Dortmund, Harenberg Lexikon Verlag.
- Arbeitsförderungsgesetz (1996). München.
- Aspekte der Jugendkriminalität. Eine Informationsschrift der Berliner Polizei im Rahmen des Programms "Jugend mit Zukunft". 1994?
- BAG JAW (1995): Hilfen für junge Aussiedlerinnen und Aussiedler. Bonn.
- Becker, Gerd: Beratung und Supervision als Reflexion beruflichen Handelns. in: Becker, G./Simon, T. (Hrsg.) (1995): Handbuch aufsuchende Jugend- und Sozialarbeit. Weinheim/München, S. 283-297.
- Biamino, Hanna: Arbeitsgruppe 4: Jugendliche zwischen Arbeitsmarkt und Ausbildung. am 11. 3. 1996
- Bundesministerium des Innern (1994): Wegweiser für Spätaussiedler. Bonn.
- Deutsches Ausländerrecht (1996). München.
- Deutsches Institut für Fernstudien an der Universität Tübingen (1985): Ausländerkinder in der Schule. Aufnahmeunterricht für "Seiteneinsteiger".
- Folgen der Arbeitsmigration für Bildung und Erziehung (1995): Ein Schwerpunktprogramm der Deutschen Forschungsgemeinschaft; Bibliographische Informationen. Frankfurt/M.
- Gogolin, Ingrid (1997): "Kultur" als Thema der Pädagogik der 1990er Jahre. in: Stroß, A.M./Thiel, F. (Hrsg.): Erziehungswissenschaft, Nachbardisziplinen und Öffentlichkeit: Themenfelder und Themenrezeptionen der allgemeinen Pädagogik in den 1990er Jahren. Berlin.
- Kämper, Waltraud (1992): Lebens-Räume. Interkulturelle Pädagogik und offene Jugendarbeit, Frankfurt/M.
- Maier, K./Stallkamp, D./Wagner, Th. (1996): Hilfe zur beruflichen Integration ausländischer Jugendlicher. Bestandaufnahme und Vorschläge für den Raum Freiburg, Kontaktstelle für praxisorientierte Forschung e. V. an der Evang. Fachhochschule Freiburg.
- Müller, Britta (1996): Ausländer im Osten Deutschlands, Das Beispiel Rostock, Köln.
- RAA (Hrsg.): Es gibt nichts Gutes, außer: man tut es. Handbuch zu interkulturellen Projekten der RAA in den neuen Bundesländern, Berlin, 1995.
- Radtke, F.-O. (1993): Multikulturalismus—Ein Gegengift gegen Ausländerfeindlichkeit und Rassismus?, in: Heßler, M. (Hrsg.): Zwischen Nationalstaat und multikultureller Gesellschaft, Berlin, S. 91-103.
- Radtke, F.-O. (1994): Multikulturalismus: Ein postmoderner Nachfrage des Nationalismus?, in: Ostendorf, B. (Hrsg.): Multikulturelle Gesellschaft: Modell Amerika?, München, S. 229-235.
- Radtke, F.-O. (1995): Interkulturelle Erziehung. Über die Gefahren eines pädagogischen halbierten Anti-Rassismus, in: Zeitschrift für Pädagogik, 41. Jg. Nr. 6, S. 853-864.
- Radtke, F.-O. (1995): "Multikulturelle Streetgangs" revisited. in: Neue Sammlung, 35. Jg. H. 3, S. 65-76.
- Richter, Helmut (1993): Sozialpädagogik zwischen Normalität und Pluralität. in: neue praxis, H. 4, S. 361-8.
- Schüpp, D./Kopperschmidt, J./Pöttgens, H. (Hrsg.) (1994): Rechtsextremismus und Gewalt. Phänomene-Analyse-Antworten, Fachhochschule Niederrhein.
- Stüwe, Gerd (1992): "Der einzelne steht im Wind-ohne Nischen". Der doppelte Transformationsprozeß der

- Jugendlichen in den neuen Bundesländern/Eine Analyse von Wilhelm Heitmeyer, in: Frankfurter Rundschau, 25/9/1992.
- Sttwe, Gerd (1996): Migranten in der Jugendhilfe. Klischeevorstellungen und fehlendes Problembewußtsein, in: ISS: Zeitschrift für Migration und Soziale Arbeit, H. 3+4, S. 25-29.
- Wienandts, Gerhard (1990): Eine faire Chance für ausländische Jugendliche. Forschungsstelle Migration und Integration Pädagogische Hochschule Freiburg.
- 生田周二 (1994) 「ドイツ青年と極右主義—ドイツ統一をめぐる社会批判的青少年研究の動向と課題—」『日本社会教育学会紀要』第30号, 106-116頁。
- 生田周二 (1995) 「ドイツにおける異文化間青少年活動の模索—偏見の克服—」『日本社会教育学会紀要』第31号, 114-124頁。
- 生田周二 (1996) 「ドイツにおける異文化間教育の諸相—多文化社会への不安と展望—」『鳥取大学教育学部教育実践研究指導センター研究年報』第5号, 11-18頁。
- 生田周二 (1996) 「ドイツにおける異文化間教育の諸分野—5都市におけるユースワークの現状と課題—」『鳥取大学教育学部研究報告：教育科学』第38巻第1号, 77-106頁。
- 生田周二 (1997) 「ドイツ・ロストック市におけるユースワークの事例研究—地域共生コミュニケーションの創出とユースワークの役割—」『鳥取大学教育学部研究報告：教育科学』第38巻第2号, 193-222頁。
- 五島昭 (1995) 『大國ドイツの進路』中公新書。

Abstract

This paper is a report of the research done during October and December in 1996 related to intercultural education/youth work in 4 cities in Germany. These 4 cities are Frankfurt/M. and Freiburg/Br. in the West, and on the other hand East-Berlin and Rostock in the East.

The purpose of the research was to investigate the strategies for intercultural coexistence and intercommunication on the basis of differences and common points of the 4 cities.

As a result of the analysis, the following can be pointed out as the viewpoints to consider the strategies of the communication for coexistence in community:

- 1) to promote language education, general education and vocational education/training, especially towards the foreigners for their integration or self-development,
- 2) to examine the measures for the creation of each own culture and identity,
- 3) to investigate a cooperation of youth work with school, vocational education center and family,
- 4) to carry out the training program on intercultural education/communication in the administrations and schools etc.,
- 5) to examine how to make and introduce the standards of the foreigners' share in the administrations and schools etc.,
- 6) to differentiate the foreigners without simple grouping them and to investigate their ethnicity, gender, history of immigration and social class.

Point 1 is related to the cognitive elements, point 2 is related to affective elements of human beings, capability of activities and social skills. Points 3, 4 and 5 are important institutional backgrounds to support points 1 and 2. Point 6 is also important to accept the viewpoint of differentiation and individualization and to abolish the ideas of stigmatization and cultural reductionism (culturalism).